

令和 8 (2026) 年度
札幌大学・札幌大学大学院
自己点検・評価報告書

令和 8 (2026) 年 8 月
(評価基準日：令和 8 (2026) 年 5 月 1 日)

目 次

【基準 1】 使命・目的

1-1 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知	P. 04
②中期的な計画への反映	P. 06
③3 つのポリシーへの反映	P. 07
④教育研究組織の構成との整合性	P. 09
⑤変化への対応	P. 10

【基準 2】 内部質保証

2-1 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立	P. 11
-------------------------	-------

2-2 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有	P. 12
②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析	P. 13

2-3 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用	P. 14
②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用	P. 16
③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性	P. 17

【基準 3】 学生

3-1 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知	P. 18
②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証	P. 20
③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持	P. 22

3-2 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備	P. 23
②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実	P. 25

3-3 キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施	P. 28
②キャリア支援体制の整備	P. 30

3-4 学生サービス

①学生生活の安定のための支援	P. 32
----------------	-------

3-5 学修環境の整備

- ①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 35
- ②図書館の有効活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 38
- ③施設・設備の安全性・利便性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 39

[基準 4] 教育課程

4-1 単位認定、卒業認定、修了認定

- ①ディプロマ・ポリシーの策定と周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 40
- ②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 43

4-2 教育課程及び教授方法

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 45
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性・・・・・・・・ P. 52
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成・・・・・・・・ P. 54
- ④教養教育の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 56
- ⑤教授方法の工夫と効果的な実施・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 58

4-3 学修成果の把握・評価

- ①3 つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用・・・・・・・・ P. 60
- ②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック・・・・・・・・ P. 62

[基準 5] 教員・職員

5-1 教育研究活動のための管理運営の機能性

- ①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 63
- ②権限の適切な分散と責任の明確化・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 64
- ③職員の配置と役割の明確化・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 66

5-2 教員の配置

- ①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置・・・・・・・・ P. 67

5-3 教員・職員の研修・職能開発

- ①FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施・・・・・・・・ P. 68
- ②SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み・・・・・・・・ P. 70

5-4 研究支援

- ①研究環境の整備と適切な管理運営・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 71
- ②研究倫理の確立と厳正な運用・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 72
- ③研究活動への資源の配分・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 73

【基準 6】 経営・管理と財務

6-1 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 75

②環境保全、人権、安全への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・P. 77

6-2 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性・・・・・・・・P. 79

②使命・目的の達成への継続的努力・・・・・・・・・・・・・・・・P. 81

6-3 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化・・・・・・・・・・・・・・・・P. 82

②評議員会と監事のチェック機能・・・・・・・・・・・・・・・・P. 83

6-4 財務基盤と収支

①財務基盤の確立・・・・・・・・・・・・・・・・P. 85

②収支バランスの確保・・・・・・・・・・・・・・・・P. 86

③中期的な計画に基づく適切な財務運営・・・・・・・・P. 87

6-5 会計

①会計処理の適正な実施・・・・・・・・・・・・・・・・P. 88

②会計監査の体制整備と厳正な実施・・・・・・・・P. 89

【基準 A】 地域連携

A-1 ①地域連携活動への取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・P. 90

基準 1	使命・目的
1-1	使命・目的及び教育研究上の目的の反映
1-1-①	学内外への周知
評価の視点に関わる自己判定の留意点	使命・目的及び教育研究上の目的をどのように学生、教職員、役員、学外関係者に周知しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	学校法人札幌大学は、地元の有力な企業経営者であった岩澤靖氏が、道内経済人からの要請などを踏まえ、大学設置を提案、申請し、昭和 42(1967) 年 2 月に設置認可された。初代理事長となった岩澤靖氏は、地元北海道において「地域に貢献する人材」を育成する高等教育機関としての私立文系総合大学を構想し、経済学部（経済学科）と外国語学部（英語学科、ロシア語学科）からなる札幌大学の開学（昭和 42(1967) 年 4 月）に結実した。さらに翌年、昭和 43(1968) 年 4 月、札幌大学女子短期大学部を設置（令和 5(2023) 年 6 月閉学）した。 本学の建学の精神は、「生氣あふれる開拓者精神」である。また、教育目標として「生氣あふれる人間」、「知性豊かな人間」、「信頼される人間」の育成を掲げた。本学開設当時は、北海道が開拓の始まりから 100 年を迎えた時期であり、先人たちが苛酷な気候条件と戦いながら、ひるまぬ心とチャレンジ精神をもって開拓を成し遂げた、その逞しい人間像を建学の精神に重ね合わせ、人材育成のための 3 つの要素（生氣・知性・信頼）を教育目標に織り込んだものである。 こうした本学設置の趣旨は、「学校法人札幌大学寄附行為」に明確に規定している。第 3 条において、本法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、生氣に溢れ、知性豊かな、信頼される人間を育成して地域の発展に貢献することを目的とする」とし、「札幌大学学則」及び「札幌大学大学院学則」の中で次のとおり明文化している。 札幌大学学則（第 1 条） 札幌大学は、学校法人札幌大学が設置する学校として、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）及び建学の精神に基づき、生氣に溢れ、知性豊かな、信頼される人材を育成し、もって地域社会の発展に貢献することを目的とする。 札幌大学大学院学則（第 1 条） 札幌大学大学院は、札幌大学学則第 3 条の規定に基づき、学問の自由を基礎に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、教育研究成果を広く社会に提供することにより、文化の進展に寄与することを目的とする。 さらに、簡潔・明確な語句表現である建学の精神と教育目標に加えて、簡明な文章表現により、以下の 5 つの教育方針を掲げ、建学の精神、教育目標と併せて大学ウェブサイトで明記している。 ① 北海道から世界へはばたく、視野の広い人間を育てます。 ② 個性をみがき、夢の実現を目指す人間を育てます。 ③ 幅広い教養をもち、人生を豊かにできる人間を育てます。 ④ 地域を愛し、社会貢献の意欲に富んだ人間を育てます。 ⑤ 環境に配慮し、未来に責任をもつ人間を育てます。 大学を取り巻く環境変化への対応として、平成 25(2013) 年 4 月には、それまでの 5 学部制を廃止し、13 専攻を有する 1 学群（学部）1 学域（学科）「地域共創学群人間社会学域」を開設した。その後数度の専攻再編を経て、令和 6(2024) 年 4 月から、1 学群 8 専攻の編制としている。 「地域共創」とは、「地域において他者と共に新しい価値を生み出す」ことである。この理念は札幌大学の「学群・学域の教育目標及び人材育成の目的」として「札幌大学学則」第 9 条において次のとおり明文化している。 ① 急速に変化する現代の社会が抱える様々な課題に、広い視野と総合的な知識・判断力によって、総合的に対処できる人材を育成すること。 ② 地域において他者と共に新たな価値を創造する力、すなわち「地域共創力」を身に付けた人材を育成すること。 ③ 経済学、経営学、法学、外国語学、文化学などに関する専門知識を駆使して、参加と協働による持続可能な社会の実現に貢献する人材を育成すること。 その後、少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援として文部科学省が行う補助事業令和 6(2024) 年度「少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える私立大学等戦略的経営改革支援」に申請・採択された「札幌大学魅力化構想」の企画立案にあたっては、育成すべき人材像を定め、令和 7(2025) 年 5 月に本学学生が身につける力として「札大コンピテンシー」を定めた。

	この人材像、札幌コンピテンシーは、令和 7(2025)年 6 月改訂の「札幌みらいフロンティア・プラン（新・中期計画）」にも反映させ、建学の精神及び教育目標と共に公表している。 本学の建学の精神、教育目標や札幌コンピテンシーについては、大学ホームページのほか、大学案内等の募集広報物で周知している。令和 8(2026)年度入学式においては、本学卒業生であり、社会で活躍されている企業トップを招き、本学で身につけるべき力について、自身の社会経験を踏まえてメッセージをいただいたが、そのメッセージにおいても、入学生とその保護者に対して、本学の使命・理念について理解を促した。 また、札幌大学大学院の人材育成の目的は「札幌大学大学院学則」第 6 条において次のとおり明文化している。 「人類の共存」、「人類と自然の共生」という今日的課題に応えるべく、「共生と調和」を教育理念とする。この教育理念を実現させるため、斬新な創造力、比較文化的視野に立った批判力、トータル的な表現力という 3 つの能力を備えた人材を養成すること。 この大学院の教育目標及び人材育成の目的も、大学院ウェブサイトや各種印刷物を通じて学内外の関係者に広く周知している。 新入生には、ガイダンス時に配布する「履修のてびき」、「便覧」に掲載して周知し、在学生、教職員、役員等に対しては、中央棟及び 1 号館、6 号館に建学の精神及び教育目標を記載した木製パネルを設置して周知を図っている。 また、本学のブランド力を強化することを目的として、建学の精神及び教育目標を視覚的に表現したクレスト（シンボルマーク）を作成している。 クレストに描かれた「樹」は大樹となって伸びゆく豊かな世界を秘めて「信頼」を現し、「雪」は樹の枝ぶりの配置を重ねて「生氣」、「本」は「知性」の象徴であり、3 つの教育目標を示している。アルファベットの「P」、「V」、「F」はそれぞれ、建学の三精神をラテン語で表した「PERSPICIVITAS」、「VITALITAS」、「FIDELITAS」の頭文字に由来し、数字の「1967」は本学の創立年を表している。
指定するエビデンス資料	○大学ウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL ○使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則
自己点検・評価の根拠となる資料	
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法第 83 条（目的）、第 85 条（学部） ○学校教育法施行規則第 165 条の 2（策定の方針）、第 172 条の 2（情報の公表） ○大学設置基準第 2 条（教育研究上の目的）、第 3 条（学部）、第 4 条（学科）、第 5 条（課程）、第 6 条（学部以外の基本組織）、第 40 条の 4（大学等の名称）、第 58 条（外国に設ける組織） ○私立学校法第 99 条（予算及び事業計画）、第 148 条（体制の整備及び中期事業計画の作成等）

評価の視点 1-1-② 中期的な計画への反映

基準 1	使命・目的
1-1	使命・目的及び教育研究上の目的の反映
1-1-②	中期的な計画への反映
評価の視点に関わる自己判定の留意点	使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	平成 31(2019) 年 3 月に「札幌みらいフロンティア・プラン（中長期構想）」を策定した。その後、コロナ禍への対応や耐震化をはじめとする校舎整備など大学内外の環境変化等を踏まえた改訂を必要に応じて行ってきた。その後、少子化の想定以上の進行や AI の急速な進化と普及など、大学を取り巻く急速な環境変化に的確に対応し、「選ばれ続ける札幌大学」に向けて積極的に取り組むため、「中長期構想」について必要な修正を加えると共に、「中長期構想」の改訂時期を 1 年前倒しし、重点的に取り組むべき目標を再構築した「札幌みらいフロンティア・プラン（新・中期計画）」を令和 5(2023) 年 5 月に策定した。 「新・中期計画」には、本学の使命・目的である建学の精神、教育目標（ミッション、ビジョン）を反映すると共に、これらを柱とし、昨今の社会情勢の大きな変化、国の高等教育施策の指針等を踏まえ、本学の強みを活かした重点テーマを掲げ、その実現に向けたく 9 つの「行動計画」を推進することとしている。 <9 つの「行動計画」> ①「教育改革・専攻再編」 ②「専攻横断型プログラムの拡充」 ③「地域連携の推進」 ④「大学間連携の深化」 ⑤「実社会との関わり、就職サポートの強化」 ⑥「多様な国際交流の推進」 ⑦「課外活動の価値の向上」 ⑧「満足度向上に向けた総合的な学生支援」 ⑨「キャンパス整備の総仕上げ」 令和 6(2024) 年度、文部科学省の補助事業である「少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える私立大学等戦略的経営改革支援」に教育プログラムの構造転換を通じて、本学の学群制の強みを一層強化しようとする「札幌大学魅力化構想」を申請し採択された。このことを受け、令和 7(2025) 年 6 月に、この構想の内容を織り込んで「新・中期計画」を改訂した。 このたびの改訂においては、「札幌大学魅力化構想」の企画立案にあたり、本学の連携、協力先である自治体や産業界等の関係者から広く意見を聴取しながら策定した本学が今後育成すべき人材像と本学学生が身につけるべき力「札幌コンピテンシー」を反映した。
指定するエビデンス資料	○大学ウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL ○使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則
自己点検・評価の根拠となる資料	
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法第 83 条（目的）、第 85 条（学部） ○学校教育法施行規則第 165 条の 2（策定の方針）、第 172 条の 2（情報の公表） ○大学設置基準第 2 条（教育研究上の目的）、第 3 条（学部）、第 4 条（学科）、第 5 条（課程）、第 6 条（学部以外の基本組織）、第 40 条の 4（大学等の名称）、第 58 条（外国に設ける組織） ○私立学校法第 99 条（予算及び事業計画）、第 148 条（体制の整備及び中期事業計画の作成等）

評価の視点 1-1-③3 つのポリシーへの反映

基準 1	使命・目的
1-1	使命・目的及び教育研究上の目的の反映
1-1-③	3 つのポリシーへの反映
評価の視点に関わる自己判定の留意点	使命・目的及び教育研究上の目的を 3 つのポリシーに反映しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	建学の精神及び教育目標を達成するため、令和 5(2023)年度にディプロマ・ポリシー(DP)、カリキュラム・ポリシー(CP)の改訂を行い、その一貫性を確保したカリキュラム運用を令和 6(2024)年度から開始し、DP 及び CP と共に大学ウェブサイトや「履修のてびき」などで広く周知を行っている。 アドミッション・ポリシー(AP)についても令和 6(2024)年度に改訂し、建学の精神及び教育目標に基づく 3 つのポリシーを運用している。 令和 6(2024)年度「少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える私立大学等戦略的経営改革支援」に申請した「札幌大学魅力化構想」の立案にあたり、自治体や産業界をはじめとする本学を取り巻く関係者から社会・地域等の将来ビジョン等を踏まえた人材需要について広く意見聴取した。こうした意見を踏まえ、建学の精神、教育目標を基本とし、本学が今後育成すべき人材像について以下のように掲げた。 ○ 不確実性の高まる時代を生き抜く総合知と強靱な心身を備えた人材 ○ 地域社会の現状・可能性を理解し、課題解決に取り組む意欲を持った人材 ○ 他者との協働を支えるコミュニケーション力、リテラシーを備えた人材 さらに、これらの人材像をもとに学内外で議論を重ね、自治体や産業界のニーズ、本学卒業生が社会で培ってきた実績などを踏まえ、教育目標である「地域共創力」を再定義し、令和 7(2025)年 5 月、本学学生が身に付けるべき力「札大コンピテンシー」を以下のとおり策定した。 「地域共創力」＝地域社会の発展のため、共に考え、行動し、新たな価値を創造できる力 【自分と話せる】 ① 自己を理解する力 ② 未知のものに興味・関心を持つ力 ③ 挑戦し続ける力 【他者と話せる】 ④ 多様な考えを尊重する力 ⑤ 他者と協働する力 【社会と話せる】 ⑥ 社会の変化に対応する力 ⑦ 企画・実行する力 ※令和 7(2025)年 5 月策定、令和 8 年 5 月一部見直し 「札幌大学魅力化構想」の計画である令和 9(2027)年のカリキュラム改変に向け、現在、建学の精神及び教育目標に加えて、この「札大コンピテンシー」に基づく DP の見直しを行っている。 令和 7(2025)年 7 月、「札大コンピテンシー」との関連を明確にした地域共創学群全体の DP (マスターDP) を策定した。 [DP1] 専攻分野についての理解を深め、必要な知識と技能を身につけている [DP2] 自らを理解し、分野横断的な視点でものごとを捉え、主体的に学びをデザインすることができる [DP3] 未知のものに挑戦し、粘り強くやりぬくことができる [DP4] 他者を尊重し、多様な価値を認めることができる [DP5] 社会の変化を捉え、必要な情報を収集・評価・活用して、企画・実行することができる [DP6] 修得した知識や技能をもとに、他者と協働して、社会課題の解決に挑み、地域共創に貢献することができる ※令和 7(2025)年 7 月策定、令和 8(2026)年 5 月一部見直し 引き続き、マスターDP との整合性を意識した各専攻の DP 作成に取り組んでいる。
指定するエビデンス資料	○大学ウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL ○使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則
自己点検・評価の根拠となる資料	
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	

令和 8(2026)年度 札幌大学・札幌大学大学院 自己点検・評価報告書

自己点検・評価で発見された課題など	当初計画よりも DP の見直しとそのためのカリキュラムの枠組み検討に時間を要したことにより、各専攻の DP 策定、CP 及び AP の見直しに遅れが見られる。
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	現在進めている DP の見直し作業を終え次第、CP 及び AP の見直しについても進めていく。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法第 83 条（目的）、第 85 条（学部） ○学校教育法施行規則第 165 条の 2（策定の方針）、第 172 条の 2（情報の公表） ○大学設置基準第 2 条（教育研究上の目的）、第 3 条（学部）、第 4 条（学科）、第 5 条（課程）、第 6 条（学部以外の基本組織）、第 40 条の 4（大学等の名称）、第 58 条（外国に設ける組織） ○私立学校法第 99 条（予算及び事業計画）、第 148 条（体制の整備及び中期事業計画の作成等）

評価の視点 1-1-④教育研究組織の構成との整合性

基準 1	使命・目的
1-1	使命・目的及び教育研究上の目的の反映
1-1-④	教育研究組織の構成との整合性
評価の視点に関わる自己判定の留意点	使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学部・学科などの教育研究組織を整備しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	本学は、「札幌大学学則」第 1 条の「札幌大学は、学校法人札幌大学が設置する学校として、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）及び建学の精神に基づき、生气に溢れ、知性豊かな、信頼される人材を育成し、もって地域社会の発展に貢献することを目的とする。」の使命及び目的を達成するために、「札幌大学学則」第 2 条に基づき、学生が所属する組織・教育課程として「地域共創学群人間社会学域」を置き、現在 8 専攻を有している。また、「札幌大学学則」第 8 条に基づき、教員が所属する組織として研究分野毎に 7 つの組織から成る「学系」を置いている。 各「学系」は毎月 1 回「学系会議」を開催している。各学系長を構成員とする「教育研究協議会」（議長は学長）は毎月 2 回開催している。それぞれの会議体が連携しながら教育研究上の課題を議論している。 本学の教育研究組織は、「学系会議」、学校教育法施行規則第 143 条に基づく代議制である「教育研究協議会」及び「各種委員会」で構成しており、教員の意見・要望を広く募り、全学的な意見集約のもと、業務判断を行っている。「教育研究協議会」や「学系会議」、教育研究に関する「各種委員会」、事務局などの組織が相互に連携し、学長のリーダーシップのもとでさらなる教育研究の充実に取り組んでいる。 「札幌大学魅力化構想」において、専攻プログラム（タテ）と分野横断型プログラム（ヨコ）とを掛け合わせた複眼的な専門性を養う学びを推進し、基盤教育全体をコーディネートする統括部門として令和 7(2025)年 9 月、知見を有する専門人材を採用し、「札幌大学地域共創教育センター開設準備室」を開設。以後、体制の枠組みやその役割について検討を進め、令和 8(2026)年 4 月、学則第 9 条に掲げる「学群・学域の教育目標及び人材育成の目的」達成を支援する教育組織として「地域共創教育機構」を開設するとともに、学則他、関連規程を整備した。 「地域共創教育機構」は、地域共創学群全体の教育の一貫性を確保するという「学系」とは異なる役割を担う組織であるが、「学系」同様に教員が所属する組織であり、機構長を議長として「機構運営会議」を定期的に開催し、「教育研究協議会」と連携しながら、教育の発展・向上に資することとしている。
指定するエビデンス資料	○大学ウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL ○使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則
自己点検・評価の根拠となる資料	○札幌大学学則 ○札幌大学学系会議に関する規程 ○札幌大学地域共創教育機構規程 ○札幌大学機構運営会議に関する規程
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法第 83 条（目的）、第 85 条（学部） ○学校教育法施行規則第 165 条の 2（策定の方針）、第 172 条の 2（情報の公表） ○大学設置基準第 2 条（教育研究上の目的）、第 3 条（学部）、第 4 条（学科）、第 5 条（課程）、第 6 条（学部以外の基本組織）、第 40 条の 4（大学等の名称）、第 58 条（外国に設ける組織） ○私立学校法第 99 条（予算及び事業計画）、第 148 条（体制の整備及び中期事業計画の作成等）

基準 1	使命・目的
1-1	使命・目的及び教育研究上の目的の反映
1-1-⑤	変化への対応
評価の視点に関わる自己判定の留意点	社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	平成 31(2019) 年に「札幌みらいフロンティア・プラン（中長期構想）」を策定して以降、その進捗について毎年度 PDCA による点検・検証を行いながら、適宜改訂を行い、令和 5(2023) 年に「札幌みらいフロンティア・プラン（新・中期計画）」を策定した。 同年、社会情勢や本学を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、各種事業の評価・見直しと新たな施策等の検討を年度期中から弾力的かつ機動的に行えるよう、「新・中期計画 PDCA 会議（PDCA 会議）」を設置し、「新・中期計画」で掲げる<9 つの「行動計画」>のそれぞれについて、評価・検証を行った。 また、令和 7(2025) 年 6 月に実施した「新・中期計画」の改訂においては、令和 6(2024) 年度「少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える私立大学等戦略的経営改革支援」に採択された「札幌大学魅力化構想」の内容を全面的に反映した。 その後、令和 6(2024) 年度に受審した大学機関別認証評価を踏まえ、令和 8(2026) 年 3 月に「学校法人札幌大学 PDCA 会議規程」を制定し、従来の「新・中期計画 PDCA 会議」を「学校法人札幌大学 PDCA 会議（PDCA 会議）」として規程上明確に位置付けるとともに、その役割及び運営方法を明確化した。これにより、「PDCA 会議」を教学及び法人に関する全学的な政策を点検・検証する組織として、内部質保証体制に位置付けた。 「PDCA 会議」は、学長、副学長及び、理事長、専務理事、常務理事、事務局長、部長を構成員として、教学・法人双方の観点から評価・検証を行う体制としている。こうした評価・検証を通じ、本学の教育・研究等の各種取り組みが学生や社会が求めるニーズに合致しているかを確認し、新たな施策や行動計画に反映している。
指定するエビデンス資料	○大学ウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL ○使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則
自己点検・評価の根拠となる資料	○学校法人札幌大学 PDCA 会議規程 ○札幌大学ウェブサイト（建学の精神・教育目標）
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法第 83 条（目的）、第 85 条（学部） ○学校教育法施行規則第 165 条の 2（策定の方針）、第 172 条の 2（情報の公表） ○大学設置基準第 2 条（教育研究上の目的）、第 3 条（学部）、第 4 条（学科）、第 5 条（課程）、第 6 条（学部以外の基本組織）、第 40 条の 4（大学等の名称）、第 58 条（外国に設ける組織） ○私立学校法第 99 条（予算及び事業計画）、第 148 条（体制の整備及び中期事業計画の作成等）

評価の視点 2-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

基準 2	内部質保証
2-1	内部質保証の組織体制
2-1-①	内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立
評価の視点に関わる自己判定の留意点	○内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。 ○内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。 ○内部質保証のための責任体制が明確になっているか
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	本学では、教育研究水準の向上を図り社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価及び公表を行っている。学長の責任のもとに学系長及び大学院長により構成する「札幌大学自己点検・評価運営会議」と、その下部組織として各専攻長及び各種委員会委員長を委員とする「自己点検・評価実施委員会」を恒常的な組織体制として設け、原則毎年度、点検・評価を実施し、その結果を大学ウェブサイト公表している。 これまで学長を中心に実施してきた自己点検・評価が、本学の内部質保証確保の取り組みとして責任ある体制であることを明確にするために、令和 6(2024)年 3 月に改めて「内部質保証の方針」、「内部質保証の組織」、「内部質保証の体制」を定め、公表した。 教育の質に関しては、学長と副学長を中心に、「教育研究協議会」をはじめ、「各種委員会」が有機的に連携・協力を図り、科目レベル、学位レベル、大学全体レベルにおいて教学マネジメントを推進することにより、継続的な教育の質保証に取り組んでいる。 さらに、令和 7(2025)年 6 月の「新・中期計画」の改訂においては、令和 6(2024)年度「少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える私立大学等戦略的経営改革支援」に採択された「札幌大学魅力化構想」の内容を全面的に反映した。「札幌大学魅力化構想」は、教育プログラムの構造転換を通じて、本学の学群制の強みを一層強化しようとするものである。構想に基づき構築した教育について、学生の学修成果を通じて検証し、その結果を教育課程及び授業科目の改善・改革につなげることにより、教育の質の向上を図る取り組みとして、内部質保証の実質化を推進している。 「新・中期計画」の行動計画として掲げている教育改革や教育プログラムの拡充等に向けた施策の進捗状況については、学長、副学長に加え、法人理事、事務局執行部を交えた「学校法人札幌大学 PDCA 会議」において、大学総体として確認・検証を行いながら、改善に取り組む体制を整えている。また、学生及び学外者の視点を踏まえた教育プログラムの点検・評価の充実に向けて、令和 8(2026)年 3 月に「学生評価委員会」及び「外部評価委員会」に関する要領を定め、両委員会を内部質保証体制の下で継続的に開催し、学生及び学外者の意見を教育活動等の改善に反映するための組織的基盤を整備した。
指定するエビデンス資料	○内部質保証に関する全学的な方針 ○内部質保証のための組織図 ○内部質保証に責任を持つ会議体の規則
自己点検・評価の根拠となる資料	○学校法人札幌大学 PDCA 会議規程 ○札幌大学自己点検・評価規程 ○札幌大学自己点検・評価運営会議要領 ○札幌大学自己点検・評価実施委員会に関する要領 ○札幌大学学生評価委員会に関する要領 ○札幌大学外部評価委員会に関する要領 ○札幌大学ウェブサイト（内部質保証） ○札幌大学の内部質保証（PDCA 概念図）
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○私立学校法第 36 条（理事会の職務等）、第 148 条（体制の整備及び中期事業計画の作成等）

評価の視点 2-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

基準 2	内部質保証
2-2	内部質保証のための自己点検・評価
2-2-①	内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
評価の視点に関わる自己判定の留意点	○内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。 ○エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的実施しているか。 ○自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	本学の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究等の状況を定期的に点検し、評価を行い、その結果を公表することを「札幌大学学則」第 12 条に定めている。また、「自己点検・評価規程」において、自己点検・評価は原則として毎年度実施することを定めている。 学長の責任のもと、質保証を所管する「札幌大学自己点検・評価運営会議」及び「自己点検・評価実施委員会」において教学に関する自己点検・評価を行っている。その結果を、教学執行部及び法人役員で構成する「学校法人札幌大学 PDCA 会議」において、改めて認証評価機関の評価基準・項目に沿って全学的な点検を、実施している。 自己点検・評価の判定は、法令、学内諸規程及び実施稟議書等のエビデンスに基づいて行うとともに、大学機関別認証評価を含む自己点検・評価の結果及び改善対応については、学内で共有し、本学ウェブサイトを通じて速やかに社会へ公表している。
指定するエビデンス資料	○自己点検・評価に関する規則 ○直近の自己点検・評価の報告書 ○自己点検・評価を担当する会議体の議事録 ○自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書 ○IR などを検討する会議体の規則
自己点検・評価の根拠となる資料	○札幌大学自己点検・評価規程 ○学校法人札幌大学 PDCA 会議規程 ○札幌大学自己点検・評価運営会議要領 ○札幌大学自己点検・評価実施委員会に関する要領 ○札幌大学外部評価委員会に関する要領 ○札幌大学学生評価委員会に関する要領 ○札幌大学ウェブサイト（自己点検・評価報告書）
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法第 109 条（認証評価制度） ○学校教育法施行規則第 166 条（点検及び評価） ○大学設置基準第 1 条（趣旨）

評価の視点 2-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

基準 2	内部質保証
2-2	内部質保証のための自己点検・評価
2-2-②	IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析
評価の視点に関わる自己判定の留意点	現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	令和 4(2022) 年度に「札幌大学 IR に関する規程」を制定すると共に、新たに「IR 推進室」を企画部内に設置した。「IR 推進室」の活動は、教育、研究、その他の諸活動に係るデータを収集・分析・可視化し、PDCA サイクルを回すことにより、教学マネジメントを支える基盤を確立し、本学の将来構想及び教育目標の達成や教育活動の発展、学生満足度の向上に寄与することを目的としている。「IR 推進室」では、各部署からのデータ収集や分析の結果を以て、「札幌大学教学 IR 委員会（教学 IR 委員会）」において取りまとめ、業務改善（除籍・退学の減少や効率的な財務運営、教育の質保証等）に活用している。 また、「アセスメント・プラン」及び「アセスメント・プラン」の検証体制に基づいたデータ収集・分析により、3 つのポリシーの検証結果を提供し、カリキュラムの見直しなどに役立てている。 IR に関する規程整備と「IR 推進室」の設置により、データの分析と可視化による課題把握や改善に向けた取り組みが前進した一方、令和 7(2025) 年度の自己点検・評価においては、取りまとめたデータの学内における共有方法についての課題が指摘された。 この課題を踏まえ、迅速なデータ収集・分析と学内での可視化データの共有のために、令和 6(2024) 年 6 月に大学 IR サービス「IRQuA」を導入した。「IRQuA」は汎用的な IR システムと異なり、大学 IR に特化した仕様であることから、分析に必要なデータフォーマットがあらかじめ決められているという特徴がある。このことから、課題とされていた学内各部署から収集するデータ形式を整え、データ基盤の整備につなげている。 「IRQuA」の閲覧にはアカウント数の制限があることから、依然として学内共有という課題が全面的に解決されたわけではないが、「IRQuA」導入によりデータ基盤の整備は進んできており、今後は学内での可視化データの共有をさらに進められるように努めていく。
指定するエビデンス資料	○自己点検・評価に関する規則 ○直近の自己点検・評価の報告書 ○自己点検・評価を担当する会議体の議事録 ○自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書 ○IR などを検討する会議体の規則
自己点検・評価の根拠となる資料	○札幌大学教学 IR 委員会に関する要領 ○札幌大学 IR に関する規程
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	データの学内共有の不十分さ
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	今後は、学内データの共有と分析のみならず、18 歳人口の推移や就職状況など、国や自治体が公表している各種データも取り入れ、内部質保証の観点から本学の取り組みが社会変化に対応できているかも注視しながら、改善に努めていく。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法第 109 条（認証評価制度） ○学校教育法施行規則第 166 条（点検及び評価） ○大学設置基準第 1 条（趣旨）

評価の視点 2-3-①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

基準 2	内部質保証
2-3	内部質保証の機能性
2-3-①	学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用
評価の視点に関わる自己判定の留意点	○アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。 ○学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない ○学修支援に関する学生の意見・要望 学修支援に関する学生の意見・要望については、「札幌大学 FD・SD 委員会 (FD・SD 委員会)」が作成したウェブアンケートによって、科目毎に実施している「学生による授業改善アンケート」により把握している。令和 5(2023) 年度からは、各学期の授業期間の中頃と学期末の 2 回アンケートを実施し、当該学期中に科目担当教員による改善に加え、「FD・SD 委員会」にてアンケート結果を報告し、授業の改善・向上に努めている。 実施したアンケート結果については、大学全体の集計結果を大学ウェブサイトで公開している。また、各科目の集計結果及び担当教員によるコメント・回答については、学生が参照可能なネットワークドライブ (OneDrive) を通じて学生にフィードバックしている。さらに、アンケート結果から早急な対応が必要と判断される事項については、「FD・SD 担当」より学長や教務委員長に報告し、当該科目担当教員に対し速やかな改善を求めている。 「学生による授業改善アンケート」の回収率向上を図るため、未回答学生を抽出し、回答を促すプッシュ通知を行うなどの取り組みを行った。 さらに、学生の学修成果に関する自己評価について把握し、今後の教育内容を検討することを主な目的に、卒業生に対する学修成果に関するアンケートを実施している。実施したアンケート結果は大学ウェブサイトで公開している。 ○学生生活に関する学生の意見・要望 心身に関する健康相談については、医務室及び「学生総合支援センター (SUPOT)」が担当している。医務室では学校医、「SUPOT」では精神科医と連携し、相談内容によっては双方で情報を共有し、より有効な対応を図っている。特に、「SUPOT」での案件については、定期的に開催される「SUPOT 運営会議」(議長は学生担当副学長) において学生からの意見・要望への対応を協議している。相談内容とその分析結果は毎年度発行している報告書にまとめて全学的に周知し、教育活動や学生指導、学生対応に活用している。 また、学生に対する合理的配慮に関わる相談や検討も「SUPOT」を窓口として「札幌大学 アクセシビリティ支援委員会 (アクセシビリティ支援委員会)」で協議を行い、相談者の授業を担当する教員等との調整を経て配慮を提供している。 経済的支援をはじめとする学生生活に関する意見・要望については、コロナ禍での支援対策を継承する形で、令和 5(2023) 年度に給付型奨学金制度を新たに設けた。また学生自治会においても学生生活に関する要望等を取りまとめ、学務部学生課との情報交換を行っている。 学長が学生からの声を直接聴き、学修環境などの改善点や満足度を把握し学生生活の向上に繋げることを目的とした懇談会「ようこそ、学長室へ!」を定期的 (年 1~2 回) に開催している。 ○学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用 毎年実施している「アセスメントテスト (GPS-Academic)」受験時において、キャンパス環境や教育施設の利用度についてのアンケートを実施して、学生の声を把握している。 「授業改善アンケート」(授業で工夫・改善して欲しい点などについて) で寄せられた学修環境に関する意見・要望については、学長を中心に改善に努めている。 ○「学生評価委員会」の活用 令和 7(2025) 年 2 月に現行の教育プログラム等に対する学生評価のトライアルとして、学生を募り、試行的に意見交換ワークショップを実施した。 本学の内部質保証体制における学生評価組織として「学生評価委員会」を設置するため、令和 8(2026) 年 3 月に「札幌大学学生評価委員会に関する要領」を制定した。「学生評価委員会」は、学生との対話を通じて意見を聴取し、その結果を本学が提供する教育活動の充実及び改善に活用することを目的とする。
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	
指定するエビデンス資料	○学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など ○学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則 ○学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など ○学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則 ○3 つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録 ○自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録

令和 8(2026) 年度 札幌大学・札幌大学大学院 自己点検・評価報告書

	○自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など
自己点検・評価の根拠となる資料	○令和 7(2025) 年度 FD・SD 委員会議事録 ○札幌大学ウェブサイト（教育改善活動（FD 活動）） ○令和 7 年度「学生による授業改善アンケート」集計結果 ○令和 7(2025) 年度札幌大学学生総合支援センター「SUPOT」活動報告 ○令和 7(2025) 年度健康管理業務報告書 ○学校法人札幌大学家計急変等奨学金に関する規程 ○札幌大学特別な教育的ニーズを有する学生の支援に関する規程 ○札幌大学アクセシビリティ支援委員会に関する要領 ○札幌大学学生評価委員会に関する要領 ○札幌大学ウェブサイト（ようこそ、学長室へ！令和 7(2025) 年 7 月 31 日） ○「GPS-Academic」設問一覧
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法施行規則第 165 条の 2（策定の方針） ○大学設置基準第 1 条（趣旨） ○私立学校法第 36 条（理事会の職務等）、第 99 条（予算及び事業計画）、第 148 条（体制の整備及び中期事業計画の作成等）

評価の視点 2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

基準 2	内部質保証
2-3	内部質保証の機能性
2-3-②	学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用
評価の視点に関わる自己判定の留意点	学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす努力をしているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	内部質保証体制として、令和 5(2023)年 7 月に「札幌大学自己点検・評価規程」に基づき「札幌大学外部評価要領」を定め、本学の自己点検・評価の実施及び結果の適切性について、学外者から助言・意見を聴取する体制を整備した。 学外者の意見を取り入れる取組として、令和 6(2024)年度「少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える私立大学等戦略的経営改革支援」に申請した「札幌大学魅力化構想」の立案にあたっては、自治体や産業界をはじめとする本学を取り巻く関係者から社会・地域等の将来ビジョン等を踏まえた人材需要について広く意見聴取した。こうした意見を踏まえ、建学の精神、教育目標を基本とし、本学が今後育成すべき人材像を計画書に掲げた。 さらに、これらの人材像をもとに学内外で議論を重ね、自治体や産業界のニーズ、本学卒業生が社会で培ってきた実績などを踏まえ、令和 7(2025)年 5 月に、本学の学生が修得すべき能力「札大コンピテンシー」を策定した。 また、令和 8(2026)年 3 月に「札幌大学外部評価委員会に関する要領」を制定した。これにより、本学の自己点検・評価の実施及びその結果の適切性について、学外関係者から助言及び意見を聴取する組織を内部質保証体制に位置付けた。
指定するエビデンス資料	○学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など ○学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則 ○学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など ○学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則 ○3 つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録 ○自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録 ○自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など
自己点検・評価の根拠となる資料	○札幌大学自己点検・評価規程 ○札幌大学外部評価委員会に関する要領
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法施行規則第 165 条の 2 (策定の方針) ○大学設置基準第 1 条 (趣旨) ○私立学校法第 36 条 (理事会の職務等)、第 99 条 (予算及び事業計画)、第 148 条 (体制の整備及び中期事業計画の作成等)

評価の視点 2-3-③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

基準 2	内部質保証
2-3	内部質保証の機能性
2-3-③	内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性
評価の視点に関わる自己判定の留意点	○3つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しているか。 ○自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか。 ○自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	3つのポリシーを起点とする教育の内部質保証については、「アセスメント・プラン」に示すように全学レベルでは「教育研究協議会」が、学位レベルでは「学系会議」が、科目レベルでは「札幌大学 FD・SD 委員会」を通じて各科目担当者が、それぞれ IR(Institutional Research)において測定・検証した結果を踏まえ、教育内容の改善・向上に取り組んでいる。 中期計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の取組みについては、中期計画の各種取組に対し、期中・期末に自己点検・評価を行い、学長を中心とした「札幌大学自己点検・評価運営会議」及び「教育研究協議会」にて進捗や成果を評価・検証したうえで、「学校法人札幌大学 PDCA 会議」において、理事長、学長、常勤理事、副学長が全学的な評価・検証を行い、その結果を次年度の計画や改善に反映する PDCA サイクルを整備し、実質化している。 自己点検・評価及び認証評価の結果の公表については、毎年度作成する自己点検・評価報告書や認証評価の結果を本学ウェブサイトに掲載し、教育研究活動及び大学運営の状況について、学内外に対する説明責任を果たすよう努めている。 また、自己点検・評価報告書を外部評価委員に提示し、本学の教育研究活動に関する意見を聴取している。聴取した意見は、学内で共有するとともに、自己点検・評価における課題の把握及び今後の改善・改革に活用している。
指定するエビデンス資料	○学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など ○学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則 ○学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など ○学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則 ○3つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録 ○自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録 ○自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など
自己点検・評価の根拠となる資料	○札幌大学自己点検・評価規程 ○学校法人札幌大学 PDCA 会議規程 ○札幌大学自己点検・評価運営会議要領 ○札幌大学自己点検・評価実施委員会に関する要領 ○札幌大学教学 IR 委員会に関する要領 ○札幌大学 IR に関する規程 ○令和 7 年度札幌大学教学 IR 委員会議事録 ○令和 7 年度札幌大学自己点検・評価運営会議議事録
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法施行規則第 165 条の 2（策定の方針） ○大学設置基準第 1 条（趣旨） ○私立学校法第 36 条（理事会の職務等）、第 99 条（予算及び事業計画）、第 148 条（体制の整備及び中期事業計画の作成等）

評価の視点 3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知

基準 3	学生										
3-1	学生の受入れ										
3-1-①	アドミッション・ポリシーの策定と周知										
評価の視点に関わる自己判定の留意点	アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。										
自己判定	満たしている ・ 満たしていない										
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	【大学（地域共創学群）】 アドミッション・ポリシー（AP）は、「札幌大学学則」第 9 条をもとにディプロマ・ポリシー（DP）、カリキュラム・ポリシー（CP）を踏まえ、学力の 3 要素として挙げられている「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性」を明文化し、次のとおり策定している。また入学者選抜制度毎の評価方法を大学ウェブサイトや、入学者選抜要項において公表している。 札幌大学では、豊かな教養と確かな実践力を備え、他者と協力し、未来を切り拓き、地域や世界へはばたこうとする意欲的で多様な価値観をもつ学生を求めています。そのため、以下のような資質・能力・意欲を持った人物を入学者として受け入れています。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">入学者に求める学力の 3 要素</th></tr> <tr> <th>学力の 3 要素</th><th>入学者に求める力</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知識・技能</td><td>AP1：高等学校等で履修した教科科目について、基礎的な学力を持ち、得意な教科科目を有している。 AP2：検定試験等を受験し、資格等を有している。 AP3：日本語で正確に「読む」、「書く」、「話す」ことができる。 AP4：社会的関心を有している。 AP5：特技を有している。</td></tr> <tr> <td>思考力・判断力・表現力</td><td>AP6：課題を自ら発見し、その解決に向けて取り組むことができる。 AP7：目標を自ら設定し、達成に向けて努力することができる。 AP8：成果等を表現するために自分の考えをまとめ、相手に伝えることができる。 AP9：他者の考えを理解し、自分の考えを伝えることができる。</td></tr> <tr> <td>主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度 (主体性等)</td><td>AP10：主体的、積極的に物事に取り組むことができる。 AP11：明確な将来像を有している。 AP12：主体的に、正課外活動に参加した。 AP13：様々な活動を通じ、他者と協働した。 AP14：地域や国内外で活動した。</td></tr> </tbody> </table> 課題となっていた各専攻の学位が異なるにも関わらず、アドミッション・ポリシー（AP）が共通になっている点について、「レイターマッチング制度」やディプロマ・ポリシー（DP）との関連性等を考慮しつつ、現行のアドミッション・ポリシー（AP）の発展的進化の必要性について、学内で検討を行った。 また、これまでのアドミッション・ポリシー（AP）を踏襲しつつ、令和 4(2022) 年度高等学校入学者から実施された学習指導要領に対応すべく、令和 8(2026) 年度以降の入学者選抜において実施する新選抜制度（総合型選抜自己推薦選抜[ダイアログ]）の導入を決定した。それに合わせ、アドミッション・ポリシー（AP）の改訂に取り組み、大学ウェブサイト、入学案内、入学者選抜要項等で告知を行った。また、オープンキャンパスや高校訪問等でも説明を行った。 【大学院（地域・文化学研究科）】 札幌大学大学院においては、「札幌大学大学院学則」第 6 条をもとに AP を次のとおり策定し、大学院ウェブサイト等において公表している。 本研究科は、地域・文化学への深い理解と行動力を身に付け、行政機関や教育界、産業界をはじめ、幅広く社会で活躍できる専門性を身に付けた職業人の育成を目指し、以下のような大学卒業生、社会人、外国人留学生等を積極的に受け入れています。 ○ 地域・文化学の各分野における専門性を深め、研究者や職業人を目指す人 ○ 地域・文化学の各分野について横断的に幅広く学び、国際的な社会文化活動や地域振興の推進に寄与することを望む人 ○ 高度な専門性を身に付け、活動や事業に活かしたいと考える在職中の以下のような人・学校教育及び社会教育に関わる教職員 ・ 国際的な活動領域をもつ地域・文化学の専門家 ・ NGO、NPO などの公益的な地域・文化学の指導者 ・ 地域・文化学の分野で活動しているアーティスト ○ 地域・文化学における深い教養を志向する人	入学者に求める学力の 3 要素		学力の 3 要素	入学者に求める力	知識・技能	AP1：高等学校等で履修した教科科目について、基礎的な学力を持ち、得意な教科科目を有している。 AP2：検定試験等を受験し、資格等を有している。 AP3：日本語で正確に「読む」、「書く」、「話す」ことができる。 AP4：社会的関心を有している。 AP5：特技を有している。	思考力・判断力・表現力	AP6：課題を自ら発見し、その解決に向けて取り組むことができる。 AP7：目標を自ら設定し、達成に向けて努力することができる。 AP8：成果等を表現するために自分の考えをまとめ、相手に伝えることができる。 AP9：他者の考えを理解し、自分の考えを伝えることができる。	主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度 (主体性等)	AP10：主体的、積極的に物事に取り組むことができる。 AP11：明確な将来像を有している。 AP12：主体的に、正課外活動に参加した。 AP13：様々な活動を通じ、他者と協働した。 AP14：地域や国内外で活動した。
入学者に求める学力の 3 要素											
学力の 3 要素	入学者に求める力										
知識・技能	AP1：高等学校等で履修した教科科目について、基礎的な学力を持ち、得意な教科科目を有している。 AP2：検定試験等を受験し、資格等を有している。 AP3：日本語で正確に「読む」、「書く」、「話す」ことができる。 AP4：社会的関心を有している。 AP5：特技を有している。										
思考力・判断力・表現力	AP6：課題を自ら発見し、その解決に向けて取り組むことができる。 AP7：目標を自ら設定し、達成に向けて努力することができる。 AP8：成果等を表現するために自分の考えをまとめ、相手に伝えることができる。 AP9：他者の考えを理解し、自分の考えを伝えることができる。										
主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度 (主体性等)	AP10：主体的、積極的に物事に取り組むことができる。 AP11：明確な将来像を有している。 AP12：主体的に、正課外活動に参加した。 AP13：様々な活動を通じ、他者と協働した。 AP14：地域や国内外で活動した。										
指定するエビデンス資料	○ アドミッション・ポリシーを示す部分の URL ○ アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則										

	○入学者選抜方法の検討と検証を行う会議体の規則
自己点検・評価の根拠となる資料	○アドミッション・ポリシー ○令和 8(2026)入学者選抜要項 ○札幌大学ウェブサイト（3つのポリシー） ○札幌大学大学院ウェブサイト
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	今後見直しされる教育プログラムのディプロマ・ポリシー(DP)及びカリキュラム・ポリシー(CP)に合わせ、アドミッション・ポリシー(AP)を見直す作業を行う。また、見直したアドミッション・ポリシー(AP)は、大学ウェブサイト、入学案内、入学者選抜要項等の媒体で周知を行う。加えて、オープンキャンパスや高校訪問等において説明を行う。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法第 90 条（入学資格）、第 122 条（大学への編入学）、第 132 条（大学への編入学） ○学校教育法施行規則第 150 条（入学資格に関し高等学校卒業者と同等以上と認められる者）、第 151 条（特に優れた資質を有する者の認定）、第 152 条（入学制度の点検及び評価）、第 153 条（必要な在学年数）、第 154 条（高等学校に在学した者に準ずる者）、第 161 条（短期大学を卒業した者の編入学）、第 162 条（外国の大学等に在学した者の転学）、第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表）、第 178 条（高等専門学校を卒業した者の編入学）、第 186 条（大学への編入学の基準） ○大学設置基準第 2 条の 2（入学者選抜）、第 18 条（収容定員）

評価の視点 3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学受入れの実施とその検証

基準 3	学生
3-1	学生の受入れ
3-1-②	アドミッション・ポリシーに沿った入学受入れの実施とその検証
評価の視点に関わる自己判定の留意点	○アドミッション・ポリシーに沿った入学受入れ制度を整備しているか。 ○入学受入れなどを、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施し、その検証を行っているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	本学は、アドミッション・ポリシー(AP)に沿って入学受入れを公正に行っている。また、学力の 3 要素を多角的に評価ができるよう、選抜制度毎の評価の比重を定めて入学受入れを実施している。 本学の入学受入れ制度には高等学校、中等教育学校等における学習を評価し、基礎学力を持つ生徒を受け入れる「一般選抜」、本学の指定した基準を満たし、学校長が推薦する生徒を対象とした「学校推薦型選抜」、取得資格、探究活動、課外活動等における成果、地域貢献活動等への参加等、自らの課題に向けて積極的に行動したことを評価する「総合型選抜」、社会人や海外帰国生徒を対象とした「特別選抜」を設けている。 「一般選抜」には本学独自の「一般選抜」と大学入学共通テストを利用した「大学入学共通テスト利用選抜」があり、基礎学力に加え、得意教科を持つ生徒を受け入れている。また、特待生として相応しい学力を備えた生徒を受け入れるため「特待生選抜制度（英語重視、探究重視）」も設けている。 「学校推薦型選抜」における「指定校」では、全体評定 4.3 以上を対象とした「学業特待生制度」を設けている。同じく「学校推薦型選抜」における「課外活動」は、高校時のスポーツ活動歴を考慮し、目標に向かって努力する生徒を受け入れている。 「学校推薦型選抜」、「総合型選抜」は、口頭試問・書類審査・個人面接による総合評価を行っている。「総合型選抜」における「自己推薦選抜（資格）」は、高等学校長会が推奨する資格を中心に具体的な資格を入学受入れ要項にて公表している。 入学受入れの実施に関しては、学長を本部長とする「入学試験本部」を組織し、合否判定は、「学生・入試委員会」と「教育研究協議会」の審議を経て学長が決定した各入学受入れ制度の合否判定基準に基づき厳正に行っている。 本学では、従来より大学自ら入試問題作成をしている。入試問題作成にあたっては、「入試問題作成責任者会議」を設け、全体責任者（入試担当副学長）を中心に、科目責任者、さらに科目責任者のもとに作成メンバーを配置している。 入試問題の作成は、科目責任者を中心に原案を作成し、細心の注意を払いながら、複数回にわたり校正作業を行っている（入試問題完成後 1 回程度校正、入学試験直前 1 回程度校正、入学試験直後（合格発表前）1 回程度校正）。 また、出題ミス防止の対策として、入試問題作成に関与しない点検メンバーを配置し、科目間の問題重複や問題と解答用紙の整合性などをきめ細かく点検している。 令和 6(2024) 年度の「アセスメント・プラン」制定に併せて、アドミッション・ポリシー(AP)を構成する 3 つのレベル（全学レベル、学位レベル、科目レベル）において、点検・評価を継続した。
指定するエビデンス資料	○アドミッション・ポリシーを示す部分の URL ○アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則 ○入試方法の検討と検証を行う会議体の規則
自己点検・評価の根拠となる資料	○札幌大学ウェブサイト（入学人数、定員、在学人数、収容定員充足率）
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	入学受入れ制度及び入学受入れの実施内容の妥当性の更なる検証及び入学受入れにおける作問ミスの防止の徹底。
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	入学受入れ制度及び入学受入れの実施内容の妥当性や入学受入れにおける作問ミスの防止の徹底については、複数の外部有識者による意見徴収を行う。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法第 90 条（入学資格）、第 122 条（大学への編入学）、第 132 条（大学への編入学） ○学校教育法施行規則第 150 条（入学資格に関し高等学校卒業者と同等以上と認められる者）、第 151 条（特に優れた資質を有する者の認定）、第 152 条（入学制度の点検及び評価）、第 153 条（必要な在学年数）、第 154 条（高等学校に在学した者に準ずる者）、第 161 条（短期大学を卒業した者の編入学）、第 162 条（外国の大学等に在学した者の転

	学)、第 165 条の 2 (方針の策定)、第 172 条の 2 (情報の公表)、第 178 条 (高等専門学校を卒業した者の編入学)、第 186 条 (大学への編入学の基準) ○大学設置基準第 2 条の 2 (入学者選抜)、第 18 条 (収容定員)
--	--

評価の視点 3-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

基準 3	学生
3-1	学生の受入れ
3-1-③	入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持
評価の視点に関わる自己判定の留意点	入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	18 歳人口の減少傾向に鑑み入学定員を 900 人から 800 人に減じた令和 2(2020) 年度以降、入学定員充足率は 85%以上で推移し、令和 6(2024) 年度は 85.8%、令和 7(2025) 年度は 95.8%となった。また、収容定員充足率についても入学定員を減じた以降は常に 80%を超え、令和 5(2023) 年度は 93.6%、令和 6(2024) 年度は 89.3%、令和 7(2025) 年度は 89.8%となり、適切な教育環境を確保するための在籍学生を概ね確保している。 予測不可能な時代にあつて、社会の課題の多様化・複雑化が進み、単独あるいは少数の専門分野の知による課題解決がますます困難になっていることを踏まえ、従来の学部等の組織の枠を越えた幅広い分野からなる文理融合的なカリキュラム、主専攻・副専攻制の活用など学生の学修の幅を広げる学びの仕組みを整備・強化したが、これらの教育体制を高校訪問やオープンキャンパス、進学相談会等で分かりやすく高校教諭や高校生に説明した。また、大学独自の進学相談会を開催し、きめ細かな分かりやすい説明を心掛けた。 教員が高校訪問や進学相談会に参加する組織体制が未整備であることについて、教職協働の学生募集活動に向けた組織体制作りを検討し、主にオンラインによる進学相談会については教員に講師を担当する機会を創設した。 入学定員、収容定員とも 100%を目指し広報・渉外の施策を実施するため、本学の「多様な学び」を分かりやすく伝え、学生の希望や興味・関心に応じて専攻以外の専門科目もたやすく履修できる専攻横断型の学びという本学独自の仕組みを積極的に訴求した。 また、オープンキャンパスや業者主催の進学相談会に加えて、直接高校生と接触できる貴重な機会として、本学独自の進学相談会開催や本学オープンキャンパスに参加していない年明け入試合格者向けの大学見学会等の実施等を推進した。さらに、進路担当の高校教諭との信頼関係を構築するための定期的な高校訪問等、教職員一体となった体制を整備し、学生募集活動を進めた。 入学者選抜については、「一般選抜」が減少傾向にあるなか、本学の強みである「課外活動」を含めた「学校推薦型選抜」及び「総合型選抜」の強化に努めた。 なお、「学校推薦型選抜」及び「総合型選抜」における選抜方法として、「入学者に求める力」のうち「日本語で正確に『読む』、『書く』、『話す』ことができる」、「他者の考えを理解し、自分の考えを伝えることができる」という能力をよりの確に測るため、令和 7(2025) 年度入試入学者選抜からは小論文を口頭試問による選抜に改めた。 留学生の受け入れについては、北海道内外の日本語学校及び海外の高校等への積極的な募集活動を行っている。
指定するエビデンス資料	○アドミッション・ポリシーを示す部分の URL ○アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則 ○入試方法の検討と検証を行う会議体の規則
自己点検・評価の根拠となる資料	○札幌大学、札幌大学大学院における入学者数、収容定員の推移
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	入学者数は認証評価上の基準を満たす水準を確保しているものの、入学者定員を充足するには至っていない。
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	入学者確保に向けて「札幌大学魅力化構想」を推進するとともに、学内の検討を踏まえ、入学定員の適正規模についても検討を進める。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法第 90 条（入学資格）、第 122 条（大学への編入学）、第 132 条（大学への編入学） ○学校教育法施行規則第 150 条（入学資格に関し高等学校卒業者と同等以上と認められる者）、第 151 条（特に優れた資質を有する者の認定）、第 152 条（入学制度の点検及び評価）、第 153 条（必要な在学年数）、第 154 条（高等学校に在学した者に準ずる者）、第 161 条（短期大学を卒業した者の編入学）、第 162 条（外国の大学等に在学した者の転学）、第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表）、第 178 条（高等専門学校を卒業した者の編入学）、第 186 条（大学への編入学の基準） ○大学設置基準第 2 条の 2（入学者選抜）、第 18 条（収容定員）

評価の視点 3-2-①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

基準 3	学生
3-2	学修支援
3-2-①	教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備
評価の視点に関わる自己判定の留意点	教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	(1) 学生への学修支援体制 ・学生への学修支援は、本務教員によるアドバイザー制と事務職員による学生サポート体制により行っている。 ・本務教員によるアドバイザー制は、学生一人ひとりに担当の本務教員一人をアドバイザー教員として割り当て、充実した学生生活を送れるよう学生をサポートする制度である。1 年次は「入門演習」及び「基礎演習」の担当教員が、2 年次以降はゼミナール担当教員がアドバイザー教員となる。学生生活や学修指導の他、定期的な個人面談により、学生の履修状況や成績、学修態度等を把握し、学修支援にあたっている。 ・事務職員は、学生からの学修相談や生活全般の相談に応じる窓口を担うとともに、アドバイザー教員と連携したサポートを行っている。 (2) 出欠状況や学業成績に応じた組織的・段階的な連携 ・日常の学修支援においては、事務職員から教務委員を介してアドバイザー教員へ定期的に学生の出欠状況を連絡しており、出席が思わしくない学生に対してはアドバイザー教員がその理由を聴取するとともに学修指導を行うなど、早期の現状把握と対応に努めている。 ・特に修得単位数が少ない「低単位数取得学生」に対しては、事務職員が対象者を抽出して学生本人および保護者へ履修相談の案内を通知している。さらに、この案内後も相談に参加しなかった学生については、事務職員からアドバイザー教員へ情報を共有し、教員から個別に面談を働きかけるなど、教職員が連携してサポートを行うよう努めている。 (3) 学修支援を支えるシステムと学内組織 ・教員と事務職員は、学生の情報を共有するツールとして「総合学生支援システム『アイトス』」を活用している。「アイトス」には、学生生活を送る上で必要な情報（時間割、授業の課題、出席状況、修得単位数等）を集約している。 ・また、学修支援を担当する基幹委員会として「札幌大学教務委員会（教務委員会）」を設置しており、ここでは教育や学位等に関する審議を行っている。「教務委員会」は「札幌大学委員会に関する規程」に基づき、学長が任命する副学長、各学系が選任し学長が任命する教員、学長が任命する教職員で構成している。令和 8(2026) 年度は副学長が委員長となり、7 学系・地域共創教育機構からそれぞれ選出された教員と学務部長、計 9 人が委員となっている。 ・全学的な見地から教育プログラムを俯瞰し、組織的・横断的な教育をコーディネートするとともに、学生が複眼的な学びを享受できるよう、アカデミック・アドバイジングをはじめとした組織的な学修支援体制を構築することを目的とした「地域共創教育機構」を令和 8(2026) 年度に開設した。同機構が中心となり、学群入学生を対象としたキャリア科目において、アカデミック・アドバイジングの試行を実施している。 (4) 初年次教育への円滑な接続（入学前教育） ・早期に入学が決定した者への学修意欲の向上や三大不安（勉強、友人、経済面の不安）の軽減を図り、初年次教育への円滑な接続につなげるため、入学前の 3 月に入学前教育の一環として教職協働で「集合型セミナー」を開催している。将来への展望を描かせることなどを目的として、大学全体で新入生のサポートにあたっている。
指定するエビデンス資料	○学修支援に関する方針・計画 ○学修支援に関する会議体の規則 ○TA、SA などに関する規則 ○オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書 ○障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況 ○退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則
自己点検・評価の根拠となる資料	○札幌大学委員会に関する規程 ○札幌大学教務委員会に関する要領 ○札幌大学地域共創教育機構規程 ○札幌大学機構運営会議に関する規程 ○令和 7(2025) 年度第 1 回教務委員会議事録 ○令和 7(2025) 年度第 5 回教務委員会議事録 ○令和 7(2025) 年度第 7 回教務委員会議事録 ○令和 7(2025) 年度第 9 回教務委員会議事録 ○令和 7(2025) 年度第 10 回教務委員会議事録 ○令和 7(2025) 年度第 11 回教務委員会議事録 ○令和 7(2025) 年度第 13 回教務委員会議事録 ○令和 7(2025) 年度第 18 回教務委員会議事録 ○令和 7(2025) 年度第 19 回教務委員会議事録 ○令和 7(2025) 年度第 22 回教務委員会議事録 ○令和 7(2025) 年度第 23 回教務委員会議事録

	○総合学生支援システム「アイトス」マニュアル
成果が出ている取り組みや特色 ある取り組み	・ 学生が学修意欲を維持し、確実な学修成果と満足度を得られるよう、入学から卒業に至るプロセスを多面的に支援することで、不本意な除籍・退学を抑制することを目指している。 ・ アドバイザー教員によるきめ細かな学修指導・個人面談や、総合学生支援システム「アイトス」を活用した情報の共有、教職員間の連携など、既存の修学支援策の確実な定着と運用に継続して取り組んできた。この結果、令和 7(2025)年度の除籍・退学率は 4.18%となり、前年度(4.94%)からさらに 0.76 ポイントの改善がみられた。この改善は 2 年連続であり、本学がこれまで展開してきた修学支援が、除籍・退学の抑制に向けて着実に成果を上げているものと捉えている。 ・ 入学前の三大不安(勉強、友人、経済面)の軽減を目的に実施している「集合型セミナー」は、参加者から肯定的評価が高く、アンケートの結果から実施目的は概ね達成しているものと考えている。
自己点検・評価で発見された課題など	・ 除籍・退学率には 2 年連続で改善傾向が見られるものの、依然として一定数の不本意な除籍・退学者が生じており、改善の余地が残されている。特に、本人および保護者への各種通知を経てもなお連絡がつかず、面談に応じない低単位取得学生が散見される。現状、これらの学生へのアプローチはアドバイザー教員による個別の働きかけや事務職員からの履修相談の案内が中心となっているが、通知や面談の呼びかけに応じない学生に対しては、これら以外に有効な手立てが乏しいことが課題であり、他大学の事例等も参考にしながら、実効性のあるアプローチのあり方を継続的に検討していく必要がある。
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	【改善状況】 ・ 本課題については、今後の対応の検討に向けた準備段階にあり、現時点で具体的な改善の取組には至っていない。 【今後の取り組み予定】 ・ 今後は、各種通知を経てもなお連絡不通が続くなど対応が困難な学生に対しても、より実効性のある働きかけができるよう、今年度中を目途に、教員と事務職員がそれぞれの立場から連携して対応するための具体的な手順や連携方法について検討を進めていく。その一方で、連絡不通の学生であっても教職員からの定期的な連絡は今後も継続していく。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○大学設置基準第 7 条(教育研究実施組織等)、第 25 条(授業の方法)

評価の視点 3-2-②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

基準 3	学生
3-2	学修支援
3-2-②	TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実
評価の視点に関わる自己判定の留意点	○学修支援のために、TA や SA(Student Assistant)などを適切に活用しているか。 ○オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。 ○障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。 ○中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	(1) SA の適切な活用 ・ 基盤教育の初年次科目の充実と組織的な教育アプローチの推進を目的に、令和 8 (2026) 年度は本学学生 12 人を SA (Student Assistant) として採用した。学群入学生および一部専攻入学生 (経済学、経営学、日本語・日本文化) 対象の「入門演習」及び「基礎演習」において、教員 2 名と SA1~2 名を配置する「ペアティーチング・SA による協働の授業運営」を全クラス共通の授業設計 (コマシラバス等) に基づいて実施している。 ・ SA の活用により、新入生に対して上級生と共同で学ぶ機会を提供することができており、学修意欲の向上だけでなく、2 年次からの専攻選択に向けた支援に効果を上げている。 (2) オフィスアワーの全学的な実施 ・ 学生支援の一環として、オフィスアワーを全本務教員が実施している。各教員のオフィスアワーは、「総合学生支援システム『アイトス』」で学生に公開するとともに、各授業科目のシラバスにも明記して周知の徹底を図っている。また、非常勤講師についても、授業の前後等の時間を活用したオフィスアワーを実施している。 (3) 特別な支援を要する学生への合理的な配慮 ・ 私立大学等における合理的配慮の法的義務化を踏まえ、令和 6(2024)年 1 月に「札幌大学特別な教育的ニーズを有する学生の支援に関する規程」を制定した。 ・ 同時に、全学的な対応組織として「札幌大学アクセシビリティ支援委員会」を設置し、特別な支援・配慮を要する学生からの申し出に対して、組織的かつ適切な合理的配慮を提供する体制を整備・運用している。 (4) 退学、休学及び留年などへの対応策 ・ 退学・留年率の改善および早期の大学適応・学修定着を目指し、初年次教育改革を本格実施するとともに、前年度から継続している保護者との連携や休学制度の弾力化に加え、個別フォローの強化を図っている。 ・ 【入学前教育・初年次教育の改革】入学手続き者を対象とした入学前教育・集合型セミナー (集合型セミナーは年内選抜手続き者対象) を実施している。また、前年度の試行準備期間を経て、令和 7(2025)年 4 月からは学群所属学生を対象に、個別支援から複数教員によるアドバイジング体制へ移行する初年次教育改革 (入門演習・基礎演習) を本格実施した。「大学の環境への適応」「仲間との協働」「専攻理解」を目標とした組織的アプローチを推進している。あわせて、学群所属学生の受け入れ後におけるサポートの課題に対応するため、同科目において、履修指導や専攻・ゼミナール選択に必要な情報を早期かつ定期的に提供している。 ・ 【保護者・教職協働による個別フォロー】留年や退学の防止に向けて、定期的なアドバイザー一面談による学生状況の把握と履修指導を行っている。特にサポートが急務である「低単位取得学生」を対象とした履修相談 (オンライン含む) を新学期当初より徹底し、きめ細かなフォローアップの体制を敷いている。また教務課から教務委員を介してアドバイザー教員へ授業欠席状況の情報を定期的に共有し、出席状況が思わしくない学生や履修相談の未参加者への個人面談を依頼するなど、早期の個別フォローを実施している。さらに、令和 6(2024)年 8 月に導入した「アイトス」の保護者用アカウントを活用し、学生の履修・出席状況や学業成績を大学と保護者間でタイムリーに共有し、連携する取り組みを継続している。 ・ 【休学制度の弾力化と相談機会の確保】経済的理由等による不本意な除籍や退学を防ぐため、令和 6(2024)年度より導入した「休学申請期間の弾力化 (第 7 週目授業日を原則とする)」および「休学時の在籍料 (50,000 円) の廃止」を継続し、学生が学びの継続を検討できる猶予を確保している。また、近年の休学者数の増加を踏まえ、経済的・手続きの支援にとどまらず、不本意な退学への移行を防ぎ学業継続を再考させるための個別アプローチとして、学生向けリーフレット「休学・退学等を考えているあなたへ」を用いた面談、休学者・保護者へのサポート文書発出、オンライン相談の継続開催、復学支援等に取り組んでおり、以下の実績を得ている。 (令和 7(2025)年度相談実績) ・ 単位不足等の学生を対象とした履修相談の実施 (春学期 対象者: 228 人、参加者: 123 人、参加率: 53.9%)、秋学期 対象者: 208 人、参加者: 77 人、参加率: 37.0%) ・ 休学者 (保護者含む) を対象としたオンライン相談会の実施 (春学期 対象者: 45 人、参加者: 1 人、参加率: 2.2%、秋学期 対象者: 68 人、参加者: 5 人、参加率: 7.4%)
指定するエビデンス資料	○学修支援に関する方針・計画 ○学修支援に関する会議体の規則 ○TA、SA などに関する規則 ○オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書 ○障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況

自己点検・評価の根拠となる資料	○退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則 ○令和 8 年 3 月 19 日付稟議書「令和 8 年度基盤教育科目「入門演習」・「基礎演習」に係る SA について」○学校法人札幌大学ティーチング・アシスタント規程 ○学校法人札幌大学スチューデント・アシスタント規程 ○総合学生支援システムアイトスマニュアル ○シラバス講義要綱 ○令和 7 年 12 月 2 日付稟議書「令和 8 年度シラバス作成依頼について」 ○札幌大学特別な教育的ニーズを有する学生の支援に関する規程 ○札幌大学アクセシビリティ支援委員会に関する要領 ○令和 7(2025)年度アクセシビリティ支援委員会議事録（第 1 回～6 回） ○令和 8(2026)年度アクセシビリティ支援委員会議事録（第 1 回） ○札幌大学教育研究協議会規程 ○令和 6(2024)年度第 8 回教育研究協議会議事録 ○令和 6(2024)年度第 8 回教務委員会議事録 ○令和 7(2025)年度第 16 回教育研究協議会議事録 ○令和 8(2026)年度第 1 回教育研究協議会議事録 ○令和 8(2026)年度第 2 回教育研究協議会議事録
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	(1) 初年次教育における SA を活用した組織的な協働授業運営 ・基盤教育の初年次科目（学群入学生対象の「入門演習」「基礎演習」）において、教員 2 名に SA1～2 名を加えた「ペアティーチング・SA による協働の授業運営」を全クラス共通の授業設計に基づき実施している。単なる授業補助にとどまらず、新入生へのきめ細かな学修支援を通じて学修意欲の向上を促すとともに、2 年次からの専攻選択やゼミ所属に向けた支援、上級生との交流促進などにおいても着実な効果を上げている。 (2) アイトスを活用した保護者・教職協働による早期個別フォロー体制 ・総合学生支援システム「アイトス」の保護者用アカウントを活用し、履修・出席状況や学業成績をタイムリーに保護者が閲覧できる体制を整えている。これに教務課とアドバイザー教員による欠席状況の定期的な共有、および早期面談依頼を組み合わせることで、不登校や学業不振の兆候がある学生に対する個別フォロー体制が整ってきている。 (3) 休学制度の弾力化および経済的負担軽減による学修継続支援 ・経済的理由等による不本意な除籍・退学を防止するため、休学申請期間の弾力化（第 7 週目授業日まで緩和）および休学時の在籍料（50,000 円）の廃止を継続実施している。これらの制度緩和に加え、学生向けリーフレット「休学・退学等を考えているあなたへ」を用いた面談や休学者向けオンライン相談の実施など、心理的・物理的ハードルを下げるアプローチにより、学生が学業継続を再考できる猶予の確保に繋がっている。
自己点検・評価で発見された課題など	(1) SA の安定的な確保と、正課科目と連動した育成体制の構築 ・初年次科目での SA 活用は一定の成果を収めているものの、令和 8(2026)年度時点で採用人数が 12 人にとどまっており、今後の全学的な展開に向けて「十分な SA 数の継続的な確保や人材育成」が課題となっている。段階的な実践機会の提供や活動の単位認定などを視野に入れ、正課科目と連動した「学内における育成の仕組み」の設計を進め、学生の成長意欲を喚起しながら継続的に SA を確保できる体制を構築していく必要がある。 (2) 除籍・退学率のさらなる改善 ・除籍・退学率は減少しているが、依然として一定数の除籍・退学者が生じている。引き続き、出席不良や成績不振といった早期の予兆を確実に捉え、除籍・退学の抑制に係る取り組みの強化に努める必要がある。 (3) 休学者の増加と復学支援 ・令和 6(2024)年度からの在籍料廃止や休学申請期間の弾力的運用といった措置により、経済的理由等による不本意な除籍・退学は防止できているものの、結果として休学者が増加傾向にある（休学率 令和 6 年度：2.49%、令和 7 年度：3.28%）。これら休学者に対する復学に向けたアプローチの強化が新たな課題となっており、今後は休学に至る背景や理由の傾向分析を進め、個々の状況に応じた丁寧な復学・修学フォローアップ体制を構築していく必要がある。
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	【改善状況】 (1) SA の活用 ・令和 8(2026)年度においても継続して SA を採用し、新入生へのきめ細かな学修支援体制を、教員へのサポートとあわせて新学期よりスタートさせている。 (2) 低単位取得学生等への個別フォローと支援ネットワークの構築 ・修学意欲の低下や単位不足による除籍・退学を抑制するため、前年度に引き続いて出席不良者・成績不良者への早期アプローチ、個別フォロー、および履修相談（オンライン含む）の実施体制を維持・展開している。さらに、学群所属学生への受け入れ後サポートを強化するため、「学長特別補佐」を中心に初年次科目（入門演習・基礎演習）において、履修指導や専攻・ゼミナール選択に必要な情報を早期かつ定期的に提供する体制を整え、運用している。 (3) 休学者への復学支援と傾向分析の着手 ・現在休学中の学生に対しては、復学に向けたサポートとしてオンライン相談を継続して実施している。また、令和 7(2025)年度秋学期以降に復学した学生の休学理由や面談記録をもとに、休学に至る背景や傾向の分析に着手している。 【今後の取り組み予定】

	(1) SA 育成・確保の仕組みの構築 ・ 今後は、現在の SA が次年度以降の新たな SA を指導・育成できる体制の構築を目指す。あわせて、自己点検・評価で発見された課題を踏まえ、今年度中に活動の単位認定化などのインセンティブ設計や、正課科目と連動した「学内における育成の仕組み」の検討を具体的に進め、SA の安定的かつ段階的な確保を推進する。 (2) 多面的な除籍・退学抑制策の推進 ・ 引き続き、入学前の準備期間から学ぶ目的や目標を培う機会を設け、初年次教育から専門分野への円滑な接続を図る。また、これまでの傾向分析から急務となっている「卒業留年者」および「低単位取得学生」に対し、アドバイザー面談を通じた個別フォローに加え、教務課・専攻間での欠席情報共有によるタイムリーな日常的フォローアップを徹底する。 ・ さらに、FD・SD 活動の充実、授業改善アンケートの有効活用、学生向けガイダンスの工夫改善など、多面的なアプローチにより除籍・退学率のさらなる改善を目指す。 (3) 休学者への復学フォローアップ体制の強化 ・ 休学者の増加傾向に対応するため、制度面の緩和にとどまらず、復学に向けた学生支援の強化、保護者とのさらなる連携、および復学後の日常的なフォローアップ体制を構築し、学業継続への復帰をサポートする。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○大学設置基準第 7 条（教育研究実施組織等）、第 25 条（授業の方法）

評価の視点 3-3-①教育課程におけるキャリア教育の実施

基準 3	学生																																																																																							
3-3	キャリア支援																																																																																							
3-3-①	教育課程におけるキャリア教育の実施																																																																																							
評価の視点に関わる自己判定の留意点	キャリア教育を教育課程に取入れ、適切に実施しているか。																																																																																							
自己判定	満たしている ・ 満たしていない																																																																																							
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	学生が自己理解を深め、社会や職業への理解を高め、将来のキャリア形成を主体的に考える力を養うことができるよう、基盤教育課程にキャリア教育に関する科目を、以下のとおり設置している。 【2020～2023 年度入学生】（旧カリキュラム） <table><tr><th>年次</th><th>期別</th><th>科目名</th><th>履修者数 2023 年度</th><th>履修者数 2024 年度</th><th>履修者数 2025 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">1 年</td><td>春</td><td>キャリアデザインⅠ</td><td>629</td><td>10</td><td>－</td></tr><tr><td>秋</td><td>キャリアデザインⅡ</td><td>618</td><td>1</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="4">2 年</td><td>春</td><td>キャリアデザインⅢ</td><td>83</td><td>74</td><td>－</td></tr><tr><td>秋</td><td>キャリアデザインⅣ</td><td>76</td><td>36</td><td>－</td></tr><tr><td>春</td><td>業界事情 A(サービス業)</td><td>110</td><td>110</td><td>69</td></tr><tr><td>秋</td><td>業界事情 B(金融業)</td><td>98</td><td>119</td><td>39</td></tr><tr><td rowspan="2">3 年</td><td>春</td><td>キャリアデザインⅤ</td><td>11</td><td>65</td><td>70</td></tr><tr><td>秋</td><td>キャリアデザインⅥ</td><td>9</td><td>56</td><td>45</td></tr><tr><td rowspan="2">4 年</td><td>春</td><td>キャリアデザインⅦ</td><td>0</td><td>7</td><td>18</td></tr><tr><td>秋</td><td>キャリアデザインⅧ</td><td>0</td><td>1</td><td>4</td></tr></table> 【2024 年度以降入学生】（新カリキュラム） <table><tr><th>年次</th><th>期別</th><th>科目名</th><th>履修者数 2024 年度</th><th>履修者数 2025 年度</th><th>履修者数 2026 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">1 年</td><td>春</td><td>キャリア入門Ⅰ</td><td>664</td><td>691</td><td>731</td></tr><tr><td>秋</td><td>キャリア入門Ⅱ</td><td>660</td><td>686</td><td>729</td></tr><tr><td rowspan="2">2 年</td><td rowspan="2">秋</td><td>キャリア実践Ⅰ</td><td>－</td><td>－</td><td>26</td></tr><tr><td>キャリア実践Ⅱ</td><td>－</td><td>－</td><td>29</td></tr></table> また、キャリア支援及びキャリア教育に関して実施している個人面談は、学年を問わず進路についての相談を常時受けている。希望学生には進路についての悩みや不安以外にも、履歴書の書き方、面接の練習なども対面又はオンラインで対応している。このキャリア支援に関する面談は、卒業後も利用可能としている。 キャリア意識の醸成については、キャリア教育科目や就職支援プログラム、個別相談などを通じて段階的に進められている。特に低学年時からの自己理解の促進や職業観の形成に重点が置かれており、学生が将来を主体的に考える姿勢を育む取り組みを行っている。	年次	期別	科目名	履修者数 2023 年度	履修者数 2024 年度	履修者数 2025 年度	1 年	春	キャリアデザインⅠ	629	10	－	秋	キャリアデザインⅡ	618	1	－	2 年	春	キャリアデザインⅢ	83	74	－	秋	キャリアデザインⅣ	76	36	－	春	業界事情 A(サービス業)	110	110	69	秋	業界事情 B(金融業)	98	119	39	3 年	春	キャリアデザインⅤ	11	65	70	秋	キャリアデザインⅥ	9	56	45	4 年	春	キャリアデザインⅦ	0	7	18	秋	キャリアデザインⅧ	0	1	4	年次	期別	科目名	履修者数 2024 年度	履修者数 2025 年度	履修者数 2026 年度	1 年	春	キャリア入門Ⅰ	664	691	731	秋	キャリア入門Ⅱ	660	686	729	2 年	秋	キャリア実践Ⅰ	－	－	26	キャリア実践Ⅱ	－	－	29
	年次	期別	科目名	履修者数 2023 年度	履修者数 2024 年度	履修者数 2025 年度																																																																																		
	1 年	春	キャリアデザインⅠ	629	10	－																																																																																		
		秋	キャリアデザインⅡ	618	1	－																																																																																		
	2 年	春	キャリアデザインⅢ	83	74	－																																																																																		
		秋	キャリアデザインⅣ	76	36	－																																																																																		
		春	業界事情 A(サービス業)	110	110	69																																																																																		
		秋	業界事情 B(金融業)	98	119	39																																																																																		
	3 年	春	キャリアデザインⅤ	11	65	70																																																																																		
		秋	キャリアデザインⅥ	9	56	45																																																																																		
4 年	春	キャリアデザインⅦ	0	7	18																																																																																			
	秋	キャリアデザインⅧ	0	1	4																																																																																			
年次	期別	科目名	履修者数 2024 年度	履修者数 2025 年度	履修者数 2026 年度																																																																																			
1 年	春	キャリア入門Ⅰ	664	691	731																																																																																			
	秋	キャリア入門Ⅱ	660	686	729																																																																																			
2 年	秋	キャリア実践Ⅰ	－	－	26																																																																																			
		キャリア実践Ⅱ	－	－	29																																																																																			
指定するエビデンス資料	○キャリア支援に関する方針・計画 ○キャリア支援に関する授業科目名一覧 ○キャリア支援に関する会議体の規則 ○教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧																																																																																							
自己点検・評価の根拠となる資料	○令和 7(2025) 年度就職講座参加人数一覧 ○令和 7(2025) 年「令和 7(2025) 年 12 月開催「学内合同企業説明会」について」 ○令和 7(2025) 年度「令和 8(2026) 年 2 月開催「学内合同企業説明会」について」 ○令和 7(2025) 年度資格取得講座委託契約書（12 講座分） ○「札幌みらいフロンティア・プラン（新・中期計画）」																																																																																							
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	・企業研究会、企業交流スペース、公務員仕事研究セミナー、インターンシップ報告会、IT 業界研究セミナー、あおもりプレ就活イベント、留萌市との合同企業説明会、OB・OG 就活相談会、合同企業説明会、単独企業説明会など、地元企業をメインに就職に関する多様なイベントを（全学年参加可）実施した。 ・ゼミ単位での企業交流や業界セミナーの実施、教員と就職課の協働による企業とのマッチング調整を通じて、学生の興味や学修内容に応じた対話機会が創出された。 ・秋田県との連携協定締結をはじめ、地域との協働体制を強化しつつ、企業訪問を道内外（78 社）で積極的に展開した。特に、近年は企業への直接訪問をする大学が減少している中、本学は継続的に企業側へ足を運び、採用担当者との意見交換や連携可能性の確認を進めた。																																																																																							
自己点検・評価で発見された課題など	インターンシップ等を単位化していないため、今後検討を進める必要がある。																																																																																							

課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	キャリア意識は、キャリア科目だけではなく、初年次教育から一貫した大学での教育活動全体を通じて醸成されるものである。地域連携活動やゼミ活動など在学中の各種経験を通じて自己理解を深め、自ら判断し実行する経験を積むことにより養われるものであることから、学生と接する全教職員が学生の成長を意識した教育活動とサポートを継続していく。 インターンシップ等の単位化については、学務部教務課・地域共創教育機構と連携し、特定の体験活動や課外活動を正課学習の一環として捉え、一定の基準を満たした場合、単位認定が可能となるよう継続・検討している。 今後は、令和 10(2028)年度実施に向けて、令和 8(2026)・9(2027)年度において地域共創教育機構と制度設計およびプログラム案の策定、審議を行う予定である。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○大学設置基準第 7 条（教育研究実施組織等）

評価の視点 3-3-②キャリア支援体制の整備

基準 3	学生
3-3	キャリア支援
3-3-②	キャリア支援体制の整備
評価の視点に関わる自己判定の留意点	卒業後の進路に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	平成 31(2019) 年に策定した「札幌みらいフロンティア・プラン（中長期構想）」に基づき、学生のキャリア形成を重視した教育体制を整備している。 その中核として、「社会人力を徹底して身に付ける大学」を目指し、初年次からのキャリア教育や就職支援を行う「4 年一貫のキャリア形成総合システム」を導入している。「起業家入門」の講義や就職支援の強化を通じて、学生の自律的な進路選択を支援している。 また、社会の変化や学生の多様な価値観に対応するため、以下のような学外連携を強化している。 ○OB・OG が活躍する企業との連携拡大（「みらい共創スクエア」の活用） ○経済団体や企業との連携深化 ○地域と連携したキャリア教育・インターンシップ推進 ○リカレント・リスキリング教育の充実 ○ゼミ活動を通じた社会との接点づくり これらの取り組みは、教職員間で情報共有しながら、学生が主体的に将来を描けるよう支援している。令和 4(2022) 年度には「みらい共創スクエア」を開設し、学生が早期から社会と関わる機会を提供している。 インターンシップ・職場体験等については、「北海道地域インターンシップ推進協議会」を通じた企業への派遣の他に、学生の選択肢が広がるよう積極的に大学が受け入れ先を開拓している。派遣前には、ガイダンスやマナー講座を実施しており、参加学生に対して機会の拡大と満足度向上を図っている。また、労働市場の情報提供として、学内単独企業説明会及び学内合同企業説明会の開催や、業界研究や企業研究のアドバイスを積極的に行っている。 資格・検定・公務員試験の受験対策講座については、多くの講座を学内で開講し、受講料は安価に設定している。また、合格者へのキャッシュバック制度があり、学生の意欲向上に繋がっている。卒業後 2 年未満の卒業生も同対策講座を受講可能としている。 「札幌大学就職委員会」は、就職委員長（就職担当副学長）と各学系の就職委員及び就職課長を構成員として組織しており、定期開催をしている。学生の就職支援に関する方策や取り組みの審議、結果報告等を行っている。特に 3～4 年次生の就職活動状況、進路決定状況の把握には、年 3 回ゼミナール毎に取りまとめた報告を集約している。これにより、教員による学生指導と企画部就職課職員による学生支援の教職協働体制を構築している。 主な学生サポート内容は、以下のとおりである。 ○キャリア意識の醸成の支援 ・就職ガイダンス・オリエンテーションの実施 ・キャリアガイドブックの作成 ・学生が企業と気軽に交流できる「企業交流スペース」の開設 ・北海道地域インターンシップ推進協議会プログラムへの学生派遣 ・インターンシップ体験報告会 ○就職活動スキル向上の支援 ・就職講座の開講 ・面接練習 ・履歴書・エントリーシートの添削 ○資格講座・公務員試験対策 ・資格取得講座を開講 ・公務員受験対策学内講座を開講 「シニアメンター制度」は、「新・中期計画 PDCA 会議（PDCA 会議）」の指摘を受けて、令和 7(2025) 年 3 月から就職相談を希望する学生へ利用を案内した。その結果、学生は志望業界への理解を深め、効果的な選考対策を行うことで、内定獲得（6 名）につながった。また、就職活動への不安の解消及び学生の課題整理にもつながった。面談時に積極的に勧めたことで 6 名が利用し全員が進路決定（進路決定率 100%）に至った。企業の採用動向や業界に精進した学外メンターによる助言の効果は高い。 令和 7(2025) 年度は、インターンシップ等の推進に向けて取り組みを進め、独自受け入れ企業は 8 社（昨年度 7 社）、参加学生数は 61 名（昨年度 56 名）といずれも増加し、就職活動の早期化・多様化が進む中でも一定の成果が見られた。
指定するエビデンス資料	○キャリア支援に関する方針・計画 ○キャリア支援に関する授業科目名一覧 ○キャリア支援に関する会議体の規則 ○教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧

	○キャリアガイドブック
自己点検・評価の根拠となる資料	○就職支援体制
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	3-3-①再掲
自己点検・評価で発見された課題など	インターンシップ等を単位化していないため、今後検討を進める必要がある。(3-3-①再掲) インターンシップ等の推進について、学生に対して情報提供手段が多様化する中、効果的な周知方法が確立されていない。
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	本学学生の自立した社会人・職業人に向けた成長を支援するための指導体制、支援体制を整備している。また、学務部地域連携課と学務部教務課が共同で取り組んでいる道内地方自治体でのインターンシップ等への参加促進は、就職への意識付けに効果を発揮していることから、今後も支援を継続していくと共に、単位化の検討を進める。大学全体として教職員と学生との友好的な関係を構築しており、今後も学生が気軽に相談できるような環境づくりに努め、自主的な点検を行い、その結果を反映しながら支援体制を強化することで、地域に貢献できる人材育成に努めていく。 また、「PDCA 会議」から指摘のあった「民間企業での就業経験のある教員との協働体制」については、現在の就職活動の状況との認識のずれや、学生ニーズに即した支援につながりにくい状態であるため、民間企業の採用担当者を中心に学外メンターとして協力を依頼している。 インターンシップ等の推進の対策として、各ゼミナールでの情報周知をより一層強化するため、教員とのきめ細やかな連携体制の再構築が必要である。また現在、アイトス配信にて多くの情報を全学生に提供しているが、アイトスの有効利用について改めて考える必要があると思われる。 インターンシップの単位化については、令和 10(2028)年度実施に向けて、令和 8(2026)・9(2027)年度において地域共創教育機構と制度設計およびプログラム案の策定、審議を行う予定である。(3-3-①再掲)
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○大学設置基準第 7 条（教育研究実施組織等）

評価の視点 3-4-① 学生生活の安定のための支援

基準 3	学生
3-4	学生サービス
3-4-①	学生生活の安定のための支援
評価の視点に関わる自己判定の留意点	○学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。 ○学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを、学生の多様性に配慮して適切に行っているか。 ○奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	学生生活の支援等の学生サービスは主に学務部学生課が担当している。学務部ではカウンターに仕切りを設けず、フロアにはテーブル席を多数設けることにより学生が相談しやすい雰囲気を作りだしている。 学務部学生課は、奨学金に関する事項、自動車通学の申し込み、学生教育研究傷害保険の申し込みや請求等の他、学生生活における心身の相談や事故・トラブル、苦情等の多様な相談に応じている。 ○奨学金制度 学生生活を経済面から支える奨学金制度として、本学独自の奨学金、日本学生支援機構奨学金、札幌市をはじめとする行政機関による奨学金、民間企業の奨学金等がある。本学独自の奨学金制度としては、「成績優秀特別奨学金」、「生活支援奨学金」、「ウレシバ奨学金」及び「緊急生活支援奨学金」を設けている。 日本学生支援機構の奨学金（貸与制）は、学生の約 45%が対象者となっており、学生生活を送るにあたって大きな支えとなっている。これらの奨学金説明会は 4 月上旬のガイダンス・オリエンテーション期間に実施している。新入生に向けては、日本学生支援機構奨学金の新規採用者、予約採用者に分けて実施し、在学生には、新規採用者向けの説明会と大学独自の奨学金の説明会を併せて実施している。 ○高等教育の修学支援制度 本学は当該制度の対象機関として認可されるための機関要件基準を毎年度満たしており、学生の約 30%が採用されている。在学中の申込に関しては、掲示や動画配信、定期的なメール配信等で学生に周知しており、学生が情報を得られやすいよう工夫し、説明会も複数回実施している。採用候補者となっている本学入学予定者は、入学手続きに納める通常納付額から、採用候補になっている支援区分に応じた減免額分を授業料から差し引いた金額で入学手続きを行うことができ、大学 HP での掲載をはじめ、オープンキャンパス、高校訪問時に配布しているリーフレットにも記載し、入学時の不安感解消に努めている。ただし、入学金については一旦納入し、入学後に減免額分を還付する制度としている。 ○課外活動 本学では、学生自治会、そのもとにある外局、体育連合会、文化連合会が課外活動を活発に行っている。学務部学生課では、これらの活動への支援を行うため、各団体の情報を取りまとめ、全国大会遠征費の補助、対外試合に関する申請・受付、体育施設の貸し出し、遠征用バスの手配、指導者のスポーツ保険に関する業務を行っている。また保護者を中心として組織する「札幌大学後援会」からも、全国大会、東日本大会への遠征費支援を受けている。 各団体の指導者との情報交換を図ることを目的に大学役職者を交えた懇談会を開催し活動内容や課題への共通理解を深めている。 令和 7(2025) 年 4 月には、本学が有するスポーツコンテンツを活かし、スポーツ等を通じた人材育成を推進すると共に、大学及び地域社会の活性化に寄与するために「札幌大学スポーツセンター」を設置し、学務部学生課がその運営事務を担当している。 「札幌大学スポーツセンター」の実施事業は、以下の 3 つを柱とし、各種事業を展開している。 ①「人間力養成事業」：チームビルディング研修、アンチ・ドーピング研修、生理とスポーツに関する研修などの実施に加え、中学校・高等学校の運動部との交流・支援を通じて、競技者としてだけでなく社会人として必要な資質・能力の育成を図っている。 ②「部活動支援事業」：小学生を対象としたアフタースクールへの参画（「教養実践」として単位認定）、課外活動奨学生への学修支援の徹底、施設や指導体制の充実による練習環境の改善、正課教育との連携促進、競技力向上支援など、学生の競技活動と学業の両立を支援している。 ③「新規開拓事業」：ワンコイン朝食会、ニュースポーツ交流会、室内雪合戦大会の開催や、各クラブが主催する大会への運営支援などを通じて、学生間交流の促進や地域との連携強化、新たなスポーツ活動の展開に取り組んでいる。 ○学生自治会 学生からの学生生活に関する要望は、学生自治会執行部から学務部学生課へ伝えられ、学生と教職員間での情報交換や情報共有を頻繁に行っている。

	○ボランティア活動 本学では、学生のボランティア活動については、学内に留まらず広く地域社会の人々と関わりを持つ中で、課題発見力、解決能力など社会人として求められる実践的な力を養うことができるものと捉え、これを推奨している。具体的な活動としては、地元商工振興会、町内会連合会と協力した地域の清掃や植樹作業、交通安全啓蒙活動、「玄天祭（大学祭）」や「西岡まちの灯り」におけるアイスクャンドルづくりといった地域のこどもから高齢者までが楽しめるイベントを開催し、それらの活動には教職員も参加して様々なサポートを行っている。 また、大学周辺での活動に留まらず、被災地復興支援、協定・連携先の自治体においてもボランティア活動を行っている。 ○学生総合支援センターと医務室 学生からの心身、対人関係、合理的配慮等学生生活に関する相談は「学生総合支援センター（SUPOT）」において臨床心理士や上級教育カウンセラーである専門員 2 人が担当している。合理的配慮に関わる相談は「SUPOT」を窓口として「札幌大学アクセシビリティ支援委員会」で検討し関係部署や教員と連携して行っている。学生の健康面の相談は医務室が担当し、看護師資格を有する専門員を中心に健康診断や健康相談を行うと共に、毎週火曜日は健康相談日として学校医が在室している。これらの相談により支援内容が心的支援や生活指導である場合には、「SUPOT」との連携を図っている。 「SUPOT」では、新入生を対象に学生精神健康調査 UPI (University Personality Inventory) を実施し、支援が必要と判断した場合には来室を呼び掛けている。来室した学生には面接を行い、「面接の終結」、「継続面接」、「週に 1 度来室している精神科医との連携の必要性」のいずれかを判断する。精神科医は相談学生に対し、医療介入の必要性の有無を判断し専門医療機関との連携を行っている。 また、病気や怪我をした場合の保険対応として、学生教育研究災害傷害保険と学生医療互助会制度を設けている。学生教育研究災害傷害保険は全学生を対象に大学負担による加入をしており、傷病に備えた支援の充実を図っている。学生医療互助会制度は、任意加入制度であり、月額・年額の規定はあるが、医療機関での自己負担額が軽減される仕組みとしている。 ○札幌大学国際交流センター 「札幌大学国際交流センター（SUICC:Sapporo University International Communication Center）」では、留学を希望する学生には留学相談から、申請手続き、留学前オリエンテーション、奨学金案内などの支援を行い、また、外国人留学生に対しては、在留に関する諸手続き、住居や医療等の生活全般の相談業務、奨学金等についての情報提供、日本語教育などの修学支援を行っている。 また、外国人留学生に対する経済的支援として、「学校法人札幌大学私費外国人留学生の授業料減免に関する規程」に基づき、授業料の 20%減免を行っている。加えて、「私費外国人留学生奨学金」を設け、一定の選考基準を満たす留学生に対して、授業料の 10%相当額又は入学金の 50%相当額の奨学金を給付している。 さらに、新入生をはじめ、成績不良等修学上、生活上問題を有する学生と定期的に面談を行っている。面談では、学修面だけではなく、生活面や健康状態、進路希望状況、経済状況など留学生が直面する問題を確認し、指導や助言を行うとともに学内でできる支援につなげており、その結果については各学生のアドバイザー教員とも共有している。また、帰国（卒業・修了）前にアンケート調査を実施し、留学生の意見をくみ上げている。 以上に加えて、留学生同士の交流を深め、日本人学生、教職員との友好関係を促進すると共に日本文化、北海道ならではの自然や文化を理解してもらうことを目的とした交流イベント（留学生歓迎会、学外研修、スポーツ交流会、日本文化体験等）を実施している。これまでの大学 HP への掲出だけでなく、SNS でもイベント情報の発信を始めるとともに、次のイベントに繋げるべくアンケート調査をイベント毎に行っている。
指定するエビデンス資料	○学生生活支援に関する方針・計画 ○学生生活支援に関する会議体の規則 ○学生の課外活動の支援に関する規則 ○奨学金に関する規則
自己点検・評価の根拠となる資料	○札幌大学奨学生規程 ○学校法人札幌大学家計急変等奨学金に関する規程 ○札幌大学課外活動優秀者支援（奨学金）申請書、確認書 ○札幌大学スポーツセンター規程 ○札幌大学スポーツセンター運営委員会に関する要領 ○札幌大学課外活動推進に関わる経費補助取扱要領 ○札幌大学特別な教育的ニーズを有する学生の支援に関する規程 ○札幌大学アクセシビリティ支援委員会に関する要領 ○令和 6(2024)年度健康管理業務報告書第 39 号 ○令和 6(2024)年度札幌大学学生総合支援センター「SUPOT」活動報告

	○札幌大学私費外国人留学生の授業料減免に関する規程 ○札幌大学私費外国人留学生奨学金規程 ○札幌大学私費外国人留学生の身元保証等に関する規程
成果が出ている取り組みや特色 ある取り組み	スポーツセンターでは、競技力の向上のみならず、学生の人間的成長、地域との連携強化、課外活動の活性化を一体的に推進している点が本学の特色である。特に、課外活動を教育活動の一環として位置付け、学修支援や地域貢献と結び付けながら運営していることが、本センターの大きな強みとなりつつある。また、課外活動指導者との懇談を行い、課外活動ごとの課題や可能性を把握した上で、対応策を就職課、地域連携課と連携して実施している。
自己点検・評価で発見された課題など	
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	特にスポーツセンターにおいては、各事業を継続的に実施するとともに、その成果を検証し、事業の充実を図り、事業成果を学内外へ積極的に発信することで、本学のスポーツブランドの価値向上と地域貢献のさらなる推進につなげていく。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○大学設置基準第 7 条（教育研究実施組織等）

評価の視点 3-5-①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

基準 3	学生																																												
3-5	学修環境の整備																																												
3-5-①	校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営																																												
評価の視点に関わる自己判定の留意点	○教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか。 ○快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。 ○ICT 環境を適切に整備しているか。																																												
自己判定	満たしている ・ 満たしていない																																												
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	およそ 20 万㎡の広大なキャンパスに校舎 4 棟、学生会館 2 棟、外部運動場 4 施設、図書館 1 棟、体育館 2 棟等を備えている。 校舎の耐震化は計画に基づいて順次進めており、整備状況は次のとおりとなっている。 <table><tr><th>年度</th><th>耐震化計画</th><th>工事種別</th><th>備考</th></tr><tr><td>令和元(2019)年度</td><td>3号館・図書館耐震改修工事着工</td><td>耐震改修</td><td>図書館竣工</td></tr><tr><td>令和 2(2020)年度</td><td>3号館・図書館耐震改修工事竣工 新棟(SUcole)建設工事着工</td><td>耐震改修 耐震改築</td><td>3号館竣工</td></tr><tr><td>令和 3(2021)年度</td><td>新棟(SUcole)建設工事竣工</td><td>耐震改築</td><td></td></tr><tr><td>令和 4(2022)年度</td><td>1号館耐震改修工事着工・竣工</td><td>耐震改修</td><td></td></tr><tr><td>令和 5(2023)年度</td><td>2号館解体工事着工・竣工</td><td>耐震改築</td><td></td></tr><tr><td>令和 7(2025)年度</td><td>新体育館建設工事着工・竣工</td><td>耐震改築</td><td></td></tr><tr><td>令和 8(2026)年度</td><td>第一体育館解体工事着工</td><td>耐震改築</td><td></td></tr></table> 昨今、北海道においても夏の暑さが問題となっていることを踏まえ、特に夏季においてはエアコンが導入されている教室を積極的に使用する他、順次、エアコン設備導入工事を進めている。 <table><tr><th>年度</th><th>工事概要</th><th>備考</th></tr><tr><td>令和 3(2021)年度</td><td>中央棟 1～2 階エアコン導入</td><td></td></tr><tr><td>令和 4(2022)年度</td><td>中央棟 3～8 階エアコン導入</td><td></td></tr><tr><td>令和 7(2025)年度</td><td>3号館北棟エアコン導入及び教職センター(SUTAC)、学修サポートセンター(SULAC)エアコン導入</td><td></td></tr></table> 本学では自衛消防体制を組織し、有事が発生した際の教職員の役割を詳細に定めると共に、教職員や学生が参加する避難訓練を毎年 1 回実施している。 学内には自動体外式除細動器(AED:Automated External Defibrillator)を 8 箇所(中央棟、1 号館、6 号館、SUcole、新体育館・第 2 体育館、大学生協、セミナーハウス)に設置すると共に、避難訓練の際に AED 講習も行い、体調急変者に対して速やかな応急手当が行える環境・体制を整えている。 本学の主な施設は、以下のとおりである。 ○プレアホール 札幌大学創立 40 周年を記念して整備した 2 号館(令和 6(2024)年 3 月解体)3 階の「プレアホール」を、新校舎「SUcole」建設を機に名称を受け継ぎ、現在の「SUcole」1 階に再整備した。席数も 480 席から 518 席(バリアフリー対応)に拡大し、学生の学修や諸活動、教員の教育研究の成果発表の場として幅広く利用している。 ○情報メディアセンター 「情報メディアセンター」は、現代の多様な情報社会に対応できるよう、多数のパソコンを完備し、より実践的な授業に利用している。また、学内には無線 LAN(Wi-Fi)を敷設しており、ノートパソコン、タブレット端末等が広範囲で利用が可能となっている。 ○学生立志テラス 「学生立志テラス(S-wing)」は、本学で様々な体験学習・活動に参加する学生が集い、互いに学び、誘い、刺激し合う場所である。様々な体験学習や活動に参加する学生が協働を通して成長し、予測不可能な未来を生き抜く力を養うことを狙いとしている。授業の他、学生それぞれが参加した体験学習・活動の成果報告や意見交換等の場として利用している。 ○みらい共創スクエア・地域連携センター 「みらい共創スクエア」では、地域、高校、企業との連携協働により、新たな価値創造と地域課題解決の取り組みを推進している。「地域連携センター」(学務部地域連携	年度	耐震化計画	工事種別	備考	令和元(2019)年度	3号館・図書館耐震改修工事着工	耐震改修	図書館竣工	令和 2(2020)年度	3号館・図書館耐震改修工事竣工 新棟(SUcole)建設工事着工	耐震改修 耐震改築	3号館竣工	令和 3(2021)年度	新棟(SUcole)建設工事竣工	耐震改築		令和 4(2022)年度	1号館耐震改修工事着工・竣工	耐震改修		令和 5(2023)年度	2号館解体工事着工・竣工	耐震改築		令和 7(2025)年度	新体育館建設工事着工・竣工	耐震改築		令和 8(2026)年度	第一体育館解体工事着工	耐震改築		年度	工事概要	備考	令和 3(2021)年度	中央棟 1～2 階エアコン導入		令和 4(2022)年度	中央棟 3～8 階エアコン導入		令和 7(2025)年度	3号館北棟エアコン導入及び教職センター(SUTAC)、学修サポートセンター(SULAC)エアコン導入	
	年度	耐震化計画	工事種別	備考																																									
	令和元(2019)年度	3号館・図書館耐震改修工事着工	耐震改修	図書館竣工																																									
	令和 2(2020)年度	3号館・図書館耐震改修工事竣工 新棟(SUcole)建設工事着工	耐震改修 耐震改築	3号館竣工																																									
	令和 3(2021)年度	新棟(SUcole)建設工事竣工	耐震改築																																										
	令和 4(2022)年度	1号館耐震改修工事着工・竣工	耐震改修																																										
	令和 5(2023)年度	2号館解体工事着工・竣工	耐震改築																																										
	令和 7(2025)年度	新体育館建設工事着工・竣工	耐震改築																																										
	令和 8(2026)年度	第一体育館解体工事着工	耐震改築																																										
	年度	工事概要	備考																																										
令和 3(2021)年度	中央棟 1～2 階エアコン導入																																												
令和 4(2022)年度	中央棟 3～8 階エアコン導入																																												
令和 7(2025)年度	3号館北棟エアコン導入及び教職センター(SUTAC)、学修サポートセンター(SULAC)エアコン導入																																												

	課)がこれらの取り組みを推進している。 ○札幌大学国際交流センター 「札幌大学国際交流センター(SUICC:Sapporo University International Communication Center)」は、本学の国際交流の拠点である。本学に在籍する多くの留学生と「外国人留学生と交流してみたい」、「海外に留学したい」と考えている本学学生との交流の場として広く活用している。世界各国の交流協定校から寄せられる留学や国際交流に関する様々な情報発信も行っている。また、数理・AI・データサイエンス教育を推進するための拠点「データサイエンス・ラボ」も併設している。 ○学修サポートセンター (SULAC) 「学修サポートセンター(SULAC:Sapporo University Learning Assistance Center)」は、基礎学力の養成、授業に対する理解度を深めるなど、学生の学修全般のケアを行うセンターである。平日 10:00~16:30 の間に開放しており、学生は担当教員から、個別指導による科目のアドバイスやサポートを受けることができる。 ○学生総合支援センター (SUPOT) 「学生総合支援センター(SUPOT)」は、学生生活の中で起こる様々な困り事について、より良い方法を専門スタッフと一緒に考え、より充実した学生生活を送れるよう平日 9:00~17:00 の間でサポートを行っている。学生本人だけでなく保護者も利用でき、プライバシーに配慮した上でカウンセラーや臨床心理士に相談できる他、週に一度、精神科医師による専門相談も受けることができる。 ○歴史文化財展示室 「歴史文化財展示室」は、昭和 42(1967)年の開学以来、本学の教員や学生により調査・収集された歴史文化財資料を紹介する博物館類似施設である。学生の勉学や市民の生涯学習に活用している。また、学芸員資格課程の学生は本展示室にて展示実習等を行っている。														
指定するエビデンス資料	○施設・設備の管理に関する規則 ○ICT 環境について学生に周知したことを示す文書 ○図書館に関する規則 ○図書館利用案内 ○建物の耐震化率を示す文書														
自己点検・評価の根拠となる資料	○札幌大学キャンパス整備の方向 ○札幌大学新体育館の整備について ○大学の森基本構想														
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み															
自己点検・評価で発見された課題など	2 棟目の体育館の建替えにより耐震化率が 100%に達することが見込まれているため、一連の校舎耐震化計画を引き続き計画通りに進めていく必要がある。														
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	令和 5(2023)年度の 2 号館解体工事竣工を以て校舎耐震化計画の第 1 期を完了。第 2 期の体育館建替え工事は、令和 6(2024)年度に設計業務が完了し、令和 7(2025)年度に 1 棟目の体育館建設工事が竣工した。また、第一体育館解体工事については、令和 7(2025)年度に設計業務が完了し、令和 8(2026)年 4 月から解体工事に着手している。 なお、2 棟目体育館在り方については、令和 8(2026)年 9 月頃までを目標として、検討を進めている。 「大学の森」は、防災及び資産保全、SDGs の観点から、教育上有効な施策として活用することとし、複数年計画で進める「大学の森プロジェクト」に着手し、令和 6(2024)年度に基本構想を策定した。 ＜「大学の森プロジェクト（施設関係）」スケジュール＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>進捗状況及び計画</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 5(2023)年度</td><td>事例収集及び危険木伐採</td></tr> <tr> <td>令和 6(2024)年度</td><td>危険木伐採、基本構想策定（理事会にて審議）</td></tr> <tr> <td>令和 7(2025)年度</td><td>利活用検討及び具体化、施設整備計画検討、自然共生サイト認定</td></tr> <tr> <td>令和 8(2026)年度</td><td>正課等での利活用推進、歩道及び標識設計・測量、森林再生事業（危険木対応含む）</td></tr> <tr> <td>令和 9(2027)年度</td><td>記念式典イベント（開学 60 周年）、歩道・標識の整備</td></tr> <tr> <td>令和 10(2028)年度</td><td>引き続き、森林環境整備、利活用推進</td></tr> </tbody> </table>	年度	進捗状況及び計画	令和 5(2023)年度	事例収集及び危険木伐採	令和 6(2024)年度	危険木伐採、基本構想策定（理事会にて審議）	令和 7(2025)年度	利活用検討及び具体化、施設整備計画検討、自然共生サイト認定	令和 8(2026)年度	正課等での利活用推進、歩道及び標識設計・測量、森林再生事業（危険木対応含む）	令和 9(2027)年度	記念式典イベント（開学 60 周年）、歩道・標識の整備	令和 10(2028)年度	引き続き、森林環境整備、利活用推進
年度	進捗状況及び計画														
令和 5(2023)年度	事例収集及び危険木伐採														
令和 6(2024)年度	危険木伐採、基本構想策定（理事会にて審議）														
令和 7(2025)年度	利活用検討及び具体化、施設整備計画検討、自然共生サイト認定														
令和 8(2026)年度	正課等での利活用推進、歩道及び標識設計・測量、森林再生事業（危険木対応含む）														
令和 9(2027)年度	記念式典イベント（開学 60 周年）、歩道・標識の整備														
令和 10(2028)年度	引き続き、森林環境整備、利活用推進														
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見															
関連法令等	・大学設置基準第 34 条（校地）、第 35 条（運動場等）、第 36 条（校舎）、第 37 条（校地の面積）、第 37 条の 2（校舎の面積）、第 38 条（教育研究上必要な資料及び図書館）、第 39														

	条（附属施設）、第 40 条（機械、器具等）、第 40 条の 2（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）、第 40 条の 3（教育研究環境の整備）、第 42 条の 10（実務実習に必要な施設）、第 47 条（共同学科に係る校地の面積）、第 48 条（共同学科に係る校舎の面積）、第 49 条（共同学科に係る施設及び設備）、第 59 条（学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外）、第 61 条（段階的整備）
--	---

基準 3	学生
3-5	学修環境の整備
3-5-②	図書館の有効活用
評価の視点に関わる自己判定の留意点	図書館を十分に利用できる環境を整備し、教育研究に資する十分な学術情報資料を提供しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	本学図書館は、和洋合わせて約 75 万冊を超える図書を所有し、道内の大学として屈指の蔵書数を誇る。閲覧席は約 500 席を有し、様々な学習用途に対応できる。平日は 9:00～19:30、土曜日は 13:00 まで開館しており、学生は勿論のこと、一般の方々へも開放し、地域の方々にも広く活用されている。 図書館 1 階を「ラーニングコアエリア」と位置付け、令和 6(2024)年 3 月に竣工したラーニングコモンズの他、「学生立志テラス(S-wing)」を配置している。「S-wing」は本学で様々な体験学習・活動に参加する学生が集い互いに学び、誘い、刺激し合う場所である。活動に参加する学生が協働を通して成長し、「予測不可能な未来を生き抜く力」を養うことを狙いとしている。授業の他、学生それぞれが参加した活動の成果報告や意見交換等の場として利用している。また、図書館 2 階にワーキングスペースとして、学生達が能動的に活動しやすい空間を設置している。 図書館 2 階には、日本を代表する文化人類学者として国際的にも広く評価された故山口昌男元学長の自宅の居間を再現する「Hermes」を整備し、6 号館地階には、長年に渡って集められた書籍、約 4 万冊を収蔵した「山口文庫」を設けている。 6 号館 3～4 階の 2 フロアは全室に情報教育設備を整備し、2 フロア合計約 400 台のパソコンを備えている。授業のない教室においては、学生が自由に使用することが可能であり、また、カメラ、マイク、ヘッドホンを接続することができ、遠隔授業にも対応する。
指定するエビデンス資料	○施設・設備の管理に関する規則 ○ICT 環境について学生に周知したことを示す文書 ○図書館に関する規則 ○図書館利用案内 ○建物の耐震化率を示す文書
自己点検・評価の根拠となる資料	○札幌大学ウェブサイト（図書館） ○札幌大学ウェブサイト（情報メディアセンター） ○キャンパスと施設案内
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	図書館 2 階ワーキングスペースに移動イス、移動机を設置した。
自己点検・評価で発見された課題など	より学生が利用しやすい学生環境設定を行う。満足度向上に向け図書館利用やラーニングコモンズについてのアンケートを実施した、学生アンケートの結果をもとに改善案を作成し、図書館を利用しやすい場所へと改善していく。
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	図書館利用やラーニングコモンズについてアンケートを実施した。アンケート結果を参考に、ラーニングコモンズの利用について、学生からの要望等を学長政策室ミーティングで検討し改善案を作成する。 情報教育設備は令和 3(2021)年 3 月から 5 年リリースで導入しており、今後、機器の故障・老朽状況を調査し、更新の必要性を検討する。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○大学設置基準第 34 条（校地）、第 35 条（運動場等）、第 36 条（校舎）、第 37 条（校地の面積）、第 37 条の 2（校舎の面積）、第 38 条（教育研究上必要な資料及び図書館）、第 39 条（附属施設）、第 40 条（機械、器具等）、第 40 条の 2（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）、第 40 条の 3（教育研究環境の整備）、第 42 条の 10（実務実習に必要な施設）、第 47 条（共同学科に係る校地の面積）、第 48 条（共同学科に係る校舎の面積）、第 49 条（共同学科に係る施設及び設備）、第 59 条（学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外）、第 61 条（段階的整備）

評価の視点 3-5-③施設・設備の安全性・利便性

基準 3	学生																
3-5	学修環境の整備																
3-5-③	施設・設備の安全性・利便性																
評価の視点に関わる自己判定の留意点	○施設・設備は、バリアフリーなど安全性と利便性を図り、学生の多様性に配慮しているか。 ○施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。																
自己判定	満たしている ・ 満たしていない																
自己判定の理由 （事実の説明及び自己評価）	本学校舎は、図書館を除いて、各玄関にスロープを設置している。図書館は隣接する 6 号館と 2 階部分で接続しているため、スロープがなくても図書館に車いすでの入館が可能である。エレベーターを備えていない校舎が存在するが、これまで車いす使用学生が在籍する際は、教室変更等により当該学生の履修機会を確保してきた。またエレベーターを備えていない校舎の階段には、各階、両側に手すりを設置し、足の不自由な学生に配慮している。 <校舎内のバリアフリー対応一覧> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th><th>状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 号館</td><td>エレベーター未設置のため、階段両側に手すりを設置。2 か所の玄関に常設スロープを整備している。中央棟からエレベーターを用いて 2 階フロアにアクセスできる。</td></tr> <tr> <td>3 号館</td><td>エレベーター未設置のため、階段両側に手すりを設置。北棟 2 階の教室は、中央棟 1 階からバリアフリーとなっている。</td></tr> <tr> <td>6 号館</td><td>エレベーター設置校舎。2 か所の玄関に常設スロープを整備している。またバリアフリースイートを複数階に整備しているバリアフリー対応校舎。</td></tr> <tr> <td>中央棟</td><td>エレベーター設置校舎。玄関に常設スロープを整備している。</td></tr> <tr> <td>SUcole</td><td>エレベーター設置校舎。2 か所の玄関に常設スロープを整備している。またバリアフリースイートを複数階に整備しているバリアフリー対応校舎。なお、プレアホールはステージに上がるための車いす用エレベーターを備えている。</td></tr> <tr> <td>図書館</td><td>エレベーター設置校舎。2 か所の玄関に常設スロープは備わっていないが、6 号館 2 階と渡り廊下で接続されているため、車いすでの入館が可能。また玄関には必要に応じて設置できる仮設スロープも備えている。</td></tr> <tr> <td>新体育館</td><td>エレベーター設置施設。玄関にスロープを整備している。</td></tr> </tbody> </table> ※学務部学生課には、電動車いす昇降機を導入しており、エレベーター未設置校舎であっても全てのフロアに車いす学生がアクセス可能となっている。	施設	状況	1 号館	エレベーター未設置のため、階段両側に手すりを設置。2 か所の玄関に常設スロープを整備している。中央棟からエレベーターを用いて 2 階フロアにアクセスできる。	3 号館	エレベーター未設置のため、階段両側に手すりを設置。北棟 2 階の教室は、中央棟 1 階からバリアフリーとなっている。	6 号館	エレベーター設置校舎。2 か所の玄関に常設スロープを整備している。またバリアフリースイートを複数階に整備しているバリアフリー対応校舎。	中央棟	エレベーター設置校舎。玄関に常設スロープを整備している。	SUcole	エレベーター設置校舎。2 か所の玄関に常設スロープを整備している。またバリアフリースイートを複数階に整備しているバリアフリー対応校舎。なお、プレアホールはステージに上がるための車いす用エレベーターを備えている。	図書館	エレベーター設置校舎。2 か所の玄関に常設スロープは備わっていないが、6 号館 2 階と渡り廊下で接続されているため、車いすでの入館が可能。また玄関には必要に応じて設置できる仮設スロープも備えている。	新体育館	エレベーター設置施設。玄関にスロープを整備している。
施設	状況																
1 号館	エレベーター未設置のため、階段両側に手すりを設置。2 か所の玄関に常設スロープを整備している。中央棟からエレベーターを用いて 2 階フロアにアクセスできる。																
3 号館	エレベーター未設置のため、階段両側に手すりを設置。北棟 2 階の教室は、中央棟 1 階からバリアフリーとなっている。																
6 号館	エレベーター設置校舎。2 か所の玄関に常設スロープを整備している。またバリアフリースイートを複数階に整備しているバリアフリー対応校舎。																
中央棟	エレベーター設置校舎。玄関に常設スロープを整備している。																
SUcole	エレベーター設置校舎。2 か所の玄関に常設スロープを整備している。またバリアフリースイートを複数階に整備しているバリアフリー対応校舎。なお、プレアホールはステージに上がるための車いす用エレベーターを備えている。																
図書館	エレベーター設置校舎。2 か所の玄関に常設スロープは備わっていないが、6 号館 2 階と渡り廊下で接続されているため、車いすでの入館が可能。また玄関には必要に応じて設置できる仮設スロープも備えている。																
新体育館	エレベーター設置施設。玄関にスロープを整備している。																
指定するエビデンス資料	○施設・設備の管理に関する規則 ○ICT 環境について学生に周知したことを示す文書 ○建物の耐震化率を示す文書																
自己点検・評価の根拠となる資料	○バリアフリー対応状況及び車いす昇降機 ○新体育館 1 階図面 ○図書館常設スロープ ○手すり設置状況																
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み																	
自己点検・評価で発見された課題など	体育館 2 棟目の建設時期は不透明な状況にあるが、第二体育館については、当初計画よりも複数年にわたり使用する可能性があることから、館内の天井（天吊り）の点検を年 1 回実施することとする。																
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	サークル会館、セミナーハウス及び大学会館 EAST への手すり設置については、今年度中に設置の可否を検討する。																
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見																	
関連法令等	○大学設置基準第 34 条（校地）、第 35 条（運動場等）、第 36 条（校舎）、第 37 条（校地の面積）、第 37 条の 2（校舎の面積）、第 38 条（教育研究上必要な資料及び図書館）、第 39 条（附属施設）、第 40 条（機械、器具等）、第 40 条の 2（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）、第 40 条の 3（教育研究環境の整備）、第 42 条の 10（実務実習に必要な施設）、第 47 条（共同学科に係る校地の面積）、第 48 条（共同学科に係る校舎の面積）、第 49 条（共同学科に係る施設及び設備）、第 59 条（学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外）、第 61 条（段階的整備）																

評価の視点 4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

基準 4	教育課程
4-1	単位認定、卒業認定、修了認定
4-1-①	ディプロマ・ポリシーの策定と周知
評価の視点に関わる自己判定の留意点	ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	【大学（地域共創学群）】 教育目的を踏まえた大学共通のディプロマ・ポリシー (DP) を以下のとおり策定し、大学ウェブサイト及び「履修のてびき」に明記し周知している。 建学の精神「生氣あふれる開拓者精神」のもと、「地域共創」の理念を体現し、教育目標に謳われる「生氣に溢れ、知性豊かな、信頼される人間」に成長し、以下に掲げる資質を身に付け、所定の単位を修得した学生に学位を授与します。 DP1：専門分野についての理解を深め、必要な知識と技能を身に付けている。 DP2：関連する分野についての知識と技能を身に付けている。 DP3：必要な情報を収集し、客観的に正しく評価できる。 DP4：修得した知識や技能をもとに、よりよい解決策を見出すことができる。 DP5：未知のものに挑戦し、粘り強くやりぬくことができる。 DP6：他者を尊重し、多様な価値を認めることができる。 また、「札幌大学魅力化構想」のもとで進められている令和 9 年度開設予定の新カリキュラムに向け、地域共創学群 DP を策定した。地域共創学群 CP（案）について確認された後、各専攻の DP と CP の策定を進めている。 大学共通の DP に基づき、以下のとおり専攻毎の DP を定めている。 【経済学専攻】 DP1-1：経済学分野の理論についての基礎理解を深め、必要な知識と技能を身に付けている。 DP1-2：経済学の応用分野についての基礎理解を深め、必要な知識と技能を身に付けている。 DP2：経済学と関連する分野についての知識と技能を身に付けている。 DP3：必要な統計データ・情報を収集し、客観的に正確に評価できる。 DP4：修得した経済学の知識や技能をもとに、地域と協同してよりよい解決策を見出すことができる。 DP5：未知の課題に挑戦し、発信に結び付けることができる。 DP6：他国・他地域の状況を理解し、多様な価値を認めることができる。 【経営学専攻】 DP1：経営・会計分野または情報経営分野についての理解を深め、必要な知識と技能を身に付けている。 DP2：企業経営の基盤となる人、社会、現象の理解に必要な知識と技能を身に付けている。 DP3：企業経営の諸問題に有用な情報を収集・分析し、客観的に的確な判断ができる。 DP4：修得した知識や技能をもとに、企業経営の諸問題について、よりよい解決策を見出すことができる。 DP5：未知のものに挑戦し、粘り強くやりぬくことができる。 DP6：他者を尊重し、多様な価値を認め、社会生活や経営の問題に対応できる。 【法学専攻】 DP1：法学分野の理解を深め、必要な知識と技能を身に付けている。 DP2：法学と関連する分野についての知識と技能を身に付けている。 DP3：社会に生起する諸問題についての情報を収集し、それらを合理的に分析・評価できる。 DP4：法的な知識と技能を用いて社会の諸問題を実践的に解決する力を身に付ける。 DP5：事実を見つけ出す調査力、問題を法的に理解する分析力、対話の中から真実を見出すコミュニケーション力を身に付ける。 DP6：自律した市民として、他者を尊重し、多様な価値を認めることができる。 【英語専攻】 DP1-1：英語及び英語圏の文化に関する知識を有し、英語と多様な文化や社会について複眼的に理解することができる。 DP1-2：日本語と英語で意思疎通ができ、自らの考えや必要な情報を発信することができる。 DP2：関連する分野についての知識と技能を身に付けている。 DP3：課題解決に向けて英語の情報を収集し、客観的に正しく評価できる。

	DP4：修得した知識や技能をもとに、英語技能を活用し、課題に対する解決策を見出したり、新たな価値を創造したりすることができる。 DP5：英語圏をはじめ多様な文化や社会に関心を持ち、英語技能の修得に意欲的かつ粘り強く取り組むことができる。 DP6：言語、文化、社会の多様性に関する知識をもとに、多様な価値を認め、他者を尊重できる。 【ロシア語専攻】 DP1：ロシア語専攻分野について幅広い、深い知識と技能を身に付けている。 DP2：ロシア語専攻分野、及び関連分野の知見を相対的に分析する視野がある。 DP3：専門言語と多様な情報ツールを活用して情報を収集し、事象を客観的に正しく評価できる。 DP4：修得した知識や技能をもとに豊かな知的生産活動を展開できる。 DP5：学修した知見と判断力をもとに未知の課題に挑戦し、持続的に取り組むことができる。 DP6：他者の観点を尊重し、多様な価値観を認めることができる。 【歴史文化専攻】 DP1：考古学・歴史学・地理学・アイヌ文化などについて広く理解し、基礎的な知識を身に付けている。 DP2：経済学、法学、文化学など関連する分野についての知識と技能を身に付けている。 DP3：資料を計測したり、古文書を読んだり、フィールド調査の技術を身に付けて、対象資料を客観的に把握することができる。 DP4：修得した歴史文化に関する知識や史資料に対する調査の技術により得られた自らの考えを、まとめて報告・発表することができる。 DP5：調査などの作業を通じて、物事に対し積極的かつ忍耐強く関わり、自らの考え、判断で行動することができる。 DP6：フィールドワークなどを通じて、多くの人々とのコミュニケーションを大切に、集団の中で協調して行動することができる。 【日本語・日本文化専攻】 DP1：日本語と日本文化に関する知識を体系的に身に付け、広い視野から現代社会が直面するさまざまな課題について理解している。 DP2：アジア圏や欧米圏の文化に幅広く関心を持ち、比較文化的な視野から日本語や日本文化に新たな価値を見つける姿勢を身に付けている。 DP3：研究に必要な情報を広く収集し、複数の視点から客観的に問題を捉える力を身に付けている。 DP4：日本語と日本文化及び関連分野から得た知識や技能を基盤に置き、さまざまな人や社会のありさまをあらゆる実践的な表現力を身に付けている。 DP5：根気よく粘り強く学びつづけることで得た自身の強みを、惜しみなく社会に生かす姿勢を身に付けている。 DP6：社会の解決しがたい問題に対し、他者と協力しあい、異なる価値観を受け入れ、社会・産業・文化の発展に貢献している。 【スポーツ文化専攻】 DP1：スポーツ文化専攻分野についての理解を深め、必要な知識と技能を身に付けている。 DP2：関連する分野についての知識と技能を身に付けている。 DP3：身体やパフォーマンス、歴史、社会についての文献資料・調査データなどを収集し、客観的に評価できる。 DP4：修得した知識や技能をもとに、スポーツにまつわる課題に対しより良い解決策を見出すことができる。 DP5：未知のものに挑戦し、粘り強くやりぬくことができる。 DP6：多様な社会をスポーツから構想することができる。 【リベラルアーツ専攻】 DP1：「知徳体」を兼ね備え、古今東西のリベラルアーツから知識と技能を学び取り、多元的思考力を身に付ける。 DP2：関連する基盤教育科目・他専攻の知識と技能を身に付けている。 DP3：世界が抱える諸課題について、必要な情報を収集・分析し、その構図を総合的に考察できる。 DP4：世界が抱える諸課題に対し、関連する知識・技能を活用し、複数の解決策を提示できる。 DP5：未知の問題の解明や当面の課題の解決に挑み、最後までやりぬくことができる。 DP6：他者を尊重し、多様な価値を認め、対話を楽しむことができる。
--	---

	【大学院（地域・文化学研究科）】 DP を以下のとおり策定し、大学院ウェブサイト、「研究科案内」、「便覧」に明記し周知している。（新入生がいなかったため、説明会は実施していない。） 地域・文化学への深い理解と行動力を有し、行政機関や教育界をはじめ幅広く社会で活躍できる専門性を身に付け、次の条件を全て満たした者に学位を授与する。 ○修士課程に 2 年以上在籍し、所定の授業科目の中から、32 単位以上を修得すること。 ○必要な研究指導を受けること。 ○修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること。
指定するエビデンス資料	○ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL ○ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則 ○学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など ○学位規則、学位審査基準 ○進級・卒業・単位認定に関する規則 ○単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則
自己点検・評価の根拠となる資料	○札幌大学ウェブサイト（3 つのポリシー） ○履修のてびき ○札幌大学大学院ウェブサイト ○札幌大学大学院「便覧」（p. 27、地域・文化学研究科の教育理念・目標、教育方針について）
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	【大学】令和 9(2027)年度開設予定の新カリキュラムに向けた各専攻 DP・CP の検討にあたり外部有識者によるワークショップを複数回実施している。
自己点検・評価で発見された課題など	【大学】DP は大学や大学院のウェブサイト及び「履修のてびき」で常に確認できるが、それ以外にも学生に直接、説明する機会が必要と思われる。令和 9(2027)年度からの新カリキュラムにおける専攻 DP・CP を確定させる必要がある。 【大学院】長年 DP の見直しを行っていない。
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	【大学】令和 8(2026)年度の新入生ガイダンスで DP、CP、札大コンピテンシーについて説明を行った。今後は在学生も含めて学生が在学中にこれらを確認していける仕組みを検討する。令和 9(2027)年度からの新カリキュラムにおける専攻 DP・CP について令和 8 年 8 月中の策定を目指し、外部有識者によるワークショップを複数回、開催している。 【大学院】令和 11(2029)年度の新カリキュラム適用を目指し、DP の点検・見直しを行う。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法第 87 条（修業年限）、第 88 条（相当期間の修業年限への通算）、第 89 条（修業年限の特例）、第 104 条（学位）、第 105 条（証明書の交付） ○学校教育法施行規則第 4 条（学則の記載事項）、第 146 条（修業年限の通算）、第 147 条（修業年限の特例による卒業認定の要件）、第 148 条（修業年限が四年を超える学部の在学期間）、第 149 条（在学期間の通算）、第 163 条の 2（学修証明書の交付）、第 164 条（特別の課程及び履修証明書）、第 165 条の 2（策定の方針）、第 172 条の 2（情報の公表）、第 173 条（準用規定） ○大学設置基準第 21 条（単位）、第 25 条の 2（成績評価基準等の明示等）、第 27 条（単位の授与）、第 27 条の 3（連携開設科目に係る単位の認定）、第 28 条（他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等）、第 29 条（大学以外の教育施設等における学修）、第 30 条（入学前の既修得単位等の認定）、第 31 条（科目等履修生等）、第 32 条（卒業の要件）、第 33 条（授業時間制をとる場合の特例）、第 42 条の 8（入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定）、第 44 条（共同教育課程に係る単位の認定）、第 45 条（共同学科に係る卒業の要件） ○学位規則第 2 条（学士の学位授与の要件）、第 10 条（専攻分野の名称）、第 10 条の 2（共同教育課程に係る学位授与の方法）、第 13 条（学位規程）

評価の視点 4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

基準 4

4-1

4-1-②

評価の視点に関わる自己判定の留意点

自己判定

自己判定の理由
(事実の説明及び自己評価)

教育課程

単位認定、卒業認定、修了認定

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

○ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。
○ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

満たしている ・ 満たしていない

【大学（地域共創学群）】

履修した授業科目に係る単位認定は、ディプロマ・ポリシー (DP) を踏まえて、「札幌大学学則」（第 24 条、第 25 条及び第 26 条）及び「札幌大学学位規程」に基づいて適正に行っている。単位認定基準及び卒業認定基準は「札幌大学学則」に定め、「履修のてびき」に明記している。各科目の到達目標と成績評価基準・方法は、シラバスに明記し周知している。

DP を踏まえ、4 年以上在学して所定の授業科目及び単位を修得し、卒業認定基準を満たした者には、学長が卒業を認定し、卒業証書を授与している。

履修した授業科目については試験を行い、学業成績を考査する。試験は、筆記、口頭、実技及びレポートによって行うが、平常点によってこれを代えることがある。学業成績は、AA（100～90 点）、A（89～80 点）、B（79～70 点）、C（69～60 点）、D（59 点以下）及び E（未受験等）に分け、AA、A、B 及び C を合格としている。

また、本学では GPA (Grade Point Average) 制度を導入しており、次のとおり各評価に GP (Grade Point) を与え、学期毎の GPA 及び通算の GPA を算出している。

AA＝4.0、A＝3.0、B＝2.0、C＝1.0、D・E＝0.0

なお、次の授業科目は GPA 算出の対象外としている。

○教職に関する科目

○学芸員の資格を得させるための授業科目

○日本語教師養成課程に関する次の科目

「日本語教授法Ⅱ」、「日本語教材・教具論」、「日本語教育実習」

○自由科目

○履修放棄した科目、他の大学等で修得した科目

○評価が「N」と認定された科目

GPA は履修上限単位数の緩和（令和 6 (2024) 年度以降入学生は 24 単位から 26 単位へ緩和、令和 2 (2020) 年度から令和 5 (2023) 年度入学生は 20 単位から 24 単位へ緩和）や履修指導、退学勧告の基準としても活用している。

令和 9 (2027) 年度開設予定の新カリキュラムにおける卒業要件について、メジャー・マイナーの導入にあわせて検討を進めている。

【卒業に必要な単位数】

	令和 2 (2020) 年度以降入学生
基盤教育科目	38 単位以上 (外国語 1 言語 8 単位を含む ※令和 5 (2023) 年度以前入学生:外国語 1 言語 4 単位を含む)
専門科目	62 単位以上 (自専攻科目 50 単位及びゼミナール 8 単位 (ゼミナールⅥ必修) を含む) (4 年次において 8 単位以上)
合計	124 単位以上

【評価基準】

合否	評価	成績評価基準	GP	評価内容
合格	A A	100-90	4.0	特に優れた成績を示した
	A	89-80	3.0	優れた成績を示した
	B	79-70	2.0	妥当と認められる成績を示した
	C	69-60	1.0	合格と認められる最低限の成績を示した
不合格	D	59 以下	0.0	合格と認められるに足りる成績を示さなかった
	E	未受験等	0.0	未受験等により、評価できない

【大学院（地域・文化学研究科）】

履修した授業科目に係る単位認定は、DP を踏まえて、「札幌大学大学院学則」（第 12 条、第 13 条）及び「札幌大学学位規程」に基づいて適正に行っている。単位認定基準及び修了認定基

	準は「札幌大学大学院学則」に定め、「便覧」に明記している。各科目の到達目標と成績評価基準・方法は、シラバスに明記し周知している。 なお、学業成績は、A（100～80 点）、B（79～70 点）、C（69～60 点）及び D（59 点以下）に分け、A、B 及び C を合格としている。 【評価基準】 <table><tr><th>合否</th><th>評価</th><th>点数</th></tr><tr><td rowspan="3">合格</td><td>A</td><td>100-80</td></tr><tr><td>B</td><td>79-70</td></tr><tr><td>C</td><td>69-60</td></tr><tr><td>不合格</td><td>D</td><td>59 以下</td></tr></table> 修了要件は、「札幌大学大学院学則」（第 31 条）に定め、「便覧」に記載し周知している（新入生がいなかったため、説明会は実施していない）。2 年以上在学して所定の授業科目の中から 32 単位以上、かつ指導教員担当の演習 A 及び演習 B 計 4 単位を修得した上で修士論文の審査及び最終試験に合格した者を、「研究科委員会」の議を経て学長が承認している。 なお、修士論文を提出するためには課程修了前年度末までに 20 単位以上を修得し、かつ、指導教員担当の演習 A 及び演習 B 計 4 単位を履修（修得）していなければならない。 修士論文の審査においては、「札幌大学学位規程」に基づき、中間発表を経て提出された論文を 3 人（主査 1 人、副査 2 人）で口頭試問により行っている。	合否	評価	点数	合格	A	100-80	B	79-70	C	69-60	不合格	D	59 以下
合否	評価	点数												
合格	A	100-80												
	B	79-70												
	C	69-60												
不合格	D	59 以下												
指定するエビデンス資料	○ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL ○ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則 ○学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など ○学位規則、学位審査基準 ○進級・卒業・単位認定に関する規則 ○単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則													
自己点検・評価の根拠となる資料	○札幌大学学則 ○札幌大学学位規程 ○履修のてびき ○シラバス講義要綱 ○札幌大学大学院学則 ○札幌大学大学院「便覧」（p. 29-63、シラバス） ○札幌大学履修に関する規程 ○札幌大学大学院「便覧」（p. 66、学生生活の手引 5. 学位授与）													
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み														
自己点検・評価で発見された課題など	【大学】卒業判定基準は入学時からガイダンス等でも説明しているが、理解が及ばず、卒業に支障をきたす学生も少なくない。													
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	【大学】関係規程等に基づき、適正な運用を継続する。また、学生に対しても「履修のてびき」及び「便覧」等で周知を継続すると共に、入学初年次のガイダンスでは、卒業要件は重要度が高い項目として説明し、4 年間の計画的な科目履修を促している。また、履修登録時に明らかに要件を見落としていると思われる学生に対し、可能な範囲で注意喚起、履修の改善を図っている。今後はアカデミック・アドバイジングにおける指導も想定している。													
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見														
関連法令等	○学校教育法第 87 条（修業年限）、第 88 条（相当期間の修業年限への通算）、第 89 条（修業年限の特例）、第 104 条（学位）、第 105 条（証明書の交付） ○学校教育法施行規則第 4 条（学則の記載事項）、第 146 条（修業年限の通算）、第 147 条（修業年限の特例による卒業認定の要件）、第 148 条（修業年限が四年を超える学部の在学期間）、第 149 条（在学期間の通算）、第 163 条の 2（学修証明書の交付）、第 164 条（特別の課程及び履修証明書）、第 165 条の 2（策定の方針）、第 172 条の 2（情報の公表）、第 173 条（準用規定） ○大学設置基準第 21 条（単位）、第 25 条の 2（成績評価基準等の明示等）、第 27 条（単位の授与）、第 27 条の 3（連携開設科目に係る単位の認定）、第 28 条（他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等）、第 29 条（大学以外の教育施設等における学修）、第 30 条（入学前の既修得単位等の認定）、第 31 条（科目等履修生等）、第 32 条（卒業の要件）、第 33 条（授業時間制をとる場合の特例）、第 42 条の 8（入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定）、第 44 条（共同教育課程に係る単位の認定）、第 45 条（共同学科に係る卒業の要件） ○学位規則第 2 条（学士の学位授与の要件）、第 10 条（専攻分野の名称）、第 10 条の 2（共同教育課程に係る学位授与の方法）、第 13 条（学位規程）													

評価の視点 4-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

基準 4	教育課程
4-2	教育課程及び教授方法
4-2-①	カリキュラム・ポリシーの策定と周知
評価の視点に関わる自己判定の留意点	カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	【大学（地域共創学群）】 教育目的を踏まえた大学共通のカリキュラム・ポリシー（CP）を以下のとおり策定し、大学ウェブサイト及び「履修のてびき」に明記し周知している。 学位授与の方針を踏まえ、自由な学びを通じて主体性を育み、総合的な教養を涵養するために、以下の方針に基づき教育課程を編成します。なお、単位認定にあたっては成績評価基準に基づく厳格な評価を行います。 CP1：全学共通の基盤教育科目と全学に開放された専門科目を配置し、多様な学びを提供します。 CP2：基盤教育科目では、豊かな教養とグローバル社会に対応できる語学力、社会人としての基礎知識を身に付けるための科目を配置します。 CP3：専門科目では、主専攻の深い専門性を担保する科目を配置すると共に、副専攻をも視野に入れた専攻の枠にとらわれない科目群を提供します。 CP4：地域を共に創造する「地域共創」の理念を、自ら考え行動し体験知として身に付けるため、アクティブ・ラーニングを重視します。 札幌大学魅力化構想のもと、令和 9(2027)年度開設予定の新カリキュラムに向け CP を見直し、地域共創学群 CP 案を作成し、教育研究協議会に報告している。地域共創学群 DP、CP（案）に基づき、各専攻の CP を策定するため、外部有識者によるワークショップを複数回、開催している。 現在の大学共通の CP に基づいた専攻毎の CP は以下のとおりである。 【経済学専攻】 ① 教育課程編成の目的 経済学専攻では、経済分野の課題に対して、理論・応用についての知識と技能から地域における解決策を提示できる人材を育成する。 ② 学修過程（分類毎の履修の目的・目標・過程） (1) 行政・金融系科目 経済学の理論分野及び応用分野について深い知識と現実経済についてのデータ分析力を有し、行政・金融分野で求められる地域のヒトとおカネをつなげて課題解決できる人材を育てる。 (2) 食・観光系科目 食・農業・観光等をめぐる知識と課題分析の技能を有し、実践体験を重視した学びを通じて、地域の産業や組織において率先して行動しそれぞれの分野の発展に貢献できる人材を育てる。 (3) 地域創生系科目 経済学や関連分野の知識や技能をもとに、実践体験を重視した学びを通じて、地域の魅力をより輝かせる解決策を見出すことができる人材を育てる。 (4) データ分析系科目 地域経済や地域産業の課題の分析に必要な統計データ・情報を収集し、データ分析の方法に基づいて課題を客観的にかつ正確に評価し、データに基づく解決策を提示できる人材を育てる。 (5) 学際系科目 経済学と合わせ、経営・歴史・地理など隣接する学問分野の習得により、複眼的なアプローチと多様性への理解に基づいた地域課題の解決策を提示できる人材を育てる。 (6) ゼミナール科目 未知の経済課題に挑戦し、課題の正しい理解とよりよい解決策を自力で考案し、情報発信に結びつけることができる人材を育てる。 ③ 教育課程の構成と学修成果（ディプロマ・ポリシー（DP））との関係 「履修のてびき」参照 ④ 副専攻科目 「履修のてびき」参照 ⑤ 学修方法と評価 (1) 経済学の理論的枠組みの深い理解を、現実の経済問題に対して正確に応用する。 (2) 経済問題の解決策の探求にむけて、必要なデータの収集・分析ができる。 (3) 分析により得た知見を具体的な課題解決に結実するために、地域や組織との協働ができる。

	(4) 各科目は、試験またはレポートにより 100 点満点で AA～E の 6 段階で評価し、60 点以上を合格とする。 【経営学専攻】 ① 教育課程編成の目的 経営学専攻では、持続可能な経営体の発展に貢献できる人材を育成する。 ② 学修過程（分類毎の履修の目的・目標・過程） (1) 経営系分野 経営系分野の専門知識を身に付け、企業経営の諸問題を理解する。 (2) 会計系分野 会計系分野の専門知識を身に付け、企業経営に有用な会計の仕組みを理解する。 (3) 情報系分野 情報系分野の専門知識を身に付け、企業経営に有用な情報の仕組みを理解する。 (4) 教員養成系 商業分野あるいは情報分野の専門知識を学び、高等学校教員（商業または情報）として必要な技能を身に付ける。 (5) ゼミナール 修得した知識や技能をもとに、企業経営の諸問題に関する卒業研究に取り組む。 ③ 教育課程の構成と学修成果 (DP) との関係 「履修のてびき」参照 ④ 副専攻科目 「履修のてびき」参照 ⑤ 学修方法と評価 (1) 基本的な理論の学修においては、演習や例題を考察することでその目的や意味を理解する。 (2) 講義内容と現実との関係、あるいは現実そのものに対する理解を深めるために文献資料や調査データの整理、分析を行う。 (3) 必要に応じて、ディスカッション、プレゼンテーションを行う。 (4) 各科目は、試験またはレポートにより 100 点満点で AA～E の 6 段階で評価し、60 点以上 (C 段階以上) を合格とする。 【法学専攻】 ① 教育課程編成の目的 法学専攻では、法の仕組みを理解した上で法的思考力を備え他者との協働を通じて地域に貢献できる人材を育成します。 ② 学修過程（分類毎の履修の目的・目標・過程） (1) 法学基礎科目 法学の専門科目の学びに向け、法学の基礎を理解する。 (2) 公法科目 公法についての専門知識を身に付ける。 (3) 私法科目 私法についての専門知識を身に付ける。 (4) 社会法科目 社会法についての専門知識を身に付ける。 (5) 行政・政治科目 行政学・政治学についての専門知識を身に付ける。 (6) キャリア形成科目 法曹・準法曹や公務員にとって必要な知識と法的思考力を身に付ける。 (7) 関連科目 隣接領域について学び、豊かな知識と技能を身に付ける。 (8) ゼミナール科目 多様な価値を認め他者と協働する。 ③ 教育課程の構成と学修成果 (DP) との関係 「履修のてびき」参照 ④ 副専攻科目 「履修のてびき」参照 ⑤ 学修方法と評価 (1) 基礎科目によって法学の基礎を学修した上で、公法、私法及び基礎法・社会法、行政・政治についての専門科目によってそれぞれの分野への理解を深める。さらに関連科目によって幅広い知識を学修する。ゼミナール科目で積極的に他人と協働することを学ぶ。学修の達成度によってそれぞれ評価する。 (2) 各科目とも、試験またはレポートなどを実施し、その結果を AA、A、B、C、D、E の 6 段階で評価し、C 以上 (100 点満点で 60 点以上) を合格とする。 【英語専攻】
--	--

	① 教育課程編成の目的 高度な英語コミュニケーション能力を備え、他者と協働し、積極的かつ創造的に、地域社会と国際社会に貢献することができる人材を育成する。 ② 学修過程（分類毎の履修の目的・目標・過程） (1) 英語コミュニケーションスキル 「読む・書く・聞く・話す」の各技能を向上させ、社会生活において英語で意思疎通ができ、自らの考えや必要な情報を発信することができる。 (2) 多文化理解 世界の多様かつ異なる文化に関する専門知識と、多文化の一つである日本文化に関する専門知識を有するとともに、多様な文化や社会を複眼的に理解することができる。 (3) 英語文学・英語学・言語学 英語文学、英語学と言語学に関する専門知識を有し、英語圏の文学作品について、また、英語やその他の言語の特徴について複眼的に理解し、その専門知識を応用することができる。 (4) 通訳・翻訳・外国語教育 通訳、翻訳や日本語を含む外国語教育に関する高度な実践的スキルを有し、英語と日本語の二言語話者として社会に貢献したり積極的に情報発信したりできる。 (5) ゼミナール 英語圏をはじめとする多様な文化や社会に関心を持ち、高度な英語技能を活用し、新たな価値を創造し、発信することができる。 ③ 教育課程の構成と学修成果 (DP) との関係 「履修のてびき」参照 ④ 副専攻科目 「履修のてびき」参照 ⑤ 学修方法と評価 (1) 「読む・書く・聞く・話す」の技能を能動的に学修する。英語コミュニケーション能力の向上と到達度を評価する。 (2) 多文化理解、英語文学・英語学・言語学、通訳・翻訳・外国語教育などに関心を持ち、文献や資料を収集・整理し、その分析と考察から理解を深める。これらの専門的学問分野の理解度と、自らの考えや必要な情報を英語や日本語で発信する実践力を評価する。 (3) 各科目とも、試験またはレポートなどを実施し、その結果を AA、A、B、C、D、E の 6 段階で評価し、C 以上(100 点満点で 60 点以上)を合格とする。 【ロシア語専攻】 ① 教育課程編成の目的 主として語学教育の成果を踏まえて国際社会を展望し、寄与する人材を育成する。 ② 学修過程（分類毎の履修の目的・目標・過程） (1) 語学系科目 専攻語学を主として文法学分野において系統的、段階的に履修し、体系的知識と実践的応用力を修得する。 (2) コミュニケーション系科目 口頭及び書記体系表現科目を継続的、段階的に履修し、実践的な表現能力と発展的応用力を会得する。 (3) 文学系科目 意志表現形式として語学と文学は共通の教育領域に属する。民族遺産である文学の研究は専門知識の蓄積をめざし、幅広い教養素養の基礎を形成する。 (4) 地域研究系科目 ロシアの自然環境や民族の歴史、文化気質などを学び、共時的、通時的な知見を得る。 (5) ゼミナール科目 修得した専門知識やロシア語技能をもとに幅広い議論を重ね、日ロ相互理解を深め、自己実現を目指す課題に取り組む。 ③ 教育課程の構成と学修成果 (DP) との関係 「履修のてびき」参照 ④ 副専攻科目 「履修のてびき」参照 ⑤ 学修方法と評価 (1) 各科目は筆記及び口頭試験、またはレポートなどにより 100 点満点で AA～E の 6 段階で評価し、60 点以上を合格とする。 (2) 演習科目では研究対象や科目条件に沿って研究企画や授業実践、ディスカッション、また必要に応じてプレゼンテーションをおこなう。 (3) 専門ゼミナールなどでは第一次資料や教材データを整理、統合し、内容分析や事実確認の手順手法を確立する。プロジェクトをまとめて所与の研究を完成させる。 (4) アクティブ・ラーニング ロシア語を学ぶ学生は、JICA などが主催する社会活動に参画できる。例えば JICA では例年、ロシア語圏から海外研修員を受入れていて、彼らには市内学校訪問プログラムが課
--	--

	されている。本学学生は事前研修を積んだ上で、ボランティア通訳として参加が可能になる。併せて、本学の外国人留学生とペアを組むことによって、語学の相補関係が成立し、両者にとって利益が発生する。事後、学校長から感謝状が授与されれば、社会貢献のみならず、自己達成感を得ることができる。 【歴史文化専攻】 ① 教育課程編成の目的 (1) 歴史文化専攻では、歴史学・地理学・考古学・アイヌ文化等の専門知識を用いて、学校教育分野や文化財保護分野等において、地域社会に貢献できる人材を育成する。 (2) 実物資料の計測、古文書の読解やフィールド調査の技術から、自ら考え、判断して行動できる課題解決能力を身に付ける。 ② 学修過程（分類毎の履修の目的・目標・過程） (1) 日本史 日本史に関する専門知識を学び、長期的な思考と北海道、日本に対する俯瞰的な視野を身に付ける。 (2) 外国史 外国史に関する専門知識を学び、長期的な思考や世界と日本との結びつき、文化の多様性・複合性への視野を身に付ける。 (3) 地理学 地理学に関する専門知識を学び、北海道と日本、世界諸地域に対して地誌的に考察し、地理的な見方や考え方を身に付ける。 (4) 考古学 考古学に関する専門知識を学び、北海道を中心とする日本列島に対する長期的な思考を身に付けると共に、文化財保護の意義を理解する。 (5) アイヌ文化 アイヌ民族の歴史や文化を学び、アイヌ文化を中心とする日本列島北部周辺に対する長期的かつ俯瞰的な視野を身に付ける。 (6) 関連科目 教職課程の高等学校地理歴史科や中学校社会科、学芸員課程の資格取得に必要な知識を身に付ける。 (7) ゼミナール 文献資料や実物資料を客観的に把握し、観察する手法を学び、それを論理的に考察した上で、自ら課題を設定して卒業研究に取り組む。 ③ 教育課程の構成と学修成果 (DP) との関係 「履修のてびき」参照 ④ 副専攻科目 「履修のてびき」参照 ⑤ 学修方法と評価 (1) 歴史学・地理学・考古学・アイヌ文化等について幅広く理解し、基礎的な知識を身に付け、さらに一つの分野を深く学ぶことで、学校教育、社会教育現場、文化財保護分野等への専門職に対応できる能力を身に付ける。 (2) 資料を計測したり、古文書を読んだり、フィールド調査の技術を身に付けた上で、資料を客観的に把握し、報告・発表ができる。 (3) 調査等の作業を通じ、物事に対し積極的、忍耐強く関わり、自分で判断し行動することができる。 (4) フィールドワーク等を通じ、課題解決のために集団の中で協働ができる。 (5) 各科目は、試験またはレポートにより 100 点満点で AA～E の 6 段階で評価し、60 点以上を合格とする。 【日本語・日本文化専攻】 ① 教育課程編成の目的 (1) 日本語、日本文化を学際的に学び、多様化する文化形態や現象を読み解き、実践的な表現力を身に付ける。 (2) 比較文化的な学びを通じてさまざまな人と関わる力を身に付け、日本文化のあらたな価値を創造できる人材を養成する。 ② 学修過程（分類毎の履修の目的・目標・過程） (1) 専攻基盤系科目 2 年次以降の多領域にまたがる各学問の基礎基本となる知識・技能を培い、諸専門分野に関する学びのための準備をする。 (2) 日本語学・言語学系科目 日本語学及び言語学への関心・意欲を育て、日本語教師をはじめとする各々の将来の職業に役立てるための学問的知識及びその活用力を養う。 (3) 日本文学・文化系科目 多領域にまたがる日本文学・文化に関する知識を幅広く身に付け、自己の人間性や生涯にわたる文化的生活を豊かにするための活用法を自ら育て養う。
--	--

	(4) 多文化共生・理解系科目 個人・集団・文化の独自性や世界観を理解し、多様な背景を持つ他者とコミュニケーションをはかることで、現代社会と文化の課題にアプローチできる複眼思考力、創造性、実践力を育てる。 (5) 探究実践演習系科目 日本を取り巻く文化にまつわる探究心や創造性を持ち、実生活との関わりから自ら定めた課題を立て、情報をまとめ表現すると共に、主体的・協働的な活動の中で新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。 (6) ゼミナール 修得した知識や技能をもとに、相互に議論を重ね、日本語及び日本文学文化に関する諸課題と向き合う卒業研究に取り組む。 ③ 教育課程の構成と学修成果 (DP) との関係 「履修のてびき」参照 ④ 副専攻科目 「履修のてびき」参照 ⑤ 学修方法と評価 (1) 講義型の授業では、それぞれの分野によって異なる学問の特徴を理解した上で、知識及び技能の修得が得られたかどうか、また主体的な学修に結び付いたかどうか。 (2) 演習型の授業では、ディスカッションやプレゼンテーションを積み重ね、それぞれの学問分野に資する思考力・判断力・表現力が身に付いたかどうか。 (3) 各科目は、試験またはレポートにより 100 点満点で AA～E の 6 段階で評価し、60 点以上を合格とする。 【スポーツ文化専攻】 ① 教育課程編成の目的 スポーツ文化専攻では、多様性ある社会をスポーツから構想できる人材を育成する。 ② 学修過程（分類毎の履修の目的・目標・過程） (1) 学際系科目 学際系科目を通じ、スポーツ文化専攻における学びの基礎を確立する。 (2) 社会科学系科目 スポーツにおける社会科学分野の専門知識を身に付け、個的・組織的・社会的な課題を理解する。 (3) 人文科学系科目 スポーツにおける人文科学分野の専門知識を身に付け、課題の背景を考える。 (4) 自然科学系科目 スポーツにおける自然科学分野の専門知識を身に付け、身体やスポーツパフォーマンスに関する仕組みを理解する。 (5) 実技・演習系科目 専門的な指導法やリスクマネジメントを学び、実践力を身に付ける。 (6) 特別支援系科目 特別支援分野の専門知識を身に付け、障がいの特性や社会的な課題を理解する。また、特別支援学校教諭として必要な知識・技能を身に付ける。 (7) ゼミナール 修得した知識や技能をもとに、相互に議論を重ね、スポーツにまつわる課題に対する卒業研究に取り組む。 ③ 教育課程の構成と学修成果 (DP) との関係 「履修のてびき」参照 ④ 副専攻科目 「履修のてびき」参照 ⑤ 学修方法と評価 (1) 文献資料や調査データを整理し、その分析や考察をまとめる。 (2) 対象や条件に合わせた企画や実践、ディスカッションやプレゼンテーションを行う。 (3) 各科目は、試験またはレポートにより 100 点満点で AA～E の 6 段階で評価し、60 点以上を合格とする。 【リベラルアーツ専攻】 ① 教育課程編成の目的 リベラルアーツ専攻では、知徳体を兼ね備え、豊かな教養と多面的な思考力を駆使しながら、世界が抱える多様かつ複雑な諸課題に対処できる人材を育成する。 ② 学修過程（分類毎の履修の目的・目標・過程） (1) 西洋のリベラルアーツ 西洋の歴史と文化に根ざす諸科学を習得する。 (2) 東洋のリベラルアーツ 東洋の歴史と文化に関わる教養を身に付ける。 (3) 現代のリベラルアーツ
--	--

	多様なメディアを駆使する専門知識を学ぶ。 (4) 演習系科目 地域や世界の現代的課題を解決する力を、実践的に体得する。 (5) 語学系科目 異なるアイデンティティや文化を持つ他者との対話力を養成する。 (6) ゼミナール 修得した知識や技能、方法論をもとに、相互に議論を重ね、卒業研究に取り組む。 ③ 教育課程の構成と学修成果 (DP) との関係 「履修のてびき」参照 ④ 副専攻科目 「履修のてびき」参照 ⑤ 学修方法と評価 (1) 文献資料や調査データを収集・整理し、その分析や考察をレポートにまとめる。 (2) 対象や条件に合わせた企画や実践、ディスカッションやプレゼンテーションを行う。 (3) 各科目は、試験またはレポートにより 100 点満点で AA～E の 6 段階で評価し、60 点 (C 段階) 以上を合格とする。 【大学院 (地域・文化科学研究科)】 DP を踏まえた CP を以下のとおり策定し、大学ウェブサイト、研究科案内、「便覧」に明記し周知している (新入生がいなかったため、説明会は実施していない。) また、教育課程は CP を踏まえた編成を行っており、単位認定においては、成績評価基準に基づき厳格な評価を行っている。 学位授与方針を踏まえ、地域・文化学の各分野について各々の関心事を継続的かつ横断的により深く探求するため、以下の点に配慮して教育課程を編成する。なお、単位認定にあたっては成績評価基準に基づき厳格な評価を行う。 ○高度な専門性を身に付け、博士課程進学、将来の研究者、学校教育職員、学芸員、文化行政・サービス関連の企画担当職などの専門職業への道を拓く。 ○地域・文化学の各分野を横断的に幅広く学び、国際的な社会文化活動や地域振興の推進に寄与貢献できる。 ○在職しながらの修学が可能となるようきめ細やかな教育内容を編成し、個々の大学院生の特性と事情に即した履修形態を可能にする。
指定するエビデンス資料	○カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL ○カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則 ○学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など ○教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど ○履修に関する規則 ○教育課程を検討する会議体の規則 ○シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書 ○教養教育を検討する会議体の規則
自己点検・評価の根拠となる資料	○札幌大学ウェブサイト (3 つのポリシー) ○履修のてびき ○札幌大学教育研究協議会規程 ○札幌大学大学院ウェブサイト ○札幌大学大学院「便覧」 (p. 27、地域・文化科学研究科の教育理念・目標、教育方針について)
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	【大学】CP は本学のカリキュラムの根幹をなすものであるため、対象者に内容をよりしっかり伝える必要がある。また、令和 9(2027)年度からの新カリキュラムにおける地域共創学群 CP (案) を確定させ、専攻 CP を策定する必要がある。 【大学院】長年 CP の見直しを行っていない。
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	【大学】令和 8(2026)年度の新入生ガイダンスで DP、CP、札大コンピテンシーについて説明を行った。今後は在学生も含めて学生が在学中にこれらを確認していける仕組みを検討する。令和 9(2027)年度からの新カリキュラムにおける地域共創学群 CP の確定、専攻 CP 策定を令和 8 年 8 月までに完了するよう、外部有識者によるワークショップを複数回、開催している。 【大学院】令和 11(2029)年度の新カリキュラム適用を目指し、CP の点検・見直しを行う。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法第 92 条 (学長、教授その他の職員)、第 113 条 (教育研究活動状況の公表) ○学校教育法施行規則第 4 条 (学則の記載事項)、第 24 条 (指導要録の作成)、第 28 条 (表簿)、第 163 条 (学年の始期及び終期)、第 165 条の 2 (策定の方針)、第 172 条の 2 (情報の公表) ○大学設置基準第 6 条 (学部以外の基本組織)、第 7 条 (教育研究実施組織等)、第 8 条 (授

	業科目の担当)、第 9 条(授業を担当しない教員)、第 10 条(基幹教員数)、第 11 条(組織的な研修等)、第 13 条(教授の資格)、第 14 条(准教授の資格)、第 15 条(講師の資格)、第 16 条(助教の資格)、第 17 条(助手の資格)、第 19 条(教育課程の編成方針)、第 19 条の 2(連携開設科目)、第 20 条(教育課程の編成方法)、第 22 条(一年間の授業期間)、第 23 条(各授業科目の授業期間)、第 24 条(授業を行う学生数)、第 25 条(授業の方法)、第 26 条(昼夜開講制)、第 27 条の 2(履修科目の登録の上限)、第 30 条の 2(長期にわたる教育課程の履修)、第 31 条(科目等履修生等)、第 41 条(学部等連係課程実施基本組織に関する特例)、第 42 条の 5(教育課程連携協議会)、第 43 条(共同教育課程の編成)、第 46 条(共同学科に係る基幹教員数)、第 61 条(段階的整備)
--	--

評価の視点 4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

基準 4	教育課程
4-2	教育課程及び教授方法
4-2-②	カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
評価の視点に関わる自己判定の留意点	カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	【大学（地域共創学群）】 ディプロマ・ポリシー (DP) と授業科目の関連性について、教員と学生双方が教育課程の俯瞰を可能とするため、基盤教育科目及び各専攻専門科目のカリキュラムマップを作成し、大学ウェブサイトで周知している。また、カリキュラムマップは毎年度作成する「履修のてびき」に掲載し、学生及び教職員に配布、周知している。DP と授業科目の関連を反映したシラバスを作成するため、教員はシラバス作成時にカリキュラムマップとの整合性を確認している。 また、令和 5(2023) 年度に、DP とカリキュラム・ポリシー (CP) を見直し、その一貫性を確保したカリキュラムを策定し、令和 6(2024) 年度から運用を開始している。併せて、系統学修が可能となるよう各専攻がカリキュラムツリーを作成し、「履修のてびき」に掲載している。 専攻毎の CP は全学の CP に基づき定めている。 学生の計画的な履修登録や学修に活かせるよう、Web シラバスに DP と授業科目の関連性について掲載している。 【大学院（地域・文化学研究科）】 大学院の DP と CP は、深い探究と高度な専門性の修得を最重視しており、一貫している。 科目担当者は、DP 及び CP の確認を行った上で、両ポリシーに基づきシラバスを作成している。以上から、各科目において、DP と CP の一貫性は確保している。
指定するエビデンス資料	○カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL ○カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則 ○学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など ○教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど ○履修に関する規則 ○教育課程を検討する会議体の規則 ○シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書 ○教養教育を検討する会議体の規則
自己点検・評価の根拠となる資料	○札幌大学ウェブサイト（3 つのポリシー） ○履修のてびき ○札幌大学ディプロマ・ポリシーと授業科目の関連性 ○令和 7(2025) 年 12 月 2 日付稟議書「令和 8 年度シラバス作成依頼について」 ○Web シラバス（サンプル） ○札幌大学教育研究協議会規程 ○札幌大学大学院「便覧」（p. 27、地域・文化学研究科の教育理念・目標、教育方針について） ○ディプロマ・ポリシーの改正案について（令和 2(2020) 年 12 月 11 日付） ○カリキュラム・ポリシーの改正案について（令和 3(2021) 年 8 月 2 日付）
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	【大学】学生の計画的な履修登録や学修に活かせるよう、Web シラバスに DP と授業科目の関連性について掲載している。また、令和 9(2027) 年度からの新カリキュラムにおいて、DP との一貫性を保ち、DP 達成に向けた CP を策定するため、外部有識者によるワークショップを複数回、開催している。
自己点検・評価で発見された課題など	【大学】令和 9(2027) 年度からの新カリキュラムにおいても、DP と CP の一貫性を確実に保つ必要がある。 【大学院】長年、DP 及び CP の見直しを行っていない。
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	【大学】令和 9(2027) 年度からの新カリキュラムにおいて、DP との一貫性を保ち、DP 達成に向けた CP を策定するため、外部有識者によるワークショップを複数回、開催している。 【大学院】令和 11(2029) 年度の新カリキュラム適用を目指し、DP の点検・見直し、カリキュラムの点検・見直しと合わせて CP の点検・見直しを行う。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法第 92 条（学長、教授その他の職員）、第 113 条（教育研究活動状況の公表） ○学校教育法施行規則第 4 条（学則の記載事項）、第 24 条（指導要録の作成）、第 28 条（表簿）、第 163 条（学年の始期及び終期）、第 165 条の 2（策定の方針）、第 172 条の 2（情報の公表） ○大学設置基準第 6 条（学部以外の基本組織）、第 7 条（教育研究実施組織等）、第 8 条（授業科目の担当）、第 9 条（授業を担当しない教員）、第 10 条（基幹教員数）、第 11 条（組織的な研修等）、第 13 条（教授の資格）、第 14 条（准教授の資格）、第 15 条（講師の資格）、第 16 条（助教の資格）、第 17 条（助手の資格）、第 19 条（教育課程の編成方針）、第 19 条の 2（連携開設科目）、第 20 条（教育課程の編成方法）、第 22 条（一年間の授業期間）、第 23 条（各授業科目の授業期間）、第 24 条（授業を行う学生数）、第 25 条（授業

	の方法)、第 26 条(昼夜開講制)、第 27 条の 2(履修科目の登録の上限)、第 30 条の 2(長期にわたる教育課程の履修)、第 31 条(科目等履修生等)、第 41 条(学部等連係課程実施基本組織に関する特例)、第 42 条の 5(教育課程連携協議会)、第 43 条(共同教育課程の編成)、第 46 条(共同学科に係る基幹教員数)、第 61 条(段階的整備)
--	---

評価の視点 4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

基準 4	教育課程
4-2	教育課程及び教授方法
4-2-③	カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
評価の視点に関わる自己判定の留意点	○カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。 ○シラバスを適切に整備しているか。 ○履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	【大学（地域共創学群）】 カリキュラム・ポリシー（CP）はディプロマ・ポリシー（DP）を踏まえて作成しており、カリキュラムも CP に基づき体系化している。 専攻の CP は、①目的、②学修過程、③教育課程の構成と DP との関係、④副専攻科目、⑤学修方法と評価、によって構成されている。また、カリキュラムマップは、分類、レベル、分類内ナンバーによって教育課程の体系を表現している。 シラバスは、必要事項を適切に記入するため入稿要領を作成し、科目担当者に配布している。さらに、第三者により、要領に沿った内容かチェックする体制を整備している。 単位制度実質化のため学期及び年間の履修登録単位数に上限を設定しており、令和 5(2023) 年度入学生までは履修上限単位数は各学期 20 単位とし、直前の学期の GPA (Grade Point Average) が 2.5 以上の場合に限り、24 単位まで緩和している。令和 6(2024) 年度入学生からは履修上限を各学期 24 単位とし、直前の学期の GPA が 2.5 以上の場合に限り、26 単位まで緩和している。 本学は、主専攻の他に副専攻の学びが可能な制度を取り入れており、他専攻の単位を一定以上修得すると副専攻として認定し、卒業時には修了証書を授与している。 また、令和 4(2022) 年度からは全専攻横断型の教育プログラム「みらい志向プログラム」を開始した。このプログラムは、変化が加速する現代社会を力強く生き抜くために現在進行形の知識とスキルを身に付けることを目的とした教育プログラムで、現在は次の 5 つのプログラムを展開している。 ○データサイエンス「魁」プログラム（令和 4(2022) 年度開設） ○ビジネス創生「食・観光」プログラム（令和 4(2022) 年度開設） ○アイヌ文化スペシャリスト養成プログラム（令和 4(2022) 年度開設） ○リスクマネジメントプログラム（令和 6(2024) 年度開設） ○スポーツマネジメントプログラム（令和 6(2024) 年度開設） なお、データサイエンス「魁」プログラムは、文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）」に認定されている 現行のみらい志向プログラムを令和 8 年度に先行マイナー化することについては、新学修システム委員会において、運用上、学生に混乱を招く可能性があること、また教育内容の検討に時間を要することから見送ることとされた。教育研究協議会においても同内容が報告されている。 この他、アクティブ・ラーニングを重視した科目として、令和 5(2023) 年度以前入学生を対象に実践・体験型学習プログラム「アクティブ・プログラム」を開講している。本プログラムには 4 つのプログラム群（地域みらい創生、ビジネス創造、多文化クリエイティブ、アイヌ・先住民族）を設けており、単位認定基準を満たすことにより、基盤教育科目「アクティブ研修 I-VII」として単位認定している。学期毎に最大 2 プログラムまで参加（単位は 2 科目 4 単位まで認定）することが可能であり、令和 8(2026) 年度は春学期に 5 プログラム、秋学期に 4 プログラムの開講を予定している。 また、令和 6(2024) 年度以降入学生には、基盤教育科目「教養実践」を開設している。専攻の垣根を超えた学修・体験を通じ、より主体的な思考力や行動力、課題発見能力、コミュニケーション能力などを身に付けることを目的とし、令和 8(2026) 年度は春学期に 3 プログラム、秋学期に 6 プログラムの開講を予定している。 【大学院（地域・文化科学研究科）】 CP に沿った教育課程を体系的に編成し、「便覧」に示している。シラバスは、「便覧」に掲載すると共に、大学及び大学院のウェブサイト上で学生が閲覧できるよう公開している。また、「便覧」には、教育目標や到達目標、分類、レベル等に応じた特定の科目ナンバーを付している。 シラバスには、科目毎に「授業テーマ」と「授業概要」、「到達目標」を明示した上で、15 回の授業計画を載せている。科目ナンバーと授業計画から、体系的な学修の編成を可能にしている。 特に科目ナンバーの設定は、教育目標に掲げている高度な専門性を身に付けること、国際的な社会文化活動や地域振興推進の寄与貢献、きめ細やかな教育内容の編成にも影響することか

	ら、この点においても教育課程は体系的に編成している。 一方で、休講科目が多いことなどから、現カリキュラムの課題の洗い出しを行った。
指定するエビデンス資料	○カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL ○カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則 ○学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など ○教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど ○履修に関する規則 ○教育課程を検討する会議体の規則 ○シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書 ○教養教育を検討する会議体の規則
自己点検・評価の根拠となる資料	○札幌大学ウェブサイト（3つのポリシー） ○履修のてびき ○札幌大学ディプロマ・ポリシーと授業科目の関連性 ○令和 7(2025) 年 12 月 2 日付稟議書「令和 8 年度シラバス作成依頼について」 ○令和 7(2025) 年度第 19 回教務委員会議事録（シラバス点検） ○札幌大学教育研究協議会規程 ○札幌大学履修に関する規程 ○札幌大学大学院ウェブサイト ○札幌大学大学院「便覧」（p. 23-26、科目ナンバーについて） ○札幌大学大学院「便覧」（p. 29-63、シラバス）
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	【大学】令和 9(2027) 年度からの新カリキュラムにおいて、DP・CP に沿った体系的な教育課程の編成、CP やカリキュラムマップに基づくシラバス整備となるよう、外部有識者によるワークショップを複数回、開催している。
自己点検・評価で発見された課題など	【大学】「みらい志向プログラム」は、全専攻を横断する教育プログラムとして開講しているが、プログラムによっては特定の専攻科目の比重が高いことや、プログラム修了要件となる単位数が 30 単位と多く、学生にとってハードルが高いことから、各プログラムをスリム化し、より学生が学びやすいプログラムに再編する必要がある。 【大学院】休講科目が多いなどの課題がある。
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	【大学】 令和 7(2025) 年度にみらい志向プログラムの現状把握と今後の運用に向け、登録学生にアンケートを実施し、新学修システム委員会で報告を行っている。また、新カリキュラムにおいて、現行のみらい志向プログラムの要素を継承したマイナープログラムの策定を検討している。リスクマネジメントを専門としている本務教員がいないが、新カリキュラムの検討にあたり発足した専門分野検討チームのひとつであるリスクマネジメント検討チームにおいて、外部アドバイザーを含めてプログラムの在り方を検討していく。ビジネス創生「食・観光」プログラムにおいても外部アドバイザーの協力をあおぐ。 令和 9(2027) 年度からの新カリキュラムにおいても、CP に沿った体系的な教育課程の編成、CP やカリキュラムマップに基づくシラバス整備となるよう、外部有識者によるワークショップを複数回、開催している。単位制度の詳細については、今後、教育研究協議会や教務委員会での議論を経て、令和 8 年 9 月までの成案化を目指す。 【大学院】令和 11(2029) 年度の新カリキュラム適用を目指し、DP・CP の点検・見直しと合わせて、より充実した授業科目を実現するため、カリキュラムの再編を検討する。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法第 92 条（学長、教授その他の職員）、第 113 条（教育研究活動状況の公表） ○学校教育法施行規則第 4 条（学則の記載事項）、第 24 条（指導要録の作成）、第 28 条（表簿）、第 163 条（学年の始期及び終期）、第 165 条の 2（策定の方針）、第 172 条の 2（情報の公表） ○大学設置基準第 6 条（学部以外の基本組織）、第 7 条（教育研究実施組織等）、第 8 条（授業科目の担当）、第 9 条（授業を担当しない教員）、第 10 条（基幹教員数）、第 11 条（組織的な研修等）、第 13 条（教授の資格）、第 14 条（准教授の資格）、第 15 条（講師の資格）、第 16 条（助教の資格）、第 17 条（助手の資格）、第 19 条（教育課程の編成方針）、第 19 条の 2（連携開設科目）、第 20 条（教育課程の編成方法）、第 22 条（一年間の授業期間）、第 23 条（各授業科目の授業期間）、第 24 条（授業を行う学生数）、第 25 条（授業の方法）、第 26 条（昼夜開講制）、第 27 条の 2（履修科目の登録の上限）、第 30 条の 2（長期にわたる教育課程の履修）、第 31 条（科目等履修生等）、第 41 条（学部等連係課程実施基本組織に関する特例）、第 42 条の 5（教育課程連携協議会）、第 43 条（共同教育課程の編成）、第 46 条（共同学科に係る基幹教員数）、第 61 条（段階的整備）

基準 4	教育課程
4-2	教育課程及び教授方法
4-2-④	教養教育の実施
評価の視点に関わる自己判定の留意点	教養教育を適切に実施しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	全ての専攻に共通して学ぶべき科目として、「基礎科目」、「教養科目」、「留学生科目」、「自由科目」からなる基盤教育科目を開設している。 ○基礎科目 学びの基礎となる科目（「入門演習」、「基礎演習」、「情報リテラシー」、「日本語リテラシー」）、地域理解や地域連携など社会に貢献できる素養を身に付ける科目（「起業家入門」、「地域共創入門」、「SDGs・GX 入門」、「アイヌの歴史と言語」他）、専攻の学びに対する興味を喚起する各専攻の入門科目（「経済学入門」、「経営学入門」、「会計学入門」、「法学入門」、「歴史学入門」、「文化学入門」、「スポーツ文化入門」、「リベラルアーツ入門」）、就業意識の醸成を目指すキャリア科目（「キャリア入門Ⅰ」、「キャリア入門Ⅱ」、「業界・職種研究」、「業界・企業研究」、「キャリア実践Ⅰ」、「キャリア実践Ⅱ」）、札幌大学の学生が知識や資質、能力を高めるべき事柄に関する講義を行う科目（「教養講座 A～F」）、アクティブ・ラーニングを中心とした科目（「教養実践 A～F」）、地域等における体験活動での学びを重視する科目（「地域演習 A～H」）で構成している。 令和 9(2027)年度からの新カリキュラムに向けて、地域共創教育機構が総合教育学系と連携し、全学的な見地から初年次教育を含めた教育プログラムを俯瞰し組織的・横断的な教育のコーディネートを行っている。初年次教育改革として実施している入門演習と基礎演習の共同実施は、令和 8 年度に学群クラス以外にも一部の専攻のクラスも交え、チームティーチングとして実施している。 ○教養科目 英語、韓国語、中国語、ロシア語、フランス語を学ぶ外国語科目、諸分野を幅広く学ぶ STEAMS 科目で構成している。外国語は、学問に対する基本的な姿勢を身に付け、コミュニケーション能力を向上させる上で極めて重要な学修と位置付け、各言語とも年間を通じて段階的に学べるよう配置しており、一言語 8 単位（令和 2(2020)年度から令和 5(2023)年度入学生は一言語 4 単位）の修得を卒業要件としている。 STEAMS 科目は次の科目で構成している。 Science・・・「自然科学入門」、「環境科学入門」 Technology・・・「データサイエンス学」、「情報化社会入門」 Engineering・・・「ものづくり」 Arts・・・「哲学入門」、「文学入門」、「地理学入門」、「日本国憲法」、「政治学入門」、「心理学入門」、「リスクマネジメント入門」、「観光とリスク」、「芸術文化論」、「音楽表現」 Mathematics・・・「数学入門」、「統計学入門」 Sports・・・「健康論」、「生涯スポーツ A～F」 ○留学生科目 「留学生に対する日本語力の向上を図る科目」、「留学生の就職支援に関する科目」、「日本について学ぶ科目」で構成している。日本語力の向上を図る科目は、段階科目で構成され、留学生の日本語レベルに合わせた教育を実施している。 ○自由科目 令和 7(2025)年度より、基礎学力が不足している学生が大学での学修に円滑に接続できるよう、リメディアル科目として「数的処理基礎Ⅰ」、「数的処理基礎Ⅱ」、「文書読解・表現基礎」の 3 科目を追加している。「数的処理基礎Ⅰ」と「文書読解・表現基礎」については、入学時の基礎学力診断テストの結果により、受講が必要と判断された学生に大学側で履修登録を行い、受講させている。ただし、学生の選択により履修を削除することは可能となっている。 基盤教育科目の運営を担う学系として令和 6(2024)年度に「総合教育学系」が組織され、開設科目や科目担当教員の調整等を行っている。また、全学的な見地から教育プログラムを俯瞰し、組織的・横断的な教育をコーディネートするとともに、学生に複眼的な学びを享受するためアカデミック・アドバイジングをはじめとした組織的な学修支援体制をサポートすることを目的とした「地域共創教育機構」が令和 8(2026)年度に開設された。地域共創教育機構が担う事業のひとつに「基盤教育における初年次教育及び地域連携科目群の運営支援」があり、令和 9(2027)年度からの新カリキュラムでの基盤教育の策定に取り組んでいる。

指定するエビデンス資料	○カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL ○カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則 ○学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など ○教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど ○履修に関する規則 ○教育課程を検討する会議体の規則 ○シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書 ○教養教育を検討する会議体の規則
自己点検・評価の根拠となる資料	○札幌大学ウェブサイト（3つのポリシー） ○札幌大学教育研究協議会規程 ○札幌大学履修に関する規程 ○履修のてびき ○令和 7(2025)年 12 月 2 日付稟議書「令和 8 年度シラバス作成依頼について」
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	総合教育学系および地域共創教育機構が中心となり、令和 9(2027)年度からの新カリキュラムにおける基盤教育の検討が行われている。
自己点検・評価で発見された課題など	令和 7(2025)年度は学群入学生クラスのみで入門演習・基礎演習の共同実施を行った。令和 8(2026)年度は一部の専攻の教員も共同実施に参画したが、全学での実施には至っていない。
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	令和 9(2027)年度から、学群クラスその他、全専攻クラスで入門演習・基礎演習の共同実施となるよう、教務委員会等で検討を進めている。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法第 92 条（学長、教授その他の職員）、第 113 条（教育研究活動状況の公表） ○学校教育法施行規則第 4 条（学則の記載事項）、第 24 条（指導要録の作成）、第 28 条（表簿）、第 163 条（学年の始期及び終期）、第 165 条の 2（策定の方針）、第 172 条の 2（情報の公表） ○大学設置基準第 6 条（学部以外の基本組織）、第 7 条（教育研究実施組織等）、第 8 条（授業科目の担当）、第 9 条（授業を担当しない教員）、第 10 条（基幹教員数）、第 11 条（組織的な研修等）、第 13 条（教授の資格）、第 14 条（准教授の資格）、第 15 条（講師の資格）、第 16 条（助教の資格）、第 17 条（助手の資格）、第 19 条（教育課程の編成方針）、第 19 条の 2（連携開設科目）、第 20 条（教育課程の編成方法）、第 22 条（一年間の授業期間）、第 23 条（各授業科目の授業期間）、第 24 条（授業を行う学生数）、第 25 条（授業の方法）、第 26 条（昼夜開講制）、第 27 条の 2（履修科目の登録の上限）、第 30 条の 2（長期にわたる教育課程の履修）、第 31 条（科目等履修生等）、第 41 条（学部等関係課程実施基本組織に関する特例）、第 42 条の 5（教育課程連携協議会）、第 43 条（共同教育課程の編成）、第 46 条（共同学科に係る基幹教員数）、第 61 条（段階的整備）

評価の視点 4-2-⑤教授方法の工夫と効果的な実施

基準 4	教育課程
4-2	教育課程及び教授方法
4-2-⑤	教授方法の工夫と効果的な実施
評価の視点に関わる自己判定の留意点	○アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか。 ○授業を行う学生数（クラスサイズなど）は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 （事実の説明及び自己評価）	本学では、教授方法の工夫と効果的な実施として、学生の主体的活動やアクティブ・ラーニングを重視する科目である「教養実践 A～F」、「地域演習 A～H」を展開している。また、講義系科目でも、アクティブ・ラーニングやフィールドワーク、ディスカッションを交えた科目も展開し、学生の学修効果の向上に努めている。 分野横断型のみらい志向プログラムでは、学生が体系的に各プログラムに関する学習ができるよう、プログラム毎に複数の科目をパッケージとして設定している。 FD(Faculty Development)実施方針及び活動計画に基づき、「札幌大学 FD・SD 委員会（FD・SD 委員会）」が中心となり、組織的な FD 活動を実施している。加えて各学系においても「FD ミーティング」を開き、FD に関する協議や情報共有を行い、実施された FD 活動については「FD・SD 委員会」で報告している。 教職員が情報共有と連携を図り、組織的な教育改善を推進している。 また、教員・職員・学生が三位一体となって授業改善を推進するため、「札大おこし隊」と連携し学生の視点を反映させながら、教育内容及び授業運営の質的向上を図っている。 クラスサイズについては、全学共通の基盤教育科目は履修者数が原則、200 人を超えないように設定しており、200 人を超える登録があった際は、システム上で抽選を行っている。さらに、学生の履修希望に対応するため、可能な限り春学期と秋学期に同じ科目を開講し履修機会の提供に努めている。 また、外国語科目は少人数教育が重要であることから、1 クラスの人数が極端に増えないよう、開設クラス数を調整している。 令和 9(2027)年度からの新カリキュラムにおいて、DP 達成に向けた CP 策定、それらからのシラバス作成、科目編成・授業方法へと順を追って設計できるようワークショップを複数回、開催している。
指定するエビデンス資料	○カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL ○カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則 ○学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など ○教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど ○履修に関する規則 ○教育課程を検討する会議体の規則 ○シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書 ○教養教育を検討する会議体の規則
自己点検・評価の根拠となる資料	○札幌大学ウェブサイト（3 つのポリシー） ○札幌大学教育研究協議会規程 ○札幌大学履修に関する規程 ○令和 7(2025)年 12 月 2 日付稟議書「令和 8 年度シラバス作成依頼について」 ○履修のてびき ○令和 8(2026)年度第 1 回 FD・SD 委員会議事録 ○札幌大学 FD・SD 委員会に関する要領 ○札幌大学地域共創教育機構規程 ○札幌大学機構運営会議に関する規程
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	令和 8(2026)年度より、体験活動による学生の学びを重視する「地域演習 A～H」を基盤教育科目に設置した。
自己点検・評価で発見された課題など	現状、一部科目でアクティブ・ラーニングなどの学生主体の学びが行われているが、DP 達成のため、より多くの科目でアクティブ・ラーニング等の要素を取り入れた科目編成・授業方法が必要となる。
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	令和 9(2027)年度からの新カリキュラムにおいて、DP 達成に向けた CP 策定、それらからのシラバス作成、科目編成・授業方法へと順を追って設計できるようワークショップを複数回、開催している。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法第 92 条（学長、教授その他の職員）、第 113 条（教育研究活動状況の公表） ○学校教育法施行規則第 4 条（学則の記載事項）、第 24 条（指導要録の作成）、第 28 条（表簿）、第 163 条（学年の始期及び終期）、第 165 条の 2（策定の方針）、第 172 条の 2（情報の公表）

	○大学設置基準第 6 条（学部以外の基本組織）、第 7 条（教育研究実施組織等）、第 8 条（授業科目の担当）、第 9 条（授業を担当しない教員）、第 10 条（基幹教員数）、第 11 条（組織的な研修等）、第 13 条（教授の資格）、第 14 条（准教授の資格）、第 15 条（講師の資格）、第 16 条（助教の資格）、第 17 条（助手の資格）、第 19 条（教育課程の編成方針）、第 19 条の 2（連携開設科目）、第 20 条（教育課程の編成方法）、第 22 条（一年間の授業期間）、第 23 条（各授業科目の授業期間）、第 24 条（授業を行う学生数）、第 25 条（授業の方法）、第 26 条（昼夜開講制）、第 27 条の 2（履修科目の登録の上限）、第 30 条の 2（長期にわたる教育課程の履修）、第 31 条（科目等履修生等）、第 41 条（学部等連係課程実施基本組織に関する特例）、第 42 条の 5（教育課程連携協議会）、第 43 条（共同教育課程の編成）、第 46 条（共同学科に係る基幹教員数）、第 61 条（段階的整備）
--	---

評価の視点 4-3-①3 つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

基準 4	教育課程
4-3	学修成果の把握・評価
4-3-①	3 つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用
評価の視点に関わる自己判定の留意点	○3 つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。 ○学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	本学では、ディプロマ・ポリシー(DP)、カリキュラム・ポリシー(CP)、アドミッション・ポリシー(AP)の 3 つのポリシーを基点とした教学マネジメントを推進するため、大学全体(機関)レベル、専攻(教育課程、学位プログラム)レベル、授業科目レベルそれぞれにおいて、学生の学修成果・教育成果にかかる情報の把握・可視化を行い、かつ適切に検証・改善するための指標として、令和 3(2021)年度に「アセスメント・プラン(案)」を決定した。令和 4(2022)年度に行った「アセスメント・プラン(案)」の試行の結果を踏まえ、令和 5(2023)年度に「アセスメント・プラン」を正式に定めた。 「アセスメント・プラン」では、特に DP 項目の検証にあたり、学生が履修した個々の科目の成績評価を GP(Grade Point)に換算したものと、課程表単位に DP と科目との相関関係を表したカリキュラムマップの DP 関連度とをかけ合わせ、専攻単位に学生の DP 到達度の集計・分析を行っている。 また、令和元(2019)年度から毎年度 4 月のガイダンス期間に全学生に対して実施している「アセスメントテスト(GPS-Academic)」により、「思考力」、「姿勢・態度」、「経験」といった学生の汎用的技能を可視化し、DP の検証においても前述の DP 到達度との相関について分析している。「GPS-Academic」では汎用的技能を客観的に測るだけでなく、アンケート項目を用いて、学生自身の自己評価も採取しており、学生が自身の主観として汎用的技能が身に付いたと感じているか確認している。 さらに、卒業時に行っている「学修成果に関するアンケート」並びに卒業後 1 年目、3 年目の卒業生を対象に実施している「卒業生アンケート」において、DP 項目がどの程度身に付いたか、社会で役立っているかを確認している。また、卒業生を採用した企業に対しても本学卒業生に備わっていると思われる資質について、DP 項目に沿ってアンケート調査を行うことで、学生に DP で掲げる力がどの程度備わっているか、社会から本学の学生に求められている力はどのような能力か、様々な側面から点検・評価に役立っている。 札幌大学「アセスメント・プラン(学修成果の評価方針)」 ①大学全体レベル(機関単位) 全学的な観点から各指標について総合的に分析し、3 つのポリシーの妥当性や整合性について評価し、その結果を大学全体の教育改善に繋げていく。 ②学位レベル(専攻、教育課程、学位プログラム単位) 各学系に関わる専攻の学生及び教育課程について、各指標に基づき分析することにより、各専攻における 3 つのポリシーの妥当性や整合性について評価し、その結果を各学系において専攻単位の教育改善に繋げていく。 ③授業科目レベル 授業内容の改善、学修成果のさらなる向上を図るため、各指標に基づき分析することにより、CP、DP との整合性を中心に評価し、その結果を科目単位の授業改善に繋げていく。 令和 4(2022)年度の試行以降、「アセスメント・プラン」に基づき、各評価指標項目のデータ管理や、教学の各レベル(大学全体レベル、学位レベル、科目レベル)における検証体制を定め、入学者選抜、カリキュラム、授業内容など、3 つのポリシーに関連する学内の各施策が有機的に機能するよう各部署間での連携や情報共有の体制を整えてきたが、令和 7(2025)年度春学期の検証結果を踏まえ、3 つのポリシーのそれぞれの項目について、改善に向けた視点が見えにくいとの指摘から、札幌大学魅力化構想に基づく、札大コンピテンシーの策定や 3 つのポリシーの見直し作業と足並みをそろえ、評価分析の簡素化や活用するデータの見直しを含めたアセスメント・プランの見直しを進めることを確認した。
指定するエビデンス資料	○大学が求める学修成果を示す文書など ○大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など ○学修成果の把握・評価の方針 ○学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則 ○学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果 ○学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録
自己点検・評価の根拠となる資料	○令和 4(2022)年度第 24 回教育研究協議会議事録
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	

令和 8(2026)年度 札幌大学・札幌大学大学院 自己点検・評価報告書

自己点検・評価で発見された課題など	「GPS-Academic」の受験率の伸び悩みが指摘されている。GPS-Academicに代わる外部アセスメントテストについて検討する必要がある。
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	受験率の伸び悩みが指摘されている「GPS-Academic」についても、新たに策定した札大コンピテンシーの伸長を把握・可視化するのにふさわしい GPS-Academic に代わる外部アセスメントテストのあり方について、ツールの見直しも含めて検討していくこととしている。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○大学設置基準第 11 条（組織的な研修等）

評価の視点 4-3-②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

基準 4	教育課程
4-3	学修成果の把握・評価
4-3-②	教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック
評価の視点に関わる自己判定の留意点	学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	令和 5(2023) 年度に策定した「アセスメント・プラン」では、特に DP 項目の検証にあたり、学生が履修した個々の科目の成績評価を GP(Grade Point)に換算したものと、課程表単位に DP と科目との相関関係を表したカリキュラムマップの DP 関連度とをかけ合わせ、専攻単位に学生の DP 到達度の集計・分析を行っている。 現行の「アセスメント・プラン」による分析結果は、ディプロマ・ポリシー(DP)項目との相関が不明瞭であり、学生の DP 到達度を把握することが難しいとの指摘もあることから、現在、現行の「アセスメント・プラン」について、新たに策定された札幌大コンピテンシーと令和 9 年度開設の新カリキュラムに向けた新ディプロマ・ポリシー(DP)の到達度・成長度をどのように把握するか、カリキュラム・ポリシー(CP)とあわせて見直しの検討を進めている。 ・各授業科目で学期毎に行っている「授業改善アンケート」については、「札幌大学 FD・SD 委員会」において取りまとめ、担当教員にフィードバックすることにより、各授業科目の改善に活用している。 「授業改善アンケート」はゼミ等の一部を除く全科目で実施しているが、毎学期の回答率が 30%前後に留まっており、正確な評価や改善につなげるため、回答率を上昇させる必要があることから、学期末アンケートに加え、中間アンケートを新たに設け、授業期間中に学生にフィードバックできるようにするとともに、各回のアンケートの設問数を整理するなど、学生のアンケート回答のモチベーションと負担軽減を図る取り組みを進めている。
指定するエビデンス資料	○大学が求める学修成果を示す文書など ○大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など ○学修成果の把握・評価の方針 ○学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則 ○学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果 ○学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録
自己点検・評価の根拠となる資料	○令和 7(2025) 年度第 1 回教学 IR 委員会 ○令和 8(2026) 年度第 1 回 FD・SD 委員会
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	・札幌大コンピテンシー・令和 9 年度開設の新カリキュラム・新ディプロマ・ポリシー(DP)に対応できるよう「アセスメント・プラン」の見直しを図る。 ・アンケート回答率上昇のためには、アンケートでの学生からの要望等については教員に必ず適格な回答を求め、教員と学生のコミュニケーションの活性化を図ることによって、学生側のアンケートへの動機付けを行う必要がある。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○大学設置基準第 11 条(組織的な研修等)

評価の視点 5-1-①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

基準 5	教員・職員
5-1	教育研究活動のための管理運営の機能性
5-1-①	学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
評価の視点に関わる自己判定の留意点	学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築し、必要な規則を整備しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	・「札幌大学学則」において、学長の職務として、学校のエデュケーション及び研究を統括すること、教育研究等の校務を司ること、職員を統督することを規定している。 ・学長は、教育の最高責任者として、的確な意思決定と業務遂行によりリーダーシップを発揮している。 ・学長を補佐する職として、「札幌大学学則」において副学長を置くことができる旨規定し、現在 4 人の副学長を置き教育運営を行っている。 ・学長が行う政策の企画、立案の補佐及びその他学長施策を所掌する学長政策室を設置しており、さらに 3 人の学長特別補佐を置いている。 ・学長特別補佐の業務加重対応として、令和 8 年度担当コマ数の抑制に取り組み、3 人中 2 人のコマ数を抑制できた。 ・「学長政策室」のより効率的な業務遂行を可能とする体制づくりとして、令和 8 年度から学長、副学長、学長特別補佐、担当事務局によるミーティングを定期的の実施し、札幌大学魅力化構想をはじめとする各重点テーマについての取り組みを推進している。 ・令和 7 年度から事務職員が FD・SD 委員会の構成員となったことで、教職協働体制が構築された。 ・FD は「生成 AI の活用」などをテーマに研修会を開催するとともに、授業改善アンケート結果をテーマに学系 FD ミーティングを実施し、課題共有や学生からの要望に対応している。
指定するエビデンス資料	○大学の意思決定に関する組織図 ○大学の意思決定に関する会議体の規則 ○学長の職務権限に関する規則 ○教授会に関する規則 ○教授会の開催日時・議題一覧 ○学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書 ○事務局組織図 ○事務分掌に関する規則
自己点検・評価の根拠となる資料	○札幌大学学則 ○学校法人札幌大学組織規程
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	令和 8 年度から学長、副学長、学長特別補佐を構成員とする学長政策室ミーティングを定期的に開催し、学長政策の企画・立案や札幌大学魅力化構想に関する取り組みにスピード感を持って対応している。
自己点検・評価で発見された課題など	・「学長特別補佐」は全員が准教授であるが、業務が過重になる傾向があり、1 人はカリキュラム運用の都合から超過コマを担当している。 ・IR(Institutional Research)と FD(Faculty Development)が連携し、授業科目レベルから授業改善や学修成果の可視化を進め、大学全体の教育マネジメントにつなげる取り組みについては引き続き課題である。
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	・令和 9 年度科目担当者の調整にあたり、学長特別補佐をはじめ、本務教員の担当コマ数を基準コマに収めることを原則とし、例外基準を明確化して担当コマ数の抑制を促進する。 ・学修成果の可視化に向けた取り組みとして、令和 8 年 12 月までを目途にアセスメント・プランの見直しを行う。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法第 92 条（学長、教授その他の職員）、第 93 条（教授会）、第 114 条（準用規定） ○学校教育法施行規則第 26 条第 5 項（懲戒）、第 143 条（教授会） ○大学設置基準第 7 条（教育研究実施組織等）、第 12 条（学長の資格）、第 42 条の 5（教育課程連携協議会）

評価の視点 5-1-②権限の適切な分散と責任の明確化

基準 5	教員・職員
5-1	教育研究活動のための管理運営の機能性
5-1-②	権限の適切な分散と責任の明確化
評価の視点に関わる自己判定の留意点	○大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。 ○教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない ・ 学長の適切なリーダーシップのもと教学運営がなされるよう、学長を補佐する複数の副学長の分掌をそれぞれ定め、権限を適切に分散すると共に、その責任を明確にしている。 ・ 教育研究の基本方針等の教学運営に関わる事項について学長が決定を行うにあたり「教育研究協議会」において、意見具申を行っている。 ・ 「教育研究協議会」は、副学長の他各学系を代表する学系長及び学長が指名する委員会の委員長をもって構成し、審議事項は次のとおりである。 ①学生の入学、卒業及び課程の修了 ②学位の授与 ③教育研究に関し、学群及び学系の意見を聴くことが必要なもの (1)教育及び研究の基本方針に関すること (2)学則及び諸規程の制定、改廃に関すること (3)教員組織に関すること (4)教学予算に関すること (5)その他大学の組織及び運営に関すること ・ (5)の大学の組織・運営に関することについては、教育課程、「学系会議」の構成員、学系に関わる専攻に関することについて審議している。 ・ 「学系会議」は、各学系に所属する本学を本務とする教員で構成しており、学系における教育研究に関する事項の他、学系に関わる専攻に関すること、学系に関わる専攻の教育課程に関すること、学系の教員組織に関すること、その他学系の組織及び運営に関することを審議事項としている。 ・ 「札幌大学学則」において、学長は本学の目的を達成するために委員会を置くことができると定めており、基幹委員会として「札幌大学教務委員会」、「札幌大学学生・入試委員会」、「札幌大学就職委員会」の 3 委員会、専門委員会として「札幌大学国際交流委員会」、「札幌大学学術委員会」、「札幌大学 FD・SD 委員会」の 3 委員会、特別委員会として「札幌大学教職委員会」、「札幌大学新学修システム委員会」、「札幌大学地域連携センター運営委員会」、「札幌大学教学 IR 委員会」、「札幌大学アクセシビリティ支援委員会」、「札幌大学スポーツセンター運営委員会」の 6 委員会、計 12 の委員会を設置し、学長が委任した事項について検討し、学長に意見具申することを「札幌大学委員会に関する規程」において規定している。 ・ 「学長政策室」のより効率的な業務遂行を可能とする体制として、令和 8 年度から学長、副学長、学長特別補佐、担当事務局によるミーティングを定期的実施し、札幌大学魅力化構想をはじめとする各重点テーマについての取り組みを推進している。 ・ 令和 7 年度から事務職員が FD・SD 委員会の構成員となったことで、教職協働体制が構築された。 ・ FD は「生成 AI の活用」などをテーマに研修会を開催するとともに、授業改善アンケート結果をテーマに学系 FD ミーティングを実施し、課題共有や学生からの要望に対応している。
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	
指定するエビデンス資料	○大学の意思決定に関する組織図 ○大学の意思決定に関する会議体の規則 ○学長の職務権限に関する規則 ○教授会に関する規則 ○教授会の開催日時・議題一覧 ○学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書 ○事務局組織図 ○事務分掌に関する規則 ○職員採用・昇任の方針・規則
自己点検・評価の根拠となる資料	○札幌大学学則 ○令和 8(2026) 年度第 1 回教育研究協議会議事録 ○札幌大学教育研究協議会規程 ○札幌大学学系会議に関する規程 ○札幌大学委員会に関する規程 ○札幌大学教務委員会に関する要領 ○札幌大学学生・入試委員会に関する要領 ○札幌大学就職委員会に関する要領 ○札幌大学国際交流委員会に関する要領 ○札幌大学学術委員会に関する要領 ○札幌大学 FD・SD 委員会に関する要領 ○札幌大学教職委員会に関する要領

	○札幌大学新学修システム委員会に関する要領 ○札幌大学地域連携センター運営委員会に関する要領 ○札幌大学教学 IR 委員会に関する要領 ○札幌大学アクセシビリティ支援委員会に関する要領
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	・大学改革、教育改善に取り組んでいるが、現在、委員会等に関わっている教員・事務職員以外にも本学の課題を周知し、全学的に改革・改善に取り組む体制を確立する必要がある。
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	・SD 研修「カリキュラム改革ワークショップ」を通じて、適宜、多くの教職員の参加を募り取り組みを進めていく。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法第 92 条（学長、教授その他の職員）、第 93 条（教授会）、第 114 条（準用規定） ○学校教育法施行規則第 26 条第 5 項（懲戒）、第 143 条（教授会） ○大学設置基準第 7 条（教育研究実施組織等）、第 12 条（学長の資格）、第 42 条の 5（教育課程連携協議会）

評価の視点 5-1-③職員の配置と役割の明確化

基準 5	教員・職員
5-1	教育研究活動のための管理運営の機能性
5-1-③	職員の配置と役割の明確化
評価の視点に関わる自己判定の留意点	○教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。 ○職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	本学の職員の配置と役割については、「学校法人札幌大学組織規程」において事務組織の体制と業務分掌を明確化している。 事務局長は「理事長及び学長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督すること」としており、事務局に「企画部（大学改革推進課、就職課、地域連携課、IR 推進課、入試・広報課、国際交流課、学術支援課）」、「総務部（総務人事課、財務課、施設・情報システム課）」、「学務部（教務課、学生課）」を設置し、事務分掌の遂行のため、職員を配置している。 また、「基幹委員会」及び「特別委員会」については、学長が必要と認める事務職員が構成員となることを「札幌大学委員会に関する規程」において定めており、令和 5(2023) 年度から「基幹委員会」及び「特別委員会」の一部に事務職員が参画していたが、令和 6(2024) 年度に受審した大学機関別認証評価を踏まえ、令和 7(2025) 年 4 月から全ての委員会に事務職員が加わり、教職協働による教学運営体制を整備している。 なお、職員の採用・昇任については、本学就業規則に基づき、採用に関しては採用区分に応じて「学校法人札幌大学事務職員採用規程」や「学校法人札幌大学契約事務職員雇用規程」等で必要事項を規定すると共に、昇任に関しては、「学校法人札幌大学事務職員人事規程」で職位毎に職位遂行に必要な職務基準を定め、当該職務基準及び勤務評価に基づき適切に運用している。
指定するエビデンス資料	○大学の意思決定に関する組織図 ○大学の意思決定に関する会議体の規則 ○学長の職務権限に関する規則 ○教授会に関する規則 ○教授会の開催日時・議題一覧 ○学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書 ○事務局組織図 ○事務分掌に関する規則 ○職員採用・昇任の方針・規則
自己点検・評価の根拠となる資料	○学校法人札幌大学組織規程 ○札幌大学委員会に関する規程 ○学校法人札幌大学事務職員採用規程 ○学校法人札幌大学契約事務職員雇用規程 ○学校法人札幌大学事務職員人事規程 ○令和 7(2025) 年度役職・委員等一覧
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	令和 6(2024) 年度大学機関別認証評価における参考意見から、職員を「札幌大学 FD・SD 委員会」の正式な構成員とするよう規則を整備し、SD(Staff Development) 活動へより強く関与できるように配慮されたい旨、指摘があった。
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	構成員である教職員のコミュニケーションを活性化し、全学的な教育改革の推進体制を整える。 学長のリーダーシップのもと、教学マネジメントをさらに推進するために、令和 6(2024) 年 4 月から学長が示す方針に沿って政策の企画立案を補佐する体制として、学長直轄の「学長政策室」を新たに組織したが、構成員として 3 人の「学長特別補佐」と共に事務職員も配置し、教職協働で学長を補佐する体制をとった。学長の補佐体制強化により、「札幌みらいフロンティア・プラン（新・中期計画）」に掲げる重点テーマ等に関する取り組みにスピード感を持って対応していく。 今後は教職協働により IR(Institutional Research) と FD(Faculty Development) 活動をさらに充実させ、授業科目レベルから授業改善や学修成果の可視化を進め、大学全体の教学マネジメントにつなげる取り組みを推進させていく。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法第 92 条（学長、教授その他の職員）、第 93 条（教授会）、第 114 条（準用規定） ○学校教育法施行規則第 26 条第 5 項（懲戒）、第 143 条（教授会） ○大学設置基準第 7 条（教育研究実施組織等）、第 12 条（学長の資格）、第 42 条の 5（教育課程連携協議会）

評価の視点 5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

基準 5	教員・職員
5-2	教員の配置
5-2-①	教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置
評価の視点に関わる自己判定の留意点	○設置基準上必要な教員を確保し、適切に配置しているか。 ○教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	・「地域共創学群人間社会学域」は、それまでの 5 学部制（経済・外国語・経営・法・文化）を廃止し、平成 25(2013)年 4 月に開設した。 ・その後の専攻再編により現在は入学定員 800 人、8 専攻を有しており、令和 8(2026)年度における本務教員数は 77 人である。 ・大学設置基準により必要とされる本務教員数（別表第一：31 人、別表第二：30 人）を確保しており、専門教育、基盤教育の教育課程に対応すべく 7 学系（教員の研究上の区分による）及び地域共創教育機構に教員を配置している。 ・教員の採用及び昇任については、「学校法人札幌大学教員任用規程」及び「学校法人札幌大学教員選考規程」において、資格等の任用基準を規定している。 ・教員の採用は、常勤理事会で定める採用計画に沿って、履歴書、教育研究業績書、業績書類及び学外の有識者からの推薦状に基づき、業績審査（教育研究分野に知見を有する教員）及び人物審査（学長及び理事の面接）により採用候補者の審査を行い、「教育研究協議会」の意見を踏まえ学長が推薦する採用候補者を定め、常勤理事会の議を経て理事長が採用を決定している。 ・昇任は、学長が学内で定める基準を満たした候補者に意向を確認の上選定し、学内の審査会（当該教育研究分野に知見を有する教員）で審査し、「教育研究協議会」で報告を行う。 ・人物審査は、採用同様に学長及び理事が面接により行う。 ・業績審査及び人物審査の結果を踏まえ、常勤理事会の議を経て、学長が昇任を決定している。 ・「札幌大学魅力化構想」において必要な教員として、地域共創教育機構に 1 名の教員を採用・配置した。
指定するエビデンス資料	○教員の採用・昇任の方針・規則 ○教員人事に関する会議体の規則
自己点検・評価の根拠となる資料	○学校法人札幌大学教員任用規程 ○学校法人札幌大学教員選考規程
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	・令和 7 年 9 月に全学的な教育プログラムを俯瞰し教育改革を推進する人材を採用し、令和 8 年度には「地域共創教育機構」が設置され、全学的な教育支援体制の強化に向けた基盤が整備された。 ・当機構は全学的な教育プログラムを俯瞰し、横断的な教育支援とアカデミック・アドバイジングを強化することで、大学全体の教育の質向上を図る。
自己点検・評価で発見された課題など	・各学系が希望する教員採用人事と「札幌大学魅力化構想」において必要な教員採用人事のバランスをとる必要がある。 ・地域共創教育機構の増員を検討する必要がある。
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	現在進行中の「札幌大学魅力化構想」の具体的な姿が明確になった段階で適正な教員配置及び採用を行う。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法第 92 条（学長、教授その他の職員） ○大学設置基準第 6 条（学部以外の基本組織）、第 7 条（教育研究実施組織等）、第 8 条（授業科目の担当）、第 9 条（授業を担当しない教員）、第 10 条（基幹教員数）、第 13 条（教授の資格）、第 14 条（准教授の資格）、第 15 条（講師の資格）、第 16 条（助教の資格）、第 17 条（助手の資格）、第 42 条の 3（実務の経験等を有する基幹教員）、第 46 条（共同学科に係る基幹教員数）、第 61 条（段階的整備）

評価の視点 5-3-①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

基準 5	教員・職員
5-3	教員・職員の研修・職能開発
5-3-①	FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施
評価の視点に関わる自己判定の留意点	教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	・「札幌大学 FD・SD 委員会に関する要領」に基づき、「札幌大学 FD・SD 委員会 (FD・SD 委員会)」が中心となって、授業内容・方法の改善に向けて組織的な FD (Faculty Development) 活動を実施している。 ・令和 7(2025) 年度から、事務職員も「FD・SD 委員会」の構成員となり、教職協働体制が構築された。 ・「FD・SD 委員会」では、学生を対象とする「授業改善アンケート」の他、教職員を対象とする学内での FD に関する研修や講演会を実施・運営している。また、学外機関主催の研修会へ教職員を派遣している。 ・加えて各「学系 FD ミーティング」においても FD に関わる協議や情報の共有を行っており、実施した FD 活動については、「FD・SD 委員会」に報告している。 ・さまざまな観点の FD 研修を組織的・計画的に実施し、アンケートによる実効性の検証や欠席者へのフォローにも積極的に取り組んでいる。また、研修の振り返りを行い、以降の研修の運営に生かしている。 ・令和 7(2025) 年度末には授業改善事例を含む報告書及び令和 8(2026) 年度 FD 研修計画 (アクティブ・ラーニング研修・ピアレビュー会を含む) を策定し、今年度は計画に基づき各種研修等を実施する。 ・研修等以外の取り組みとして、学生の視点を反映し大学における教育をより充実させていくため、学長と学生との懇談会「ようこそ、学長室へ!」を実施している。 ・令和 7 年度授業改善アンケートについて、秋学期中間のネガティブ回答 (自由記述) の 13.83% が学生の私語への苦情に集中した。早期改善に向けて学系 FD ミーティングを通じて対応策を集約・共有し、秋学期期末には同種の苦情はネガティブ回答の 6.67% (実数 9 件) に減少した。 ・授業改善アンケートにおいて、学生からの質問や要望に回答していない教員は担当副学長から個別に指導をおこなった。 ・令和 7 年度授業改善アンケートの回収率平均は 30.17% となり、前年度 (27.85%) から微増した。科目担当教員によるアナウンスに加え、未回答学生を抽出し、回答を促すプッシュ通知を行うなどの取り組みにより春学期の回収率は 40% を超える結果となり、Web アンケート導入以降もっとも高い数値となった。
指定するエビデンス資料	○FD の方針・計画 ○FD の実施報告書 ○SD の方針・計画 ○SD の実施報告書
自己点検・評価の根拠となる資料	○札幌大学 FD・SD 委員会に関する要領 ○令和 7(2025) 年度春学期「学生による授業改善アンケート」全体集計 ○令和 7(2025) 年度秋学期「学生による授業改善アンケート」全体集計 ○令和 8(2026) 年度第 1 回 FD・SD 委員会議事録 ○令和 7(2025) 年 7 月 23 日付稟議書「令和 7 年度第 1 回学長との懇談会「ようこそ、学長室へ!」について
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	・令和 7(2025) 年度秋学期中間の授業改善アンケートにおいてネガティブ回答 (自由記述) の 15% が「授業における私語への苦情」に集中したが、早期改善に向けて全学的な対応をとった結果、秋学期末には 2% に減少させることができた。 ・授業改善アンケート結果をもとに、「意欲的に取組めた授業」として評価の高かった教員の授業をピックアップし、オープンキャンパス等の企画に向けて入試・広報課との連携を開始した。
自己点検・評価で発見された課題など	・令和 7(2025) 年度授業改善アンケートは、春学期の回収率が 40% を超え、Web アンケート導入以降もっとも高い回収率となったが、秋学期は 23.9% に留まり、以前回収率の向上は課題となっている。 ・FD 研修会へ参加する教員が 100% に満たない。
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	・アンケートの回答率向上に向けては、アンケート実施時に科目担当教員によるアナウンスに加え、未回答学生を抽出し、回答を促すプッシュ通知を行うなどの取り組みにより回収率の向上に努める。 ・授業改善アンケートは、恒常的に教員個人の授業改善に活用するとともに、組織的なカリキュラム改善、大学全体での授業レベルの平準化にも活用する。また、年度内には授業の質の平準化、教育力向上を図るため、授業実施におけるグッド・プラクティスの共有を図る。 ・研修参加状況を委員会で定期的に確認し、未参加者に対して、FD・SD 委員会から学系及び事務局各部署を通じて参加を促す。 ・録画配信の活用など、未参加者が後日、視聴できるようにして参加率の向上を図る。
札幌大学自己点検・評価運営会	

令和 8(2026)年度 札幌大学・札幌大学大学院 自己点検・評価報告書

議、自己点検・評価実施委員会 にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法第 114 条（準用規定） ○大学設置基準第 7 条（教育研究実施組織等）、第 11 条（組織的な研修等）

評価の視点 5-3-②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

基準 5	教員・職員
5-3	教員・職員の研修・職能開発
5-3-②	SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み
評価の視点に関わる自己判定の留意点	職員の資質・能力向上のための研修などを組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	・ 恒常的に、大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組みを進めている。 ・ 「札幌大学 FD・SD 委員会に関する要領」に基づき、「札幌大学 FD・SD 委員会 (FD・SD 委員会)」を中心に組織的に研修を実施している。 ・ 学内では計 9 回の SD 研修を実施したほか、北海道 FDSO フォーラムが主催する研修にも教職員を派遣している。 ・ 同時に、総務部総務人事課が教職員を対象に、複雑化・多様化する業務課題に対応するためオンライン研修を導入している。 ・ 令和 4(2022)年 10 月に策定した「札幌大学人材育成方針」に基づき事務職員のスキル向上及びキャリア形成に取り組んでいる。 ・ さまざまな観点の SD 研修を組織的・計画的に実施し、アンケートによる実効性の検証や欠席者へのフォローにも積極的に取り組んでいる。また、研修の振り返りを行い、以降の研修の運営に生かしている。 ・ 令和 6(2024)年度に受審した大学機関別認証評価を踏まえ、令和 7(2025)4 月から「FD・SD 委員会」に事務職員が加わり、教職協働による教学運営体制を整備している。
指定するエビデンス資料	○FD の方針・計画 ○FD の実施報告書 ○SD の方針・計画 ○SD の実施報告書
自己点検・評価の根拠となる資料	○札幌大学 FD・SD 委員会に関する要領 ○札幌大学人材育成方針 ○札幌大学人材育成方針に基づく人材育成の取り組み
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	・ 「札幌大学魅力化構想」の推進にあたり、改革志向の全学的な共有と大学改革の推進を目的に学外アドバイザーを講師とするワークショップを定期的実施している。
自己点検・評価で発見された課題など	・ SD 研修会へ参加する教職員が 100%に満たない。
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	・ 研修参加状況を委員会で定期的に確認し、未参加者に対して、FD・SD 委員会から学系及び事務局各部署を通じて参加を促す。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法第 114 条 (準用規定) ○大学設置基準第 7 条 (教育研究実施組織等)、第 11 条 (組織的な研修等)

評価の視点 5-4-①研究環境の整備と適切な管理運営

基準 5	教員・職員
5-4	研究支援
5-4-①	研究環境の整備と適切な管理運営
評価の視点に関わる自己判定の留意点	快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	○研究室の割り当て 教員には原則 1 人 1 室の研究室を割り当て、快適な研究環境を提供している。 ○札幌大学総合研究所 教育・研究を行う本務教員が、個別又は共同研究により研究力及び教育力の向上を図ると共に、その研究成果をもって地域社会へ貢献することを目指して開設している。4 つの付置組織（札幌大学ロシア文化センター、札幌大学アイヌ文化教育研究センター、札幌大学-広東外語外貿大学 企業文化と経営研究センター、札幌大学英語教育研究センター）を置き、各分野・領域でのシンポジウム・講演会、国際的な専門研究者による研究会の開催を通じて、優れた研究成果を公表している。 ○研究成果及び業績の公表 人文・社会科学の 7 つの学系研究を総合的に俯瞰可能な「札幌大学研究紀要」を年 2 回刊行し、「札幌大学学術情報リポジトリ」として図書館ウェブサイト上で公開している。また、各教員の最新の業績や過去 3 カ年の科研費採択者一覧をホームページで公表した。 ○研究資料室 教員が共用で利用可能な研究用機器を整備している。室内には各種外部資金獲得のための募集情報を掲示し研究活動のさらなる啓発・促進に努めている。 ○札幌大学留学研修制度 学術研究の振興並びに教育内容の充実及び本務教員個人の資質と能力の向上のため、「札幌大学留学研修制度」を設けている。校費留学研修と、その他の留学研修の 2 種類がある。 (直近の実績) 国内研修 1 人【一橋大学イノベーション研究センター／令和 3(2021)年 4 月 1 日～令和 4(2022)年 3 月 31 日】、 国外研修 1 人【ロンドン大学東洋アフリカ研究学院 翻訳学センター／令和 4(2022)年 4 月 1 日～令和 5(2023)年 3 月 31 日】 上記のほか、教員が研究に専念できる環境づくりのため、「札幌大学魅力化構想」の一環で担当コマ数の抑制など負担軽減に向けた取組を進めている。
指定するエビデンス資料	○研究環境に関する調査の結果 ○研究環境整備の方針・計画 ○研究倫理に関する規則 ○研究費の適正利用に関するマニュアル ○研究活動への資源配分に関する規則 ○研究活動に対する RA など人的支援に関する規則 ○科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書 ○外部資金応募・獲得の実績一覧
自己点検・評価の根拠となる資料	○札幌大学総合研究所規程 ○札幌大学ロシア文化センター運営要領 ○札幌大学アイヌ文化教育研究センター運営要領 ○札幌大学-広東外語外貿大学 企業文化と経営研究センター運営要領 ○札幌大学英語教育研究センター運営要領 ○札幌大学ウェブサイト（札幌大学総合研究所刊行物－札幌大学研究紀要） ○札幌大学学術情報リポジトリ ○学校法人札幌大学留学研修規程
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	国内研修、国外研修共に近年は希望者が少ない。
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	教員が研究活動に取組みやすいよう、引き続き研究環境の維持に努める。研究多様性の観点に留意しながら、国外研修、国内研修を含めて教員が研究活動に専念できるような時間（研究日）確保や担当コマ数の適正化などに努めていく。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○大学設置基準第 40 条の 3（教育研究環境の整備）

評価の視点 5-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

基準 5	教員・職員
5-4	研究支援
5-4-②	研究倫理の確立と厳正な運用
評価の視点に関わる自己判定の留意点	研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	○下記のとおり、適切に実施している。 ①研究倫理 研究活動上の不正行為の未然防止及び不正行為が生じた場合における対応について必要な事項を定めることを目的として、「札幌大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規程」を定め、研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。 ②研究倫理教育 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26(2014)年 8 月 26 日文科科学大臣決定)に基づき、「札幌大学における公的研究費等の不正使用防止及び研究活動における不正行為防止に関する基本方針」及び「札幌大学における公的研究費等の不正防止計画」を策定の上、全本務教員及び研究活動の運営・管理に携わる事務職員等を対象に、日本学術振興会の「研究倫理 e-ラーニングコース」の受講を義務付け、研究倫理に対する知識の向上を図っている。 ③研究倫理審査 「札幌大学における人を対象とする研究に關しての倫理規程」を定め「札幌大学人を対象とする研究に關しての倫理審査委員会要領」に基づき、研究倫理審査の環境を整備している。運用を開始した令和 3(2021)年度から計 16 件の審査を行い、「承認」を受けた研究は承認番号を付して学会発表、論文投稿を行っている。 ④利益相反マネジメント 「学校法人札幌大学における利益相反マネジメント規程」及び「学校法人札幌大学における利益相反マネジメントに関する指針」を制定し、令和 8 年 4 月 1 日から施行した。
指定するエビデンス資料	○研究環境に関する調査の結果 ○研究環境整備の方針・計画 ○研究倫理に関する規則 ○研究費の適正利用に関するマニュアル ○研究活動への資源配分に関する規則 ○研究活動に対する RA など人的支援に関する規則 ○科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書 ○外部資金応募・獲得の実績一覧 ○学校法人札幌大学における利益相反マネジメント規程 ○学校法人札幌大学における利益相反マネジメントに関する指針
自己点検・評価の根拠となる資料	○札幌大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規程 ○札幌大学における公的研究費等の不正使用防止及び研究活動における不正行為防止に関する基本方針 ○令和 8(2026)年度札幌大学における公的研究費等の不正防止計画 ○札幌大学における人を対象とする研究に關しての倫理規程 ○札幌大学人を対象とする研究に關しての倫理審査委員会要領
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	研究活動における不正行為の未然防止のため、研究倫理に関するリーフレット、研究倫理教育、コンプライアンス教育、各種説明会を春学期内に実施し、関係書類の提出率及び受講率 100%を目指す。また、今年度から施行される利益相反に関する規程及び指針の周知徹底を行う。加えて、実施結果を年度内に各種会議で総括するとともに、最新の情報や情勢に注視しながら、次年度の不正防止計画を作成する。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○大学設置基準第 40 条の 3 (教育研究環境の整備)

評価の視点 5-4-③研究活動への資源の配分

基準 5	教員・職員												
5-4	研究支援												
5-4-③	研究活動への資源の配分												
評価の視点に関わる自己判定の留意点	○研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA(Research Assistant)などの人的支援を行っているか。 ○研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。												
自己判定	満たしている ・ 満たしていない												
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	○下記①～④の制度を学内規程等により整備し、研究活動への資源配分にあたって、適切に運用を行っているとともに、事務局での研究支援体制により、採択件数の維持・増加に努めている。 ①個人研究費 全本務教員に対して個人の研究が円滑に遂行されるよう配慮し、職位の区別なく年額一律 30 万円を配分している。「個人研究費取扱要領」に基づき、各教員が年度初めに設定する「研究テーマ」に必要な経費として、その範囲は研究旅費、研究用物品・図書、その他学会費、通信費、人件費・謝金等、多岐にわたって認めている。 ②学会発表旅費補助 国内外で開催される学会等で研究成果の発表を行うための旅費を補助し、研究活動の一層の意欲向上を図っている。(R7 実績：国内 15 件、国外 2 件) ③研究助成制度 学内における研究活動を促進させ、学術研究の振興を図ることを目的に、「札幌大学研究助成規程」に基づき、助成を行っている。助成の内容は、個人研究は、1 件 20 万円以内、最大 20 件 (400 万円) までであり、共同研究は、1 件 50 万円以内、最大 2 件 (100 万円) までである。(R7 実績：個人研究 18 件、共同研究 0 件) ④指定研究 (学長政策) 本学にとって有益な研究を行い、効果の高い教育を実践するための基盤づくりを推進することを目的に、学長が指定する研究テーマに対し 1 件 50 万円以内の助成を行っている。(R7 は募集せず) ○外部資金について ・独立行政法人日本学術振興会が行っている科研費は、文部科学省の定めに基づいて学内規程等を整備し、適切に機関管理を行っている。 ・応募者への支援と応募者数増加を目的に、科研費応募に係る学内説明会を開催している。 ・科研費事務に携わる事務職員を置き、日本学術振興会への各種申請手続き及び適正な執行の確保について支援体制を整えている。 ・定年退職や勤務延長満了後も科研費の研究課題が継続する教員に対し、既存研究の遂行と新たな研究種目への応募を可能にする「科研費研究員制度」を新設した。 過去 3 年の採択件数 (継続・分担分含む) <table><tr><th>年度</th><th>採択件数</th><th>備考</th></tr><tr><td>令和 5(2023) 年度</td><td>採択件数 24 件</td><td>本学研究代表者分 11 件</td></tr><tr><td>令和 6(2024) 年度</td><td>採択件数 28 件</td><td>本学研究代表者分 13 件 ※繰越分 1 件含む</td></tr><tr><td>令和 7(2025) 年度</td><td>採択件数 31 件</td><td>本学研究代表者分 16 件 ※延長分 1 件含む</td></tr></table> ・科研費のほか、委託研究契約に基づく受託研究費、企業との共同研究開発契約に基づく契約金の受け入れを行っており、契約に基づく適切な管理により研究活動の支援を行っている。	年度	採択件数	備考	令和 5(2023) 年度	採択件数 24 件	本学研究代表者分 11 件	令和 6(2024) 年度	採択件数 28 件	本学研究代表者分 13 件 ※繰越分 1 件含む	令和 7(2025) 年度	採択件数 31 件	本学研究代表者分 16 件 ※延長分 1 件含む
年度	採択件数	備考											
令和 5(2023) 年度	採択件数 24 件	本学研究代表者分 11 件											
令和 6(2024) 年度	採択件数 28 件	本学研究代表者分 13 件 ※繰越分 1 件含む											
令和 7(2025) 年度	採択件数 31 件	本学研究代表者分 16 件 ※延長分 1 件含む											
指定するエビデンス資料	○研究環境に関する調査の結果 ○研究環境整備の方針・計画 ○研究倫理に関する規則 ○研究費の適正利用に関するマニュアル ○研究活動への資源配分に関する規則 ○研究活動に対する RA など人的支援に関する規則 ○科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書 ○外部資金応募・獲得の実績一覧												
自己点検・評価の根拠となる資料	○令和 8(2026) 年度個人研究費取扱要領 ○個人研究費及びその他研究出張の手続き・留意事項に関する申し合わせ ○学会発表旅費補助の運用に関する申し合わせ事項 ○札幌大学研究助成規程 ○札幌大学指定研究 (学長政策) 取扱要領 ○札幌大学における公的研究費の運営・管理に関する取扱規程 ○札幌大学における科学研究費助成事業事務取扱要領 ○学校法人札幌大学科学研究費助成事業等研究員規程 ○学校法人札幌大学科学研究費助成事業等研究員に関する要領												
成果が出ている取り組みや特色	科研応募者への支援により、科研費採択件数と本学研究代表者件数は過去 3 カ年で増加して												

令和 8(2026) 年度 札幌大学・札幌大学大学院 自己点検・評価報告書

ある取り組み	いる。
自己点検・評価で発見された課題など	本学研究助成の応募枠が充足していない。
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	大学全体としての研究活動のさらなる活性化に向けて、学内研究費の効果的な活用、科学研究費申請や共同研究促進への支援体制の充実、研究業績の積極的な外部公開の促進などの取り組みを、組織横断的に進めていく。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○大学設置基準第 40 条の 3（教育研究環境の整備）

評価の視点 6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

基準 6	経営・管理と財務
6-1	経営の規律と誠実性
6-1-①	経営の規律と誠実性の維持
評価の視点に関わる自己判定の留意点	○組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実に行っているか。 ○法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考に、情報の公表を適切に行っているか。 ○法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	○組織倫理に関する規則に基づく適切な運営 法人のコンプライアンスをより一層推進するための体制の整備に必要な事項を定めることにより、法人の適正かつ公正な業務運営の確保及び社会的信頼の向上に資することを目的として、「学校法人札幌大学コンプライアンス規則」を令和 7(2025)年 4 月 1 日に制定し、適切な運営を誠実に行っている。 ○法令などに基づく教学マネジメント指針を参考とした情報の公表 法令により義務付けられている情報の公表は大学ウェブサイト等により適切に行っている他、法人や大学が保有する情報の公開及び財産目録等の開示に関し必要な事項を定めることにより、法人の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たすため、「学校法人札幌大学情報の公開及び開示に関する規程」を策定し、適切に情報公開を行っている。 公表にあたっては、「教学マネジメント指針」を参考に卒業・修了者数、学位授与率、進路決定状況などの情報についても公表している。 情報公開は大学ウェブサイトでの公表に加え、事務所に備え置き、請求があれば法令や規程等の定めに基づき、閲覧に供することが可能な体制を整備している。また、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用している。 ○法人業務の適正を確保するために必要な内部統制システムの整備 ・理事会において、理事の職務執行が法令及び「学校法人札幌大学寄附行為」に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、「学校法人札幌大学内部統制システム整備の基本方針」を令和 6(2024)年 11 月 13 日付で策定している。 ・「学校法人札幌大学文書取扱規程」を整備し、法人における文書の作成及び保存に関する基準その他文書の取扱いについて、必要な事項を定めている。 ・理事の職務の執行が適正に行われることを確保するため、「学校法人札幌大学常勤理事会会議規則」、「学校法人札幌大学理事長及び業務執行理事の職務及び決裁権限規則」、「学校法人札幌大学稟議決裁規程」を整備すると共に、「理事長及び業務執行理事の業務分担」を理事会で決定している。 ・職員の職務の執行が法令及び「学校法人札幌大学寄附行為」に適合することを確保するため、「学校法人札幌大学コンプライアンス規則」、「学校法人札幌大学内部通報規程」を整備している。 ・監事の監査が実効的に行われることを確保するため、「学校法人札幌大学監事監査規則」を整備している。 ・法人としての行動規範を定め、学生や保護者を中心としたステークホルダーに対して積極的に説明責任を果たすと共に、経営方針や姿勢を自主的に点検し、本学の健全な成長と発展につなげていくことを目的とし、令和 3(2021)年度に「学校法人札幌大学ガバナンス・コード」を策定し、毎年度自己点検・評価を行い、改正や点検結果の公表を行ってきた。 ・令和 7(2025)年度から日本私立大学協会加盟法人共通の「ガバナンス・コード 2.0」を適用しており、その遵守状況について協会に報告すると共に、大学ウェブサイトにおいても公表している。 ・法令及び「学校法人札幌大学寄附行為」その他の内部規程に違反する行為に関する内部通報の適正な対応の仕組みを定めることにより、通報者の保護を図ると共に、法令等に違反する行為の早期発見及び是正を図り、もって法人のコンプライアンス体制の強化及び法人業務の適正な確保に資することを目的とする「学校法人札幌大学内部通報規程」を整備している。
指定するエビデンス資料	○組織倫理に関する規則 ○情報公表に関する規則 ○学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL ○私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL ○内部統制の組織体制を示す図 ○内部統制に関する規則
自己点検・評価の根拠となる資料	○学校法人札幌大学コンプライアンス規則 ○学校法人札幌大学情報の公開及び開示に関する規程 ○学校法人札幌大学内部統制システム整備の基本方針 ○学校法人札幌大学文書取扱規程 ○学校法人札幌大学常勤理事会会議規則 ○学校法人札幌大学理事長及び業務執行理事の職務及び決裁権限規則

令和 8(2026)年度 札幌大学・札幌大学大学院 自己点検・評価報告書

	○学校法人札幌大学稟議決裁規程 ○理事長及び業務執行理事の業務分担 ○学校法人札幌大学内部通報規程 ○学校法人札幌大学監事監査規則 ○学校法人札幌大学ガバナンス・コード ○令和 6(2024)年度 学校法人札幌大学ガバナンス・コード点検報告書 ○日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞ ○学校法人札幌大学内部通報規程
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法施行規則第 172 条の 2（情報の公表） ○私立学校法第 20 条（特別の利益供与の禁止）、第 27 条（寄附行為の備置き及び閲覧等）、第 36 条（理事会の職務等）、第 37 条（理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事）、第 39 条（理事の報告義務等）、第 103 条（計算書類等の作成及び保存）、第 106 条（計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等）、第 107 条（財産目録等の作成、備置き及び閲覧等）、第 108 条（寄附行為の変更）、第 148 条（体制の整備及び中期事業計画の作成等）、第 151 条（情報の公表の特例）

評価の視点 6-1-②環境保全、人権、安全への配慮

基準 6	経営・管理と財務
6-1	経営の規律と誠実性
6-1-②	環境保全、人権、安全への配慮
評価の視点に関わる自己判定の留意点	○環境や人権について配慮しているか。 ○学内外に対する危機管理の体制を整備し、それが適切に機能しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	○環境や人権への配慮 1. 環境への配慮 暖房については従来ボイラー（重油）に依存していたが、令和 3(2021)年竣工の新校舎「SUcole」にエアコン設備を導入し、重油由来熱源の使用量の削減を図っている。さらに、現在、建設中の新体育館においても、「SUcole」同様にエアコン設備を導入することとし、キャンパス全体で化石燃料の使用による温室効果ガスの発生を抑制している。 長年、未整備であった「大学の森」の利活用と健全化に向けた取り組みを進め、キャンパス内の自然環境の維持・改善を図っている。 2. 人権への配慮 大学は教職員、学生、保護者、取引先、地域社会等と深く関わっており、それら全ての人の人権に配慮することが重要であり、大学の評価にも大きく影響することを意識している。大学で働く者が快適な環境のもと学修、教育、研究及び職務を遂行できるよう、ハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するために、「学校法人札幌大学ハラスメントの防止に関する規程」、「学校法人札幌大学ハラスメント苦情相談員に関する規程」及び「学校法人札幌大学ハラスメント調査委員会に関する規程」を整備する他、大学に勤務する教職員が認識すべき事項として、「学校法人札幌大学ハラスメントの防止等に関する指針」を設けている。 教職員からの申立や相談に応じるため、教職員から 6 人の両性のハラスメント苦情相談員を置き、適切に対応する体制を整備している。 また、学生に対するハラスメント等に関しては、「札幌大学ハラスメントの防止等に関する規程」や「札幌大学ハラスメント防止のための認識すべき事項の指針」を整備するとともに、「札幌大学人権委員会及び人権コーディネーターに関する規程」に基づき、学生からの申立や相談に対して援助や助言を行うため、教職員の中から両性で構成する 6 人の人権コーディネーターを置いている。人権コーディネーターによる対応を超える事案が発生した際は、教員 4 人及び事務職員 2 人から構成される人権委員会が、人権コーディネーターと連携して適切な対応を行う体制となっている。 また、職場の安全及び衛生管理に関して「学校法人札幌大学安全衛生管理規程」を整備しているとともに、労働安全衛生法及び本学就業規則に定める衛生管理に関する重要事項を適切に遂行するため、法人が任命する委員長及び 4 人の委員で構成する「学校法人札幌大学衛生委員会」を定期的に開催している。 基本的人権及び個人の尊厳を保つための個人情報保護が重要であることから、「学校法人札幌大学個人情報の保護に関する規程」を整備すると共に「学校法人札幌大学個人番号及び特定個人情報取扱規程」を整備し運用している。 3. 安全への配慮 ハード面ではスロープや多目的トイレなど校舎内のバリアフリー化に取り組んでいる他、車いす使用学生が受講する講義についてはバリアフリー対応教室への変更や電動車いす昇降機の活用等により履修機会の確保に努めている。さらに令和 3(2021)年度に建設した新校舎「SUcole」においては、黒色ピクトサインの採用や全室個室の男性トイレを整備し、ジェンダーレスにも取り組んでいる。 ソフト面では、特別な教育的ニーズを有する学生への対応として、差別の禁止や合理的配慮を「札幌大学特別な教育的ニーズを有する学生の支援に関する規程」において定め、相談窓口や支援体制を整備している。 また、本学ではアイヌの歴史・文化を理解し、多文化共生の精神を養うことを目的とした学生を受け入れていることもあり、アイヌ民族へのマイクロアグレッション（日常的な言動の中に潜む無意識の偏見や差別的なメッセージ）をテーマにした SD(Staff Development)研修を行うなど、教職員の問題理解と意識向上を図っている。 令和 4(2022)年には「次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」を策定し、本学で働く全ての教職員が、生き生きとしてそれぞれの能力を十分に発揮できるよう働きやすい環境作りを進めている。 このように多様性を受容する継続的な努力をハード、ソフトの両面から行っている。 ○学内外に対する危機管理の体制の整備及び機能性 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、法人における防火・防災管理業務について必要な事項を定め、火災の予防及び火災、大規模地震、その他災害による人命の安全、被害の軽減、二次的災害発生の防止に努めることを目的とした「学校法人札幌大学防火・防災管理規程」を策定し、原則毎年度、教職員及び学生を対象に防災訓練を実施している。 大学において発生することが想定される様々な危機に迅速かつ的確に対応するため、また

	学生及び教職員等の安全確保を図ると共に社会的責務を果たすため「学校法人札幌大学危機管理規程（危機管理規程）」及び「学校法人札幌大学危機管理マニュアル（危機管理マニュアル）」を整備している。 「危機管理規程」においては、理事長を最高責任者として危機管理及び危機対策に必要な措置を講じるための組織である「危機管理委員会」を設置し、さらに危機対策を講ずる必要があると判断する場合には「危機対策本部」を設置することとしている。 「危機管理マニュアル」は、「危機管理規程」に基づき、危機管理及び危機対応に関する基本的な事項を明示し、法人及び大学における様々な危機の未然防止と危機が発生した場合に速やかな対応を図り、その被害を最小限に留めることを目的としている。 札幌市内に大きな被害をもたらす大地震などの危機発生時に、本学自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、災害応急対策などの優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定すると共に、入試や授業などの重要な業務を継続して実施することにより大学の機能を維持し、休止・中断しても可能な限り短い期間で復旧させることを目的として、「学校法人札幌大学業務継続計画（BCP）」を整備している。 また、災害時の備蓄に関しては、札幌大学生協同組合と「札幌大学と札幌大学生協同組合との間における災害時の協力等に関する覚書」を取交し、有事の際には、店内の在庫物資や施設設備等を学生等に提供できるよう体制を整備している。
指定するエビデンス資料	○ハラスメント防止に関する規則 ○個人情報保護に関する規則 ○危機管理に関する方針・規則 ○危機管理に関するマニュアル
自己点検・評価の根拠となる資料	○学校法人札幌大学ハラスメントの防止に関する規程 ○学校法人札幌大学ハラスメント苦情相談員に関する規程 ○学校法人札幌大学ハラスメント調査委員会に関する規程 ○学校法人札幌大学ハラスメントの防止等に関する指針 ○札幌大学ハラスメントの防止等に関する規程 ○札幌大学ハラスメント防止のための認識すべき事項の指針 ○札幌大学人権委員会及び人権コーディネーターに関する規程 ○学校法人札幌大学安全衛生管理規程 ○学校法人札幌大学衛生委員会規程 ○学校法人札幌大学個人情報の保護に関する規程 ○学校法人札幌大学個人番号及び特定個人情報取扱規程 ○学校法人札幌大学防火・防災管理規程 ○学校法人札幌大学危機管理規程 ○学校法人札幌大学危機管理マニュアル ○学校法人札幌大学業務継続計画（BCP） ○校舎暖房システムの考え方 ○令和 6(2024) 年度防火防災訓練周知文・実施要領 ○令和 6(2024) 年度防火防災訓練報告書 ○令和 6(2024) 年度重油購入量レポート（過年度比較） ○札幌大学ウェブサイト（次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく学校法人札幌大学 一般事業主行動計画） ○札幌大学と札幌大学生協同組合との間における災害時の協力等に関する覚書
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	環境保全、人権、安全への配慮は、緊急事態に備える準備・整備を継続していくと共に、特に環境保全の対策として、新たに暖房システムを整備する場合は、引き続き電気もしくはガスボイラーの導入を前提に検討を進め、重油由来熱源の使用量の削減を図っていく。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○学校教育法施行規則第 172 条の 2（情報の公表） ○私立学校法第 20 条（特別の利益供与の禁止）、第 27 条（寄附行為の備置き及び閲覧等）、第 36 条（理事会の職務等）、第 37 条（理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事）、第 39 条（理事の報告義務等）、第 103 条（計算書類等の作成及び保存）、第 106 条（計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等）、第 107 条（財産目録等の作成、備置き及び閲覧等）、第 108 条（寄附行為の変更）、第 148 条（体制の整備及び中期事業計画の作成等）、第 151 条（情報の公表の特例）

評価の視点 6-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

基準 6	経営・管理と財務
6-2	理事会の機能
6-2-①	使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性
評価の視点に関わる自己判定の留意点	○使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、それが適切に機能しているか。 ○理事会の運営を適切に行っているか。 ○理事の選任を適切に行っているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	○使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備及び機能性 「学校法人札幌大学寄附行為」において、理事会は、全ての理事で組織すること、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督すること、また、理事は、理事会を構成し、法令及びこの「学校法人札幌大学寄附行為」で定めるところにより、職務を執行する旨決定している。 また、理事のうち 1 人を理事長とし、理事会の決議によって選定すること、理事長を除く理事のうち 6 人以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する旨決定している。 また、「学校法人札幌大学理事長及び業務執行理事の職務及び決裁権限規則」を別に定め、法令及び「学校法人札幌大学寄附行為」の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の事項に関する業務の円滑な運営を図るため、業務を執行する理事長及び業務執行理事の担当職務及び決裁権限を明確化している。 また、理事長及び業務執行理事の業務遂行にあたり、「学校法人札幌大学常勤理事会会議規則」に基づき、牽制機能の強化及び業務の円滑な執行を目的に、監事の出席を可能とした、理事長及び業務執行理事で構成する常勤理事会を設置している。 常勤理事会は、概ね毎週開催し、法人と教学が意思疎通を図りながら、法人及び教学に関する重要事項等について審議決定するなど、円滑に業務を執行する体制を整備している。 「学校法人札幌大学における規則等の制定改廃に関する規程」を整備し、法人及び学校の管理運営に関する重要事項を規定する「規則」の制定改廃については理事会が行うこと、理事会から理事長又は業務執行理事に委任される法人及び学校の管理運営に関する必要事項について規定する「規程」については常勤理事会の議を経て理事長又は学長が定めることなどを規定し、適切に運用している。 ○理事会運営の適切性 「学校法人札幌大学寄附行為」において、理事会の招集や議決事項、理事の責務などを規定している。また、「学校法人札幌大学理事会会議規則」を制定し、運営等について規定し、透明性を確保している。 理事会において、「理事長及び業務執行理事の業務分担」を決定し、当該業務分担に基づき、3 か月毎に理事会において「理事長及び業務執行理事の職務執行状況報告」を行っている。 令和 7(2025)年 4 月 1 日施行の改正私立学校法及び「学校法人札幌大学寄附行為」等に基づき、理事の選任や理事会の運営等に関して透明性の確保を図っている。 ○理事の選任の適切性 「学校法人札幌大学寄附行為」の規定に基づき、全理事及び全評議員を構成員とする「学校法人札幌大学理事・評議員選任機関」を設置すると共に、「学校法人札幌大学理事及び評議員の選解任に関する規則」及び理事会（令和 7(2025)年 5 月 27 日開催）で決定の「学校法人札幌大学における理事の登用に関する基本方針」に基づき適切に選任している。 また、理事長は、理事会（令和 7(2025)年 5 月 27 日開催）において決定の「学校法人札幌大学のあるべき理事長像」により選任過程の透明性を確保し、「学校法人札幌大学寄附行為」に定めたとおり理事会の決議により選任している。
指定するエビデンス資料	○法人の意思決定に関する組織図 ○予算・決算を承認した際の理事会の議事録 ○理事を選任する会議体の規則 ○理事を選任した際の会議体の議事録 ○中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録 ○理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書
自己点検・評価の根拠となる資料	○学校法人札幌大学寄附行為 ○学校法人札幌大学理事長及び業務執行理事の職務及び決裁権限規則 ○理事長及び業務執行理事の業務分担 ○理事長及び業務執行理事の職務執行状況報告 ○学校法人札幌大学常勤理事会会議規則 ○学校法人札幌大学における規則等の制定改廃に関する規程 ○学校法人札幌大学理事会会議規則 ○学校法人札幌大学理事及び評議員の選解任に関する規則 ○学校法人札幌大学における理事の登用に関する基本方針 ○学校法人札幌大学のあるべき理事長像

成果が出ている取り組みや特色 ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○私立学校法第 29 条（理事選任機関）、第 30 条（理事の選任等）、第 31 条（理事の資格及び構成）、第 36 条（理事会の職務等）、第 37 条（理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事）、第 39 条（理事の報告義務等）、第 43 条（理事会の議事録）、第 100 条（役員及び評議員に対する報酬等）、第 103 条（計算書類等の作成及び保存）、第 104 条（計算書類等の監査等）、第 146 条（理事の構成及び報告義務の特例）

評価の視点 6-2-②使命・目的の達成への継続的努力

基準 6	経営・管理と財務
6-2	理事会の機能
6-2-②	使命・目的の達成への継続的努力
評価の視点に関わる自己判定の留意点	大学の使命・目的を達成するために継続的な努力をしているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	○大学の使命・目的を達成するための継続的努力 法人及び大学の使命・目的の達成への継続的努力として、各種事業の評価・見直しと新たな施策等の検討を年度期中から弾力的かつ機動的に行えるよう、学長、副学長及び理事長、専務理事、常務理事、事務局執行部（局長・部長）を構成員として、教学・法人双方の観点から評価・検証を行う「新・中期計画 PDCA 会議」を設置し、「札幌みらいフロンティア・プラン（新・中期計画）」で掲げる<9 つの「行動計画」>や KPI(Key Performance Indicator)指標それぞれについて、評価・検証を行っている。 こうした評価・検証の作業を通じ、本学の教育・研究等の各種取り組みが学生や社会が求めるニーズに合致しているかを確認し、「新・中期計画」の改訂や年間の事業計画、具体的な取り組みに反映するなど、大学の使命・目的を達成するために継続的な努力をしている。 理事会の決定により改訂された「新・中期計画」や年間の事業計画、財務状況等については、事業報告書などを通じて大学ウェブサイト等で公表し、透明性ある法人運営・大学運営に努めている。
指定するエビデンス資料	○中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録
自己点検・評価の根拠となる資料	○「札幌みらいフロンティア・プラン（新・中期計画）」 ○「新・中期計画」を見直しした際の理事会の議事録 ○「新・中期計画 PDCA 会議」の議事録
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	今後も「新・中期計画 PDCA 会議」の評価・点検などを通じて、継続的に努力していく。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○私立学校法第 29 条（理事選任機関）、第 30 条（理事の選任等）、第 31 条（理事の資格及び構成）、第 36 条（理事会の職務等）、第 37 条（理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事）、第 39 条（理事の報告義務等）、第 43 条（理事会の議事録）、第 100 条（役員及び評議員に対する報酬等）、第 103 条（計算書類等の作成及び保存）、第 104 条（計算書類等の監査等）、第 146 条（理事の構成及び報告義務の特例）

評価の視点 6-3-①法人の意思決定の円滑化

基準 6	経営・管理と財務
6-3	管理運営の円滑化とチェック機能
6-3-①	法人の意思決定の円滑化
評価の視点に関わる自己判定の留意点	○意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行っているか。 ○教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	○理事会と評議員会における意思疎通及び連携の適切性 「学校法人札幌大学寄附行為」において、理事会及び評議員会の協議に関する規定を定めており、評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。 評議員に対し、法人運営に関する情報を提供するなど、意思疎通と連携を適切に行っている。 ○教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。 大学の抱える課題等に対し、法人と教学が意見交換できる場として「運営懇談会」を設けている他、本学の使命・目的である建学の精神と教育目標を達成するため、学長、副学長に加え、法人理事、事務局執行部を構成員とした「新・中期計画 PDCA 会議」を設置し、「札幌大みらいフロンティア・プラン（新・中期計画）」の推進状況の検証を適時適切に行い、新たな施策に反映している。 教学においては、各学系に所属する本学を本務とする教員で構成される「学系会議」や、学校教育法施行規則第 143 条に基づく代議制の「教育研究協議会」において、教員の意見・要望を広く募っている。 事務局においては、毎年度、事務職員を対象とした自己点検・評価において上司との面談を行うこととしており、面談を通じて事務職員の意見等を聞く仕組みを整備している。 また、教員と事務職員で構成される 12 の委員会において、学長が委任した事項について教職協働で検討し、学長に意見具申している。 上記の取り組みにより、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備している。
指定するエビデンス資料	
自己点検・評価の根拠となる資料	○学校法人札幌大学寄附行為 ○札幌大学学則 ○札幌大学教育研究協議会規程 ○札幌大学学系会議に関する規程 ○札幌大学委員会に関する規程 ○「令和 7(2025) 年度自己点検・評価記録書」の作成及び提出について
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	今後もあらゆる機会を通じて、教職員の提案などをくみ上げていく。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	

評価の視点 6-3-②評議員会と監事のチェック機能

基準 6	経営・管理と財務
6-3	管理運営の円滑化とチェック機能
6-3-②	評議員会と監事のチェック機能
評価の視点に関わる自己判定の留意点	○評議員の選任を適切に行っているか。 ○評議員会の運営を適切に行っているか。 ○監事の選任を適切に行っているか。 ○監事は、監事の職務を適切に行っているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	改正私学法に基づき以下のとおり適切に対応している。 「学校法人札幌大学寄附行為」において、法人に「10 人以上 11 人以内の評議員 を置く」と定めると共に、構成についても「この法人の職員のうちから選任した 者 1 人以上 2 人以上」、「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の もののうちから選任した者 2 人以上 3 人以上」、「学識経験者のうちから選任した 者 6 人以上 8 人以上」と定め、多様なステークホルダーが選任されるようにしてい る。 また、評議員の選任は、全理事と全評議員で構成される「学校法人札幌大学理 事・評議員選任機関」において選任することや、選任に当たっては私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項、第 46 条第 2 項及び第 3 項並びに第 62 条に規定する資格及び構 成に関する要件を遵守しなければならないことも明記している。 評議員の選任にあたっては、「学校法人札幌大学理事及び評議員の選解任に関 する規則」に基づき、「選任機関は、法令及び「学校法人札幌大学寄附行為」に 規定する資格及び構成に関する要件を遵守し、評議員を選任すること」や「評議 員の選任にあたっては、当該決定を行う選任機関に出席した構成員のうち理事が 出席構成員の過半数を超えてはならない」こ とを定めており、適切に選任してい る。 「学校法人札幌大学寄附行為」において、評議員会の招集や議決事項、評議員 の責務などを規定すると共に、「学校法人札幌大学評議員会会議規則」を制定 し、適切な運営を行っている。 監事の選任については、「学校法人札幌大学寄附行為」において、「評議員会 の決議によって選任する」、「選任に当たっては、監事の独立性を確保し、か つ、利益相反を適切に防止することができる者を選任する」、「監事の選任に当 たっては、私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項並びに第 46 条に規定する資格に関す る要件を遵守しなければならない」、「理事が監事選任に関する議案を評議員会 に提出する際には、監事全員の同意が必要である」、「監事は、評議員会におい て、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるこ とができる」、「常勤監事の選解任には、監事全員の合意が必要である」旨、定めており、適切 に選任している。 法令及び「学校法人札幌大学寄附行為」並びに「学校法人札幌大学内部統制シ ステム整備の基本方針」を踏まえ、法人の監事監査について、監事の役割、権限 を明確にし、監事による監査が適正かつ有効に行われ、法人の教育研究機能の向 上と財政の基盤確立等に寄与することを目的し制定された「学校法人札幌大学監 事監査規則」に基づき、毎年度「監事監査計画」を作成すると共に、会計監査人 や法人の内部監査室とも連携を取り職務を適切に行っている。
指定するエビデンス資料	○評議員を選任した際の会議体の議事録 ○監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録 ○予算・決算を審議した際の評議員会の議事録 ○監事監査に関する規則 ○監事監査計画書
自己点検・評価の根拠となる資料	○評議員を選任した際の会議体の議事録 ○監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録 ○学校法人札幌大学寄附行為 ○学校法人札幌大学内部統制システム整備の基本方針 ○学校法人札幌大学監事監査規則 ○令和 7(2025)年度監事監査計画 ○学校法人札幌大学内部監査規程 ○令和 7(2025)年度内部監査計画 ○学校法人札幌大学ガバナンス・コード
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	
課題などに対する改善状況と今	監事や評議員の選任及び職務の執行については、今後も継続して適切に行う。

後の取り組み予定	
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○私立学校法第 39 条（理事の報告義務等）、第 45 条（監事の選任等）、第 46 条（監事の資格）、第 52 条（監事の職務）、第 54 条（評議員会に提出する議案等の調査義務）、第 55 条（理事会及び評議員会への出席義務等）、第 56 条（理事会等への報告）、第 61 条（評議員の選任等）、第 62 条（評議員の資格及び構成）、第 66 条（評議員会の職務等）、第 78 条（評議員会の議事録）、第 80 条（会計監査人の選任等）、第 100 条（役員及び評議員に対する報酬等）、第 103 条（計算書類等の作成及び保存）、第 105 条（計算書類及び事業報告書並びに監査報告の評議員への提供等）、第 145 条（常勤の監事の選定の特例）

評価の視点 6-4-①財務基盤の確立

基準 6	経営・管理と財務
6-4	財務基盤と収支
6-4-①	財務基盤の確立
評価の視点に関わる自己判定の留意点	大学を運営するために必要な財務基盤を確立しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	財務体質面では、令和 7(2025)年度末で運用資産を 100 億円保有し、外部負債 51 億円を大きく上回っているほか、流動比率 261%、負債比率 39%など、大きな問題はない。 当法人では、安定した財務基盤を確立するための指標として、経常収支差額と経常収支キャッシュ・フロー（CF）を重視している。 経常収支差額は、当該年度の経常的な収支状況を示す指標であり、経常収支キャッシュ・フロー（CF）は、経常的な教育研究活動によって施設設備の更新や将来投資の原資となる資金をどの程度創出できたかを示す指標である。 一般的には、経常収支キャッシュ・フローは「経常収支差額＋減価償却費」により把握されるが、本学では、リース取引に係る償却費は実際のリース料支払いを伴う性格を有することからこれを除外し、経常的な事業活動から生み出される実質的な資金創出力をより適切に把握するための独自指標としている。 令和 7(2025)年度は、体育館建設コストを主因に経常収支差額は支出超過となったものの、同CFは2億円を確保している。 令和 8(2026)年度は、さらに体育館解体コストを要因に経常支出超過が拡大する見込みにあるが、「札幌大学魅力化構想」に着実に取り組み、定員充足率改善による令和 10(2028)年度の経常収支黒字化を見込むものである。
指定するエビデンス資料	○予算編成方針 ○財務計画書 ○外部資金導入の実績 ○資産運用に関する規則
自己点検・評価の根拠となる資料	○「札幌みらいフロンティア・プラン（新・中期計画）」 ○令和 8(2026)年度事業計画 ○令和 8(2026)年度収支予算書 ○令和 8(2026)年度予算編成方針
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	学生募集に関するリスクシナリオ（定員見直し）を策定し、収支構造見直しのシミュレーションが必要。
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	年内を目途に、上記リスクシナリオの策定や収支構造の見直しに関する具体的施策を検討する。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○私立学校法第 99 条（予算及び事業計画）、第 103 条（計算書類等の作成及び保存）、第 148 条（体制の整備及び中期事業計画の作成等）

評価の視点 6-4-②収支バランスの確保

基準 6	経営・管理と財務
6-4	財務基盤と収支
6-4-②	収支バランスの確保
評価の視点に関わる自己判定の留意点	○収入と支出のバランスが保たれているか。 ○外部資金の導入の努力を行っているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	収入と支出のバランスについては、6-4-①のとおり。 外部資金導入については、寄付金募集強化策を展開する。 令和 7(2025) 年度は、体育館建設を目的とした寄付金募集で目標額 1 億円を達成した。 同時に掲げた税額控除対象法人の要件充足を目指した寄付者数の増強 (100 人) についても同年度は達成した (要件は二年間の充足となるので継続取り組み)。
指定するエビデンス資料	○寄附行為 ○予算編成方針 ○財務計画書 ○外部資金導入の実績 ○資産運用に関する規則
自己点検・評価の根拠となる資料	○寄付金・補助金の獲得状況 ○過去 5 年間の経常収支 ○貸借対照表の状況と経年比較
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	税額控除対象法人の要件充足を目指した寄付者数の増強に継続して取り組むが、目玉事業が無い中、個人の寄付者を増やす工夫を所管部にて検討中。
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	2026 年度については、寄付募集メニューを多様化する他、教職員に対し 40% (64 人) の寄付を獲得するため、事務局 (部課長会議)、教員 (教育研究協議会) への周知を強化する。 寄付募集メニューの多様化については、本年 9 月の理事会を目的に立案する。 また、寄付人数を増やすための工夫を検討し、今年度内に募集を開始する。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○私立学校法第 99 条 (予算及び事業計画)、第 103 条 (計算書類等の作成及び保存)、第 148 条 (体制の整備及び中期事業計画の作成等)

評価の視点 6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営

基準 6	経営・管理と財務
6-4	財務基盤と収支
6-4-③	中期的な計画に基づく適切な財務運営
評価の視点に関わる自己判定の留意点	中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	「札幌みらいフロンティア・プラン（新・中期計画）」の主要 KPI (Key Performance Indicator) には入学定員充足率とこれに基づく経常収支差額及び経常収支キャッシュ・フローを設定しているが、計画進行年度の予算策定時及び決算確定時において、都度中期的な財務シミュレーションを行い、財務計画を作成するなど、適宜見直しを行っている。
指定するエビデンス資料	○予算編成方針 ○財務計画書 ○外部資金導入の実績 ○資産運用に関する規則
自己点検・評価の根拠となる資料	○予算編成方針 ○今後の収支見通し ○学校法人札幌大学資金運用に関する規程
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	経営基盤改善のためには、収支双方の改善が必要と考えるが、「札幌大学魅力化構想」など、新たな施策展開を反映した、より精緻な財務シミュレーションには至っていない。収入（学生数）、支出（コスト構造の見直し）双方を見直すためには、経費構造の分析が不足しているものとする。また、定員未充足継続の際のシミュレーションの作成も不足しているものとする。
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	経常収支の改善を達成するために、本年 9 月までに経費構造の分析を行い、予算支出の見直しを行う。併せて、収支悪化に係るリスク管理の一環として、様々なパターンの財務シミュレーションを作成する。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○私立学校法第 99 条（予算及び事業計画）、第 103 条（計算書類等の作成及び保存）、第 148 条（体制の整備及び中期事業計画の作成等）

評価の視点 6-5-①会計処理の適正な実施

基準 6	経営・管理と財務
6-5	会計
6-5-①	会計処理の適正な実施
評価の視点に関わる自己判定の留意点	○学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。 ○予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人札幌大学経理規程」及び「学校法人札幌大学経理規程事務取扱要領」に基づき適正に実施している。疑義が生じた場合には、監事、会計監査人（監査法人）等に照会し、指導・助言を受けながら会計処理の適正化に努めている。 会計監査人とは「質問用紙」を共有し、適宜会計処理に係るアドバイスを受けられる体制を構築している。 固定資産、備品の管理については、「学校法人札幌大学経理規程」及び「学校法人札幌大学固定資産管理規則」に従って適切に実施している。なお、資金運用については、「学校法人札幌大学資金運用に関する規程」及び「学校法人札幌大学資金運用管理委員会規程」に基づき適切に執り行っている。 補正予算編成については、当初予算編成時の入学者及び在学生に大きな乖離が生じた際は、収入予算及び支出予算を修正している。 その他、毎月、予算執行状況をもとに収支見込を行っており、経営に影響を与える予算執行等が発生した際には、随時、補正予算を編成することもある。 年度末の補正予算については、当期末見込の補正予算編成を行っている。
指定するエビデンス資料	○経理に関する規則 ○会計監査人の選任に関する規則 ○会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など ○補正予算編成方針
自己点検・評価の根拠となる資料	○学校法人札幌大学経理規程 ○学校法人札幌大学経理規程事務取扱要領 ○学校法人札幌大学固定資産管理規則 ○学校法人札幌大学資金運用管理委員会規程
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	財務課職員として、学校法人会計に係るより高度な知識を身に付け、厳しさを増す大学運営に対応できる職員を育成する必要がある。
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	年度内に財務初任者に対して研修の機会を設け、会計に係る知識の向上に取り組む。
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○私立学校法第 80 条（会計監査人の選任等）、第 86 条（会計監査人の職務等）、第 103 条（計算書類等の作成及び保存）、第 104 条（計算書類等の監査等）、第 144 条（会計監査人の設置の特例）

評価の視点 6-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

基準 6	経営・管理と財務
6-5	会計
6-5-②	会計監査の体制整備と厳正な実施
評価の視点に関わる自己判定の留意点	○会計監査人の選任を適切に行っているか。 ○会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	会計監査人については、私学法及び寄附行為に基づき、監事全員の合意を得て、第 277 回理事会(2025. 5. 27)にて候補者を選任、第 267 回評議員会(2025. 6. 11)にて選任した。 「学校法人札幌大学監事監査規則」において、監事の職務権限、調査権限、監査の対象及び内容、監査の実施方法などについて規定すると共に、監査計画の策定についても、「監事は、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を立て、適切に調査対象及び方法を選定し、監査計画を作成する。」と定めている。 また、同規則において、法人が設置する内部監査室との連携について、「監事は、法人の業務及び理事の職務執行状況を監査し、及びその他の職務を遂行するに当たり、法人における内部監査を行う内部監査室と情報を共有し、必要に応じ協力して調査を行う等の連携により、法人の監査業務の改善及び合理化に努めなければならない。」と定めていると共に、会計監査人との連携について、「監事は、法人の財産の状況を監査するに当たり、会計監査人から報告を求め、必要に応じ会計監査人に対し専門的事項の調査を委任することができる。監事は、効率的な法人の監査業務を行うために、会計監査人と綿密な情報交換を行う等により、連携を図るものとする。」と定め、監事、会計監査人及び内部監査室等の連携体制を整備し、会計監査などを厳正に実施している。
指定するエビデンス資料	○経理に関する規則 ○会計監査人の選任に関する規則 ○会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など
自己点検・評価の根拠となる資料	○学校法人札幌大学寄附行為 ○学校法人札幌大学経理規則 ○監査結果報告書
成果が出ている取り組みや特色ある取り組み	
自己点検・評価で発見された課題など	
課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定	
札幌大学自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会にて付された意見	
関連法令等	○私立学校法第 80 条（会計監査人の選任等）、第 86 条（会計監査人の職務等）、第 103 条（計算書類等の作成及び保存）、第 104 条（計算書類等の監査等）、第 144 条（会計監査人の設置の特例）

評価の視点 A-1-①地域貢献活動への取り組み

基準 A	地域貢献
A-1	地域貢献活動への取り組み
A-1-①	地域貢献活動への取り組み
評価の視点に関わる自己判定の留意点	
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	本学は、昭和 42(1967) 年の開学以来、建学の精神、教育目標及び 5 つの教育方針に基づき、「地域に貢献する人材」の育成を目指し、北海道の経済界や地域社会で活躍する多くの人材を輩出してきた。平成 25(2013) 年の「地域共創学群」への改組以降も、その理念を継承し、幅広い教養と確かな実践力を備え、地域の未来を創造する「地域共創人」の育成を教育の柱としている。人口減少や少子高齢化の進行に伴い、地域課題は一層複雑化・多様化しており、こうした社会状況の中、教育・研究を通じて地域課題の解決に主体的に取り組み、地域社会を支える人材を育成することは、「地域共創」を理念に掲げる本学の重要な使命である。この使命を果たすため、令和 4(2022) 年 6 月には自治体、高等学校、企業等との連携・協働による地域課題の解決及び新たな価値創造を推進する中核組織として「地域連携センター(RCC: Regional Cooperation Center)」を設置した。本センターでは、大学と地域社会をつなぐ窓口として、協働事業の推進、学外機関との関係構築、地域連携プログラムの企画・運営、地域ニーズの把握及び情報発信などを担っている。 本学では、多様な自治体や企業、教育機関等と連携し、学生が地域課題に主体的に向き合い、その解決に取り組む実践的な学修機会を提供している。これらの活動は、教室での学びを地域社会で実践することにより、課題発見・解決能力、主体性、協働性などの資質・能力を涵養する「生きた学び」となっている。また、地域課題の把握や活動テーマの設定に当たっては、大学の視点のみに偏ることなく、自治体、地域住民及び地域連携コーディネーター等から意見や助言を得ながら、地域の実情やニーズを踏まえた事業形成を進めている。 一方で、教員については、授業担当時間数の増加や地域との調整業務に対する負担等により、地域連携活動へ十分に参画しにくい状況が課題となっており、この課題に対応するため、地域連携課を中心として、連携自治体の行政職員、まちづくり団体及び地域人材(地域連携コーディネーター候補者)との協議を重ね、地域との共創による連携事業推進プラットフォームを構築し、持続可能な推進体制の整備を進めた。さらに、各自治体の総合計画や総合戦略に位置付けられた地域課題と本学の教育活動を結び付けることにより、自治体との連携を一層深化させ、学生の地域活動に対する補助金を獲得するなど、事業の継続性を支える財政的基盤の確保にもつながった。 また、活動成果の可視化と情報発信については、従来のニュース及びニュースレターに加え、学生と職員が協働して連携事業の動画制作に取り組み、外部委託に依存しない情報発信体制を整備した。 加えて、地域連携活動の単位化について、新カリキュラムでの本格導入を見据え、「留萌市」、「むかわ町」、「松前町」、「美幌町」及び「松本大学・鹿児島国際大学との三大学連携」の 5 つのプログラムについて試行的な取り組みを開始した。 これらの取組を通じ、本学は地域とともに教育・研究を展開する体制を着実に整備してきた。今後も地域との連携・協働を一層深化させ、学生が地域社会の課題解決に主体的に参画する教育を推進するとともに、「地域共創人」の育成を通じて地域社会の持続的な発展に貢献していく。 本学の地域連携に関する取り組みは以下のとおり。 ①高大地連携 (1)むかわ町・北海道鶴川高校 (2)松前町・北海道松前高校(3)上ノ国教育委員会・北海道上ノ国高校 (4)平取町と北海道平取高校 ②高大連携 (1)北海道札幌丘珠高校 (2)札幌新陽高校 (3)北海道札幌東陵高校 (4)北海道札幌東商業高校 (5)北海道網走南ヶ丘高校 ③地域との連携 (1)美幌町 (2)留萌市 ④大学間との連携 (1)松本大学、鹿児島国際大学との三大学連携 (2)北海道科学大学、北海道文教大学との三大学連携 ⑤自治体・民間企業・教育機関等との連携 (1)北海道 (2)北海道議会

	(3)豊平区 (4)公益財団法人アイヌ民族文化財団 (5)サツドラホールディングス株式会社 (6)コープさっぽろ、北海道文教大学 (7)学校法人田中学園 (8)三重県松阪市 (9)北海道バスケットボールクラブ（レバンガ北海道） (10)一般社団法人北海道ラグビーフットボール協会・認定特定非営利活動法人北海道パ バリアンズラグビーアンドスポーツクラブ (11)地域連携プラットフォームさっぽろ (12)一般社団法人学修評価・教育開発協議会 これらの地域貢献活動は、令和 4(2022)年 6 月に設置した「地域連携センター」が中心と なり取り組んでいる。活動後の報告は、「ニューズレター」として記事をまとめ、令和 8(2026)年 5 月 1 日時点で 42 刊を発刊（特別編、番外編を除く）している。参加学生や担当 教員、プログラムに係る事務職員へのヒアリングを行い、取り組みに関する感想等や次の取 組みに向けた改善策、向上策を検討し、次のステップに反映するなど、常にアップデート をすることを心掛けている。
指定するエビデンス資料	
自己点検・評価の根拠となる資料	○札幌大学ホームページ「ニュース一覧」 ○札幌大学地域連携センター「ニューズレター」○地域共創フィールドスタディ～むかわ町 I～募集要項 ○地域共創フィールドスタディ～松前町～募集要項 ○地域共創フィールドスタディ～美幌町エデュケーションプログラム～体験活動等の単位認 定制度コンテンツ申請様式 ○『三大学学生交流課題研究会議』-募集要項- ○教養実践 A・B（担当：荒木俊博）シラバス【留萌市】 ○各種協定書
成果が出ている取り組み、特色あ る取り組み	○連携先との活動について、5 つの単位認定プログラムをスタートした。 ○札幌市の「大学による公益的事業の推進補助金（ふるさと納税における本学への指定寄付 分）」を財源とした、学生の地域活動を補助する「ありがとうの交換。」による活動。
自己点検・評価や外部による評価 で発見された課題など	○連携先との費用負担について、相互に Win-Win な関係の構築。 ○地域連携活動に関与する教員の確保。 ○全教職員及び部課との情報共有と横断的な連携関係の構築。
課題などに対する改善状況と今後 の取り組み予定	○各協定及び連携活動について、1 年毎に定期的な総括や見直しを行う。 ○学外には引き続き「ニュースリリース」、「ニューズレター」を通じて情報発信を行うと ともに、それ以上に学内に対しての情報発信を強化する。 ○教務課、学生課（スポーツセンター）、就職課と横断的な連携や取り組みを強化する。 ○高校との連携について、1～2 年生向けの活動増強、毎年一定数の入学者実績のある高校と の連携強化、停滞している連携の再構築など、入試戦略の視点から見直しを図る。
札幌大学自己点検・評価運営会 議、自己点検・評価実施委員会に て付された意見	
関連法令等	○大学設置基準第 7 条（教育研究実施組織等）